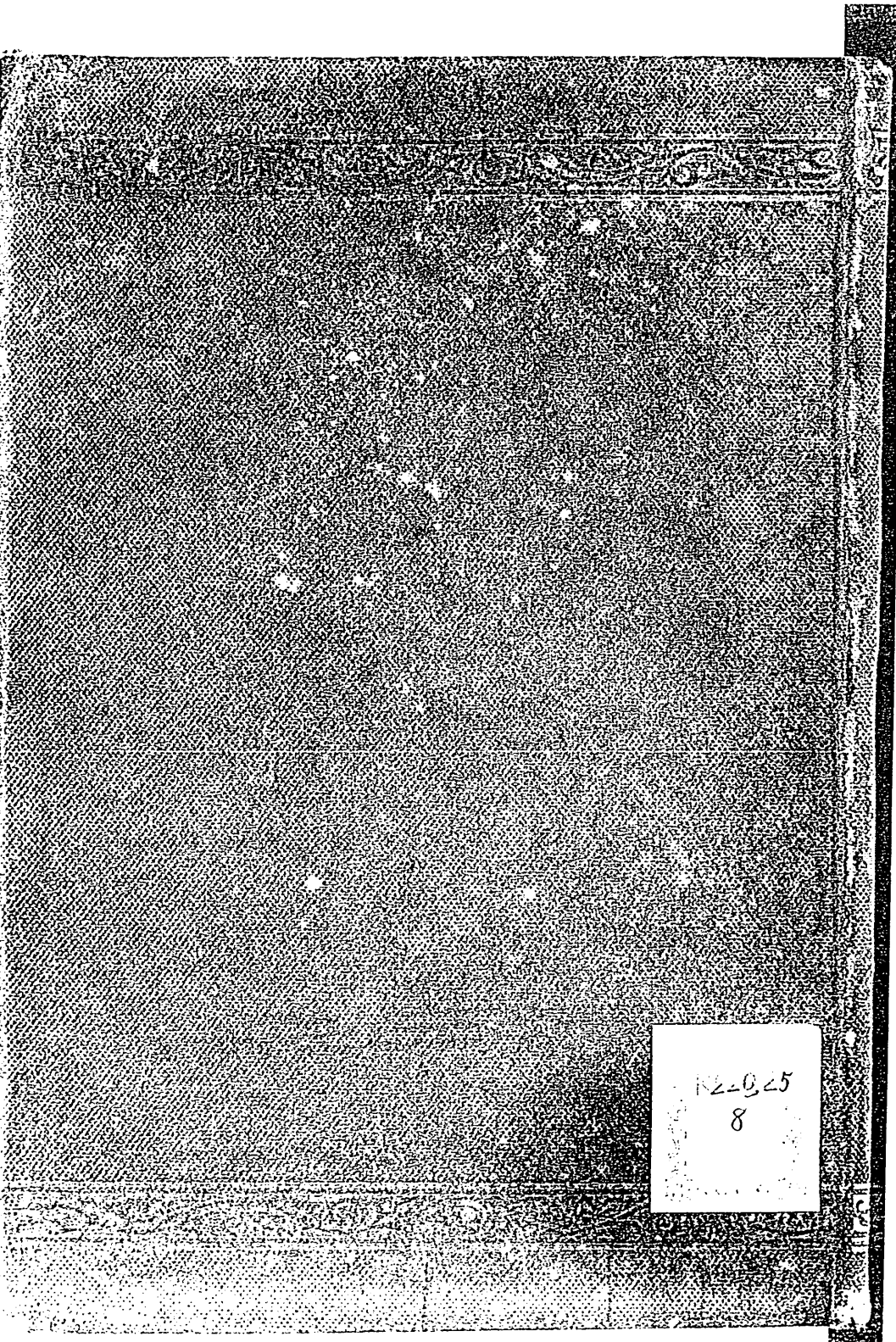




K220.25

8

法學博士
文學士
有賀長雄著述

中學
用
典
義
新
書

東京
三省堂發行

明治
37 12 7
丙交

西洋史教科書目次

上古史

◎第一章 發端……………一

- 一節 西洋史の範圍
- 二節 世界の三人種
- 三節 白哲人種の三種族
- 四節 アーリア種族の遷徙

◎第二章 エジプト……………三

- 一節 土地
- 二節 人民
- 三節 諸王朝興亡
- 四節 エジプト、ギリシア、フェニキア交通
- 五節 エジプトの衰亡

◎第三章 メソポタミア諸國民、カルデア、アッシリア、バビロニア……………五

- (甲)カルデア
- 一節 土地

二節 カルデアの文物

(乙)アッシリア

- 三節 アッシリア
- 四節 アッシリアの滅亡
- 五節 アッシリアの風俗

(丙)バビロニア

- 六節 バビロニア
- 七節 バビロンの滅亡

◎第四章 イスラエル及フェニキア……………九

一節 イスラエル人及フェニキア人

(甲)イスラエル

- 二節 土地及人民
- 三節 ヘブライ王國
- 四節 イスラエル人の唯一神教

(乙)フェニキア

- 五節 土地及人民
- 六節 シドン、チルの興亡
- 七節 フェニキアの通商航海及殖民事業

◎第五章

ヘルシア

二

- 一節 人民
- 二節 キロス大王
- 三節 カンピセス
- 四節 ダリウス一世
- 五節 クセルクセス一世
- 六節 ヘルシアの衰亡
- 七節 ヘルシアの宗教
- 八節 建築

◎第六章

ギリシア

五

- 一節 土地人民
- 二節 一市一國
- 三節 殖民地
- 四節 國神宣託
- 五節 神聖遊戲
- 六節 祭祀盟會
- 七節 祖神史詩
- 八節 共通外敵

◎第七章

スパルタ及アテネの興起

八

(甲)スパルタの起源

- 一節 ドリア族の南下
- 二節 リコルゴスの法律
- 三節 スパルタの膨脹
- (乙)アテネの起源
- 一節 國情
- 二節 ソロン法律
- 三節 ビシストラトス
- 四節 クリストネスの改革

◎第八章

ギリシア、ヘルシア戦争

三

- 一節 ヨーロッパ、アジア分け目の戦争
- 二節 マラトンの役
- 三節 テミストクレス
- 四節 テルモビレの役
- 五節 サラミス海戦
- 六節 プラテエー及ミカレの役

◎第九章

アテネ、スパルタ、テーベの交渉

三

- 一節 アテネ防禦

- 二節 アテネの覇業
- 三節 ペリクレス
- 四節 三十年間の休戦
- 五節 ペロポネソス戦争
- 六節 アテネ敗亡
- 七節 スパルタの覇業
- 八節 テーベの覇業

◎第十章

マケドニアアレクサンドル大王の事業、大王死後の分裂

七

- 一節 ファリボ王の覇業
- 二節 アレクサンドル大王
- 三節 アレクサンドルの人物及事業
- 四節 アレクサンドル領土の分裂
- 五節 マケドニア及ギリシア
- 六節 シリア王國
- 七節 エジプト王國

◎第十一章

ギリシアの文物

三

- 一節 ギリシア人の天性
- 二節 建築

- 三節 彫刻
- 四節 詩賦
- 五節 戯曲
- 六節 演説
- 七節 哲學
- 八節 理學

◎第十二章

イタリアの國情

六

- 一節 人民
- 二節 ラテン人種
- 三節 ローマの社會
- 四節 ローマの宗教

◎第十三章

イタリア半島の統一に至るローマ

六

- 一節 國初の政體
- 二節 執政命令者及保民官
- 三節 平民執政
- 四節 近隣諸族の征服
- 五節 南部イタリアの内附
- 六節 ローマの權力

◎第十四章 地中海沿岸一統に至るローマの東征……………三六

- 一節 地中海海上權
- 二節 カルタゴ
- 三節 第一回ポエニ戦争
- 四節 カルタゴのイスパニア征服
- 五節 第二回ポエニ戦争
- 六節 地中海東岸の征服
- 七節 第三回ポエニ戦争
- 八節 イスパニア征服

◎第十五章 ローマ共和政治の末路……………四〇

- 一節 國情の變化
- 二節 グラクスの改革
- 三節 ユグルタ戦争
- 四節 イタリアの内戦
- 五節 ミトラダテス戦争
- 六節 スルラの成功
- 七節 ポンペイウスの武勳

◎第十六章 ケーザルの事業……………四七

一節 ケーザル

- 二節 第一回の三人政治
- 三節 ケーザルのガリア及ブリタニア征伐
- 四節 ケーザルボンペイウスの爭權
- 五節 ケーザルの功名及遭難
- 六節 第二回の三人政治
- 七節 アクチウムの役

◎第十七章 ローマの帝政……………五一

- 一節 アウグスツス、ケーザル
- 二節 フラウイウス統
- 三節 善帝五代
- 四節 帝位公賣、兵營諸帝

◎第十八章 東西ローマ分離……………五三

- 一節 ギョクリチヤヌスの雙帝制度
- 二節 コンスタンチヌス大帝の統一
- 三節 ゴット人ドナウを渡る
- 四節 ローマ帝國東西分離

五節 諸蕃族のローマ侵入
六節 西ローマ没落

◎第十九章 ローマとバルティア及ベルシア……………五五

- 一節 共和時代の關係
- 二節 帝政時代の關係
- 三節 ササン統のベルシア國

◎第二十章 ローマの文物……………五七

- 一節 建築
- 二節 學問
- 三節 遊戲
- 四節 耶蘇教の傳播
- 五節 ニケーア會議
- 六節 ゲルマニ民族の教化

中 古 史

◎第二十一章 ゲルマニ民族の遷徙……………六三

- 一節 ゲルマニ民族の特質
- 二節 西洋文明の基礎

三節 フランク王國の建立
四節 イギリス國の起原

◎第二十二章 東ローマ、ベルシア……………六四

- 一節 ユスチニアヌス帝
- 二節 東ローマ、ベルシアの戦争
- 三節 スラブ諸部落

◎第二十三章 サラケン……………六五

- 一節 アラビアの土地人民
- 二節 ムハメット及回教
- 三節 カリフ帝國
- 四節 サラケン帝國の文明

◎第二十四章 中世に於ける東ローマ……………六六

- 一節 ギリシア帝國の名稱
- 二節 ギリシア帝國の國情
- 三節 ローマ法皇の起源
- 四節 西ローマ帝國の再興
- 五節 カロラ大帝の功業
- 六節 ベルダン條約

七節 ドイツ、及、フランスの起源

◎第二十五章 ノルマン人……………七二

- 一節 ノルマン人の特性
- 二節 ロシア國の起源
- 三節 ノルマン人のフランス侵入
- 四節 ノルマン人のイギリス侵入
- 五節 ノルマン人のイタリア侵入
- 六節 イスランド及グリーンランド

◎第二十六章 神聖ローマ帝國……………七四

法皇の權威

- 一節 ドイツ王の選舉
- 二節 神聖ローマ帝國
- 三節 皇帝と法皇との衝突

◎第二十七章 西ヨーロッパの制度……………七六

國勢 封建制度

- 一節 封建制度
- 二節 封建諸侯の城塞
- 三節 騎士
- 四節 農工商業

◎第二十八章 十字軍と東方諸國……………七九

- 一節 十字軍の由來
- 二節 イエルサレム王國の興廢
- 三節 十字軍の結果

◎第二十九章 ドイツの分裂……………八四

ドイツの分裂及フランス、イギリス、スペインの中央集權

- 一節 ドイツの分裂
- 二節 オーストリアの起源
- 三節 フランスの中央集權
- 四節 イギリスの内部一統
- 五節 百年の役
- 六節 薔薇軍
- 七節 イスパニアの國情

◎第三十章 イギリスの憲法及議會……………八七

イギリスの憲法及議會の起源 大陸の自由諸市及地方連合

- 一節 庶民の地位改良
- 二節 ジン王の大憲章
- 三節 議會の起源
- 四節 イタリアの獨立諸市
- 五節 ドイツの自由諸市

- 六節 ドイツの地方聯合
- 七節 一般觀察

◎第三十一章 東ヨーロッパの國情……………九〇

蒙古の侵入 オトマンの侵入

- 一節 ギリシア帝國の國情
- 二節 蒙古人のヨーロッパ侵入
- 三節 ロシアに於ける蒙古朝廷
- 四節 アジアに於ける蒙古國
- 五節 オトマン、トルコ
- 六節 ギリシア帝國の滅亡
- 七節 ロシアの使命

◎第三十二章 古學復興、活版の發明……………九五

古學復興、活版の發明、兵制の變遷、地理上の發見

- 一節 中古の學問
- 二節 古學及美術の再興
- 三節 活版の發明
- 四節 兵制の變遷
- 五節 地理上の智識發達
- 六節 マルコポーロ
- 七節 羅針盤の發明

- 八節 地理上の發見
- 九節 コランパスの新世界發見
- 十節 アメリカ大陸
- 十一節 世界廻航

◎第三十三章 宗教改革……………九九

宗教改革、イスパニアとフランス

- 一節 宗教改革の原因
- 二節 ルーテル
- 三節 新教の傳播
- 四節 カルビン、ツウイングリ
- 五節 シェマルカルデン同盟
- 六節 クレスビー和約
- 七節 アウグスブルグ宗教講和
- 八節 カロロ五世の死
- 九節 宗教改革の結果

近古史

◎第三十四章 ポルトガル、イスパニアの殖民政策……………一〇五

- 一節 ポルトガルの印度通商
- 二節 印度總督

三節	極東交通	
四節	新世界殖民	
五節	黒奴賣買	
六節	イスパニア、ポルトガル暴富の結果	
◎第三十五章	宗教改革の反動……………二〇	
一節	宗教改革の狀態	
二節	トリエント會議	
三節	エスイタ團體	
四節	フランソア、サビエル	
五節	異端糾弾	
◎第三十六章	フイリポ二世、オランダ獨立……………二〇	
一節	フイリポ二世	
二節	新教徒征伐	
三節	ユートレヒト聯合	
四節	回教徒追伐	
五節	イスパニア、ポルトガル合併	
六節	オランダ共和國の隆盛	

◎第三十七章	イギリスのチュードル朝……………二二
一節	チュードル朝の時代
二節	ヘンリ八世
三節	イギリス教會の獨立
四節	エドワード六世
五節	マリィ、チュードル
六節	エリザベス
七節	不可敬艦隊の沈滅
八節	イギリス文學の黄金時代
◎第三十八章	フランスの宗教戦争……………二七
一節	ユグノー
二節	宮中の門黨
三節	バルトロメオ祭日の變
四節	ブルボン統の起源
五節	ナント詔敕
六節	リシャリユー僧正
◎第三十九章	三十年戦争……………二九
一節	三十年戦争の原因

二節	ボヘミア戰役時代
三節	デンマーク戰役時代
四節	スウェーデン戰役時代
五節	スウェーデン、フランス聯合時代
六節	ウエストファリア和陸
七節	三十年戰役の結果
◎第四十章	フランス國家主義の確立及外國侵略イ……………二三
一節	フランスの帝王神權說
二節	ルイ十四世の豪奢
三節	ネーデルランド及オランダ侵略
四節	ファルツ侵略
五節	イスパニア繼嗣問題
六節	イスパニア繼嗣戰爭
七節	ユトレヒト和約
◎第四十一章	イギリスの革命……………二七
一節	チャールズ一世
二節	クロムウェル
三節	共和政體

四節	王政復古
五節	ホイグ黨、トリー黨
六節	一六八八年の革命
七節	權利宣言及權利條例
八節	大ブリテン國
◎第四十二章	南洋及東洋に於けるポルトガル、イスパニア、オランダ、及イギリス……………二三
一節	イスパニア、ポルトガルの日本交通
二節	フィリピン群島
三節	豊臣秀吉とフィリピン
四節	オランダの東洋交通
五節	オランダの日本交通
六節	イギリスの東洋交通
七節	イギリスの日本交通
八節	臺灣
◎第四十三章	近古に於ける北ヨーロッパ及東ヨーロッパ諸國の戰役……………二五
一節	スウェーデン、デンマーク
二節	ポーランド

- 三節 ロシアのロマノフ統
- 四節 ペテロ大帝
- 五節 北ヨーロッパ戦役
- 六節 ベテルブルグ
- 七節 ロシアの強大

◎第四十四章

プロシアの勃興、ポーランド並にオーストリアに継承の役、七年の役

- 一節 ホーヘンツォーレルン家
- 二節 フレデリキ・ウイルヘルム大公
- 三節 フレデリキ一世
- 四節 フレデリキ・ウイルヘルム一世
- 五節 フレデリキ二世(大王)
- 六節 ポーランド継嗣の戦争
- 七節 オーストリア継承の戦争
- 八節 アーヘンの和約
- 九節 對プロシア同盟
- 十節 七年の戦役
- 十一節 プロシアの地位

◎第四十五章

イギリス、フランスの殖民策

- 一節 フランスの殖民策
- 二節 イギリスの殖民策
- 三節 印度に於けるイギリス・フランスの衝突
- 四節 イギリスの印度總督
- 五節 北アメリカに於ける衝突
- 六節 北アメリカ殖民地の獨立
- 七節 北米合衆國の起源

◎第四十六章

カタリナ二世、ポーランド滅亡

- 一節 カタリナ二世
- 二節 ポーランド分割
- 三節 ポーランド滅亡

◎第四十七章

第十八世紀に於けるヨーロッパ列國の情勢及文物

- 一節 社會階級
- 二節 革新文學
- 三節 理學の發達
- 四節 哲學

五節 經濟學

近世史

◎第四十八章

フランス革命………一五三

- 一節 革命の原因
- 二節 革命の發端
- 三節 貴族逃脫、國王拘留
- 四節 新憲法及過激黨
- 五節 諸君主國との戦争
- 六節 共和政體宣言
- 七節 恐怖時代
- 八節 世態一新
- 九節 反動
- 十節 ナポレオン・ボナパルト
- 十一節 總裁政府
- 十二節 攻勢政略
- 十三節 革命主義の傳播
- 十四節 エジプトの役

十五節

ナポレオン總裁政府を轉覆す

◎第四十九章

統領政府及第一帝國………一六二

- 一節 統領政府
- 二節 國土膨脹
- 三節 文治振興
- 四節 終身統領及皇帝
- 五節 アウステルリッツの役
- 六節 神聖ローマ帝國滅亡
- 七節 ツラファルガー海戦
- 八節 エナ及アウエルステットの役
- 九節 チルシット和約
- 十節 諸王國創立
- 十一節 大陸封鎖
- 十二節 半島戦争
- 十三節 オーストリア兩度の役
- 十四節 ナポレオンの全盛
- 十五節 イギリス殖民地の膨脹

◎第五十章

ヨーロッパ獨立戦争及ウィーン公会……………一六九

一節 フランス第一帝國の弱點

二節 ロシアの役

三節 ヨーロッパ獨立戦争

四節 ナポレオン廢位

五節 王政復古

六節 ウィーン公会

七節 百日天下

八節 ヨーロッパ國境整理

◎第五十一章

反動時代……………一七〇

一節 亂後の情勢

二節 神聖同盟

三節 アーヘン公会

四節 干涉戦争

◎第五十二章

イギリスの政黨政治……………一七六

一節 トーリー内閣の反動主義

二節 トーリー内閣の主義一轉

三節 ホイグ内閣の自由主義

四節 ビクトリア女皇

◎第五十三章

南アメリカ各國獨立……………一七六

一節 南アメリカ諸國の獨立

二節 中アメリカ諸國の獨立

三節 ギリシアの獨立運動

四節 アドリアノブル和約

五節 ヨーロッパの現状變化

◎第五十四章

七月の革命及其影響……………一八三

一節 革命の原因

二節 民主王政

三節 ベルギー人の獨立運動

四節 ドイツの民権運動

五節 ニコラス帝のポーランド鎮壓

六節 ヨーロッパ形勢の二分

◎第五十五章

東方問題……………一八六

一節 東方問題とは何ぞや

二節 各國の利益衝突

三節 エジプト戦争

四節 バーマストンの外交

五節 バリの防禦

六節 エジプトの半獨立

◎第五十六章

二月革命及其影響……………一八〇

一節 革命の原因

二節 新共和政府

三節 オーストリアの革命動亂

四節 ドイツの革命運動

◎第五十七章

ドイツ統一の企圖……………一八二

一節 ドイツ聯邦の狀態

二節 オーストリア、プロシア事情の相違

三節 フランクフルト國民會議

四節 エルフルト會議

五節 オルミッツ屈辱

◎第五十八章

ナポレオン三世……………一八六

一節 フランスの第二帝國

二節 東ヨーロッパと西ヨーロッパ

三節 クリム戦争の原因

◎第五十九章

イタリア統一……………二〇〇

一節 半島内部の狀態

二節 統一の困難

三節 サルデニア王國

四節 ブロンビエル密約

五節 一八五九年のオーストリア、イタリア戦争

六節 イタリア王國創業

◎第六十章

北アメリカ合衆國の經済と南北戦争……………二〇四

一節 北アメリカ合衆國の發達

二節 南北事情の相違

三節 南北戦争

四節 ナポレオン三世の南アメリカ政策

五節 メキシコ帝國

◎第六十一章

シロースウィヒ、ホルス
タイン事件、ドイツオ
ーストリアの戦争……三〇七

- 一節 二州の土地人民
- 二節 デンマルク繼嗣問題
- 三節 二州の分離運動
- 四節 ウィルヘルム一世
- 五節 ビスマルク、モルトケ、ローン
- 六節 ドイツ聯邦改造
- 七節 一八六四年デンマルク戦争
- 八節 オーストリア排斥の外交
- 九節 開戦前の外交
- 十節 一八六六年のオーストリア
ロシア戦争
- 十一節 プラッグ和約及ベルリン談
判
- 十二節 北ドイツ聯邦並、關稅、及、軍
事同盟
- 十三節 オーストリアホンガリア君主
國

◎第六十二章

ドイツ、フランスの……三二四
確執、ドイツ帝國

◎第六十三章

ス占領、イギリス
のエジプト占領……三三二
ロシアとバルカン半
島フランスのチュニ

- 一節 ナポレオン三世の逆境
 - 二節 ルクセンブルグ事件
 - 三節 プロシア、フランス戦争の近因
 - 四節 フランス軍事外交の齟齬
 - 五節 ナポレオン三世降服
 - 六節 重閣中の護國政府
 - 七節 ベルサイユ豫定和約
 - 八節 ドイツ帝國
 - 九節 フランスの第三共和政府
 - 十節 イタリア統一の完成
 - 十一節 ローマ法皇の位地
 - 十二節 ロシアの黒海主權回復
- 一節 各國のアフリカ殖民
 - 二節 イギリスの南アフリカ二共和
國征服
 - 三節 イギリスの印度政策及其征服
 - 四節 イギリスのアフガニスタン遠征
 - 五節 フランスの安南東京保護
 - 六節 フランスの中央アジア征服
 - 七節 各國の極東膨脹
 - 八節 ロシアのシベリア政策
 - 九節 北アメリカ合衆國の國是
變更と太平洋
- 一節 フランス革命の主旨
 - 二節 立憲主義
 - 三節 國民主義
 - 四節 殖産主義
 - 五節 膨脹主義
 - 六節 平和主義
 - 七節 日本の立憲主義

六節 一八七七年、八年のロシア、ト
ルコ戦争

- 七節 サン、ステファノ和約
- 八節 ベルリン公會
- 九節 フランスのチュニス占領
- 十節 イギリスのエジプト占領
- 十一節 一八八五年のアルゲリア事
件
- 十二節 一八九六年トルコ、ギリシア
戦争

◎第六十四章

三國同盟と二國同盟……三三九

- 一節 ロシアの不平
- 二節 ドイツ、オーストリア同盟
- 三節 三國同盟
- 四節 ドイツ、ロシア中立密約
- 五節 二國同盟

◎第六十五章

ヨーロッパの擴張……三三三

- 一節 膨脹の意味、及、方法
- 二節 スエズ運河開鑿

◎第六十六章

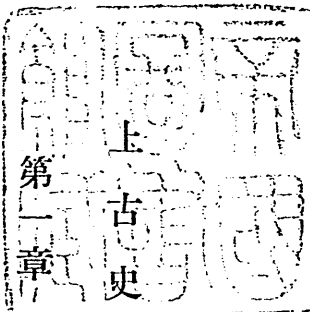
第十九世紀の文明
及思潮、世界に於
ける日本の地位……三三三

- 一節 フランス革命の主旨
- 二節 立憲主義
- 三節 國民主義
- 四節 殖産主義
- 五節 膨脹主義
- 六節 平和主義
- 七節 日本の立憲主義

西洋史教科書目次終

西洋史教科書

法學博士
文學士 有賀長雄著述



發端

一節 西洋史の範圍 西洋史はヨーロッパ、アメリカに現存する諸國民が今日の文明を爲すに至りし所由を審にするものなり。之を審にせんが爲には、曾て地中海の西南岸に榮えて今は全滅したる諸國民の文明より起り、之を地中海西北岸の諸國民に傳へて上古の文明を爲したる次第、ヨーロッパ諸民族の南下して地中海北岸の文明に感化

せられ、中古の文明を爲したる有様、及其變轉して近古、及近世の文明を爲せる次第を述ぶるを要す。

節二 世界の三人種 世界の人種を分けて黄色人種、白哲人種及黑色人種とす。黑色人種には歴史なし。黄色人種の歴史は大抵東洋に屬し、白哲人種の歴史は大抵西洋に屬す。然れども亦、自、聯絡あり。

節三 白哲人種の三種族 白哲人種にハム、セム、アーリアの三種族あり。ハム種族はアフリカの地中海岸に起り、早く文明したるエジプト人にして、セム種族はアジアの地中海岸に起りしアシリア人、バビロニア人、ヘブライ人、フニキア人はなり。

節四 アーリア種族の遷徙 アーリア種族はインドの北方に起り、歴史以前の時代に其一部は南下してインド、メデア、ペ

(一) ヨーロッパ國民の中にも、トルコ人、ギリヤ人、インド人、アフリカ人、オーストラリア人、黄色人種にあらざる人種なりと云ふ。

ルシアに移り、更に他の一部は轉進してヨーロッパに入りたり。アジアよりヘレスポントを渡りて地中海の北岸に移りたるものをギリシア人及ラテン人とし、陸を回りてヨーロッパの中原に入りたるものをケルト人とし、次に來りてケルト民族を邊隅に逐ひ、自、中原及北部を占めたるものをゲルマニ人とす。是後に南下してローマを征し、現にヨーロッパ西部の諸大國民を爲せる種族なり。而して最後にヨーロッパの東北に入り、中古に南下してローマ東帝國の文明を承けたるものをスラブ人とす。

第二章 エジプト

節一 土地 エジプトはニール河に沿ひたる一帯の平原にして、此地は氣候溫暖、年々夏期に至れば、ニール河氾濫して

(一) 海岸よりニール河の終る所まで、その間にエジプトと云ふ。第一急流は地中海に注ぐ。

(一) 海軍の所に約二百八十里あるに在り
 (二) 大略なウーと稱する神トオシリスと云ふニール河に象どり惡神チハフォントと云て沙漠に象どなり
 (三) 僧侶は學問の事有者にして其富貴貴族の建築豪華その尚餘三分の一國中に充てられし物物の資に充つて武士は專武藝を全國の三分の一に充てり庶民は各々に領せり底民は農人水夫通商離人牧畜するものを含む同數者若くは兵隊に歸する院に出る人計れざる四統代の總年略知て上得べき其中下エジプト及下エジプトに於て同時に位に居りし者あると謂り難

(五) トトメスの子孫を刻して寺院に建てたる像甚多あり今は處々に持ち行きタルアブルコンドンにて見ることを得べし

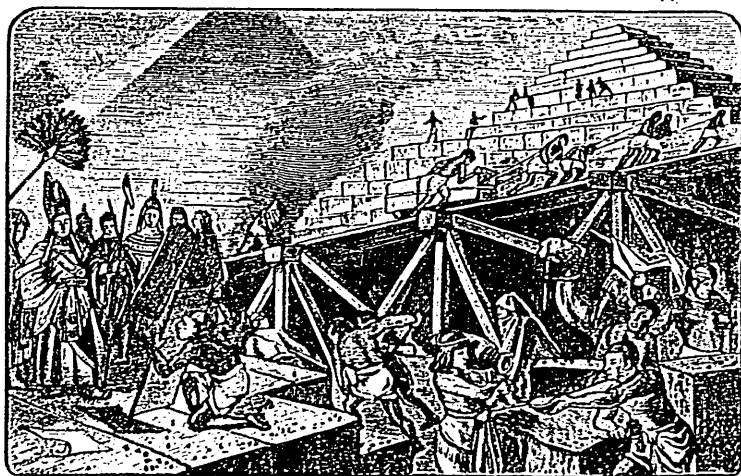
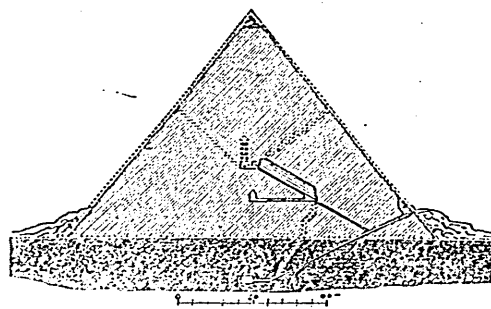
天然の膏沃を成し、五穀豐饒なる故屢凶年を憂ふる東方の人民は、早くより此地に集まりて國を爲せり。三三

第二節 人民 エジプト人は耐忍に強く、秩序を重じ、虔神の念深し。又年々星宿の地位を觀てニール河の氾濫を前知し、夙に天文學、及幾何學に通じたり。社會の階級は僧侶、武士、庶民に分れたり。三三

節 諸王朝興亡 エジプトの始めて其國を下エジプトのメ
ンフスに開きたるは紀元前三〇〇〇年の頃なりと云ふ。
後、テーベに移りて文物隆盛なりしも、一時遊牧民の王、ヒ
クソスに征服せられて、國運衰へたり。後、國人、ヒクソスを逐
ひ、トトメス三世(五)及、ラメス二世等の英主出て、四方を蠶食し
て其領土、著く膨脹したり。此後、エジプトは漸、衰運に向ひ、
遂にアシリア人の征服する所と爲りしが、紀元前七世紀

エジプトの三角塔

今のカイロ附近に大小の古墳にして其最大なるをフーフ一世の三角塔とす、フーフは第四朝の王にして、紀元前二七〇〇年の頃、世に在りたり、三角塔は皆内部に隧道を作り、棺を中央の暗室に納めたり、フーフ、三角塔を作るに十萬人を二十年間、苦役せしめたりと云ふ。ギリシアの史家、ヘロドトスの書中に見えたり。

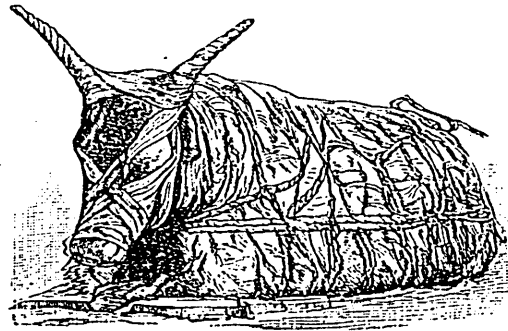


エジプトの木乃伊

エジプト人は死者の靈魂再起するの日ありと信じて死體の保存に勉め、臟腑を抜きて香物を填め、脂油、藥石を以て巧に腐敗を止めたり。其乾干して後世に遺れるものを木乃伊と云ふ。圖に示す所はラメス二世の木乃伊を近世に至り發掘して寫真に取りたるものなり。

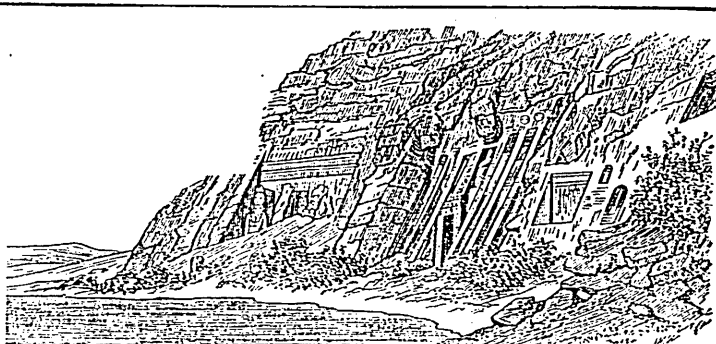


衣服も原形のまゝなり。木乃伊を作るの技術は醫師の掌る所なりしに因り、醫術も亦爲に大に進歩したり。又、エジプト人は一定の斑點ある牛を

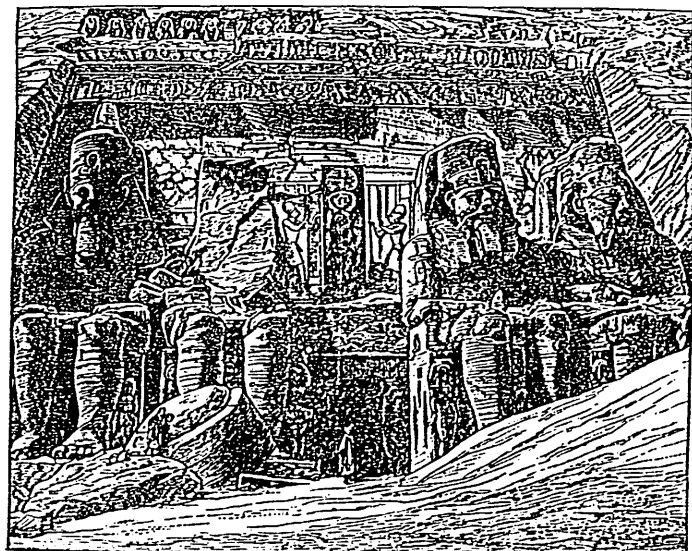


善神オシリスの化現なりと信じて甚しく之を敬畏し、死するときは國民號哭して喪を擧げ、木乃伊と爲して之を石室に葬りしもの傳へて今日に至れり。家犬、死するときは家人爲に剃髮せり。

エジプトの石堂



圖に示す所はラメ
ス二世のヌビアに
於て巖山を切り貫
きて造りたる天然
の堂祠にして、エジ
プト建築中の最壯
大なるものなり。其
遺跡、今、イブサン
プール附近に存す。
入口の人像は高さ
十二間ばかりなり。
下の圖は入口のみ
を寫したるものな
り。



エジプトの神像

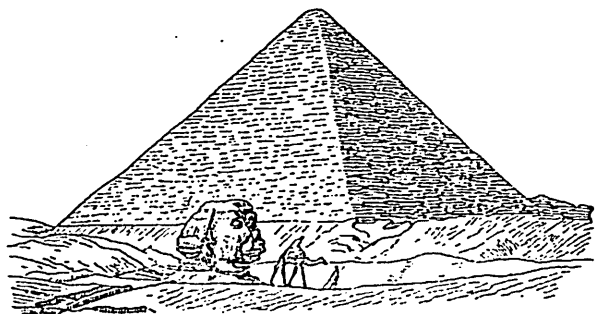
エジプト人が偉大の神像を石に彫刻したるもの今日に残れり。テーベ市の附近にメム
ノンと稱する神の石像一對あり。高さ八間の花崗石を刻たる



るものは前足を除くの外は一個の花崗石より刻出したるものにして、長さ十五間あり。今は頭部のみ地上に顯はる。

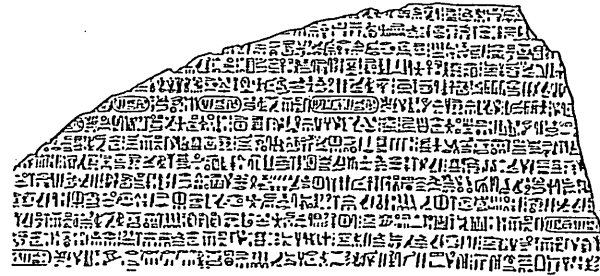
ものにして、昔は日没
に聲を發したりと傳
ふ。

又處々に人首儼體の
石像あり。フーフの三
角塔下にあるもの最
大なり。スフィンクスは
智慧の神なりと傳ふ。
フーフ三角塔下に在

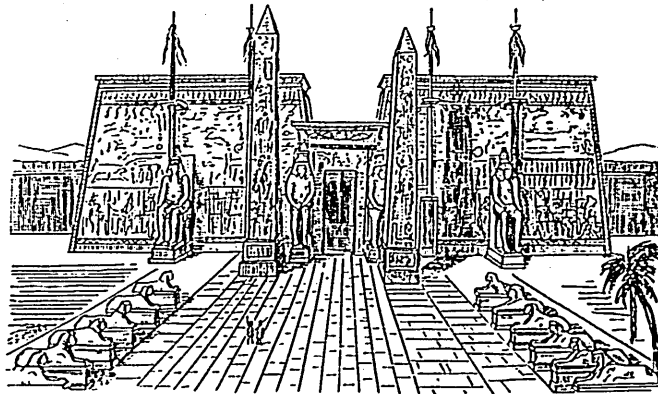


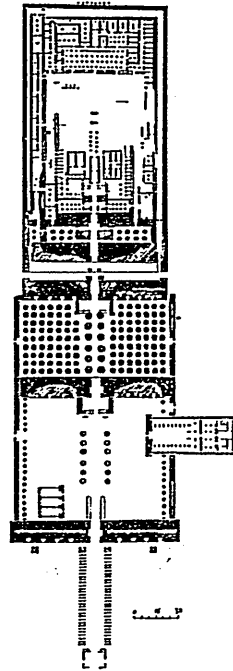
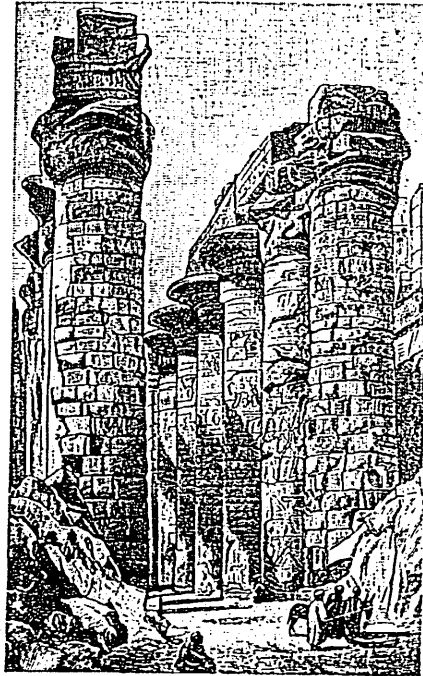
エジプトの文字

エジプト人は水草を以て紙を作り、形象文字を以て文を記したり、近世に至るまで何人も此形象文字を讀み得ざりしに、一八二〇年の頃、佛國のシャムポリオンと云ふ人、英國の博物館に在るギリシヤ對譯のロゼッタ碑文に依りて研究の端緒を開き、遂に成功したり。圖に示す所はロゼッタ碑文の一部分なり。



此圖はルクソルに在る寺院にして、門前に尖柱を以て建立者の事跡を刻したり。其の高さ各十間以上なり。





エジプトの建築

エジプトの建築はメンフィスに都せし時代に在りては、三角塔の如く、スフィンクスの如く、唯、其形の大に驚ぐの外なしと雖、テールに都するに至りて眞に精巧なるもの多く、其標本の今日に残れるものを前に寫し出したるルクソルの寺院と、此處に圖するカルナクの寺院とす。此寺院は建築に五百年を費したりと云ふ。

右は全體の設計にして左は其内に在る百柱堂の遺址なり、柱の高さ各十二間以上あり。

(六)ギリシアの哲學者ヒタゴラス、プラトン、アリストテレスの諸人は、エジプトの學問に受けたる影響を、西洋文明に大關係ある所以なり。

の頃、ブサマチク一世、アシリア人と戦ひ、其獨立を回復した
り。

節四 エジプト、ギリシア、フェニキアの交通　ブサマチクは外國人

の移住を許せしを以て、ギリシア人、フェニキア人、先を争ひて
至り、諸科の學を修め、之を以て地中海北岸の諸國民に傳
へたり。

節五 エジプトの衰亡　紀元前五〇〇年の頃、エジプトはバビ
ロニアに屬し、而してバビロニアはペルシアの征服する所
と爲りしに因り、エジプトもペルシアの外藩となるに至れ
り。

第三章　メソポタミア諸國民　カルデア

アッシリア　バビロニア

(丙) バビロニア

るべしといふ。宮殿の上部は、幾千年の埋没を経て、今日までも保存せられて、英佛の學者之を發掘して、その所多し。アッシュルナシール王の王宮の遺蹟に、或は手足なき切りはなり、或は耳を以て山を築き、其首を以て塔を建て、男女の小兒は火焔に投じたり」とあり。

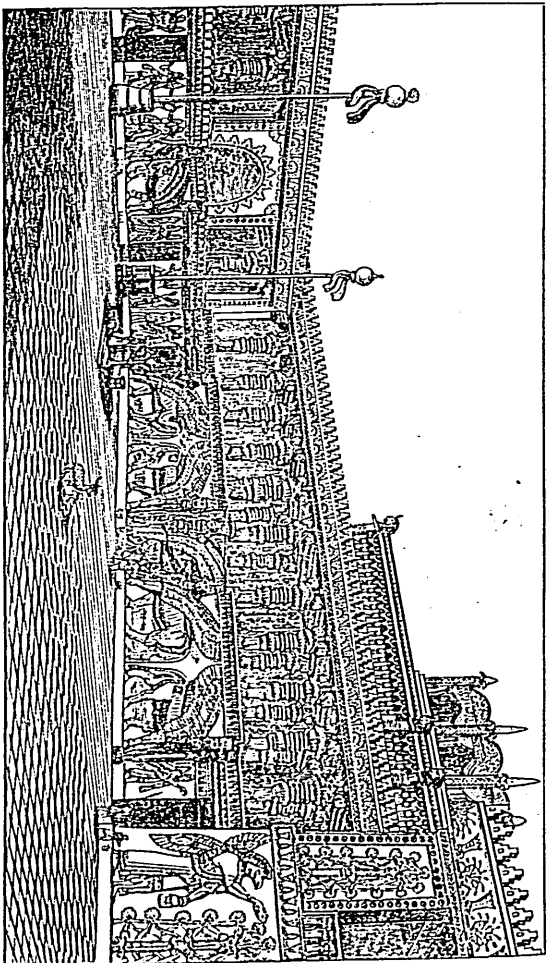
(七) バビロン府は、周圍三十町の城壁を繞らし、エウフラト河に橋を架して、其兩岸に跨りたり。

(八) アシリア人は、昔バビロニア人は、皆白人種のセルシアン種に屬するものなり。メソポタミア人は、セルシアン種なるは、アールリア種族なるが如し。

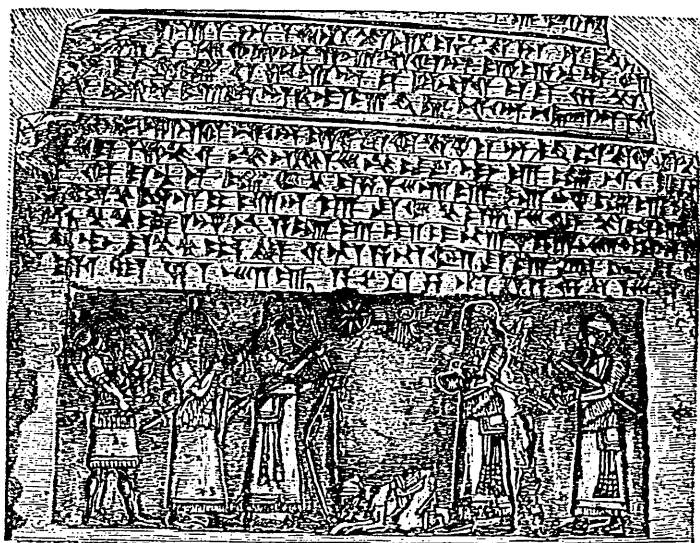
六 **バビロニア** バビロニアは元アシリアの一地方なりしが、紀元前六二五年に其知事、ナボボラサル、背きて獨立し、メデア人と謀を合せてニヌアを陥れ、バビロニア王國を開けり。ナボボラサルの子ネブカドネザル、英邁にして武略あり。紀元前五八六年、エルサレムを征し、又フニキアを陥れ、ゾ格拉斯山脈より地中海岸に至る間の國土を盡、其有に歸し、又、巨大の工事を起せり。其遺蹟、今、尙、百餘を數ふべし。就中、國都バビロン府の架空園は最も有名なり。

七 **バビロンの滅亡** 此時に當りゾ格拉斯山の東に起りたるベルシア國始て強大にして、其王キロス、紀元前五三八年、來りてバビロンを圍み、遂に之を陥れたり。是に於てアジア西南部の勢力はアールリア種族の手に歸したり。

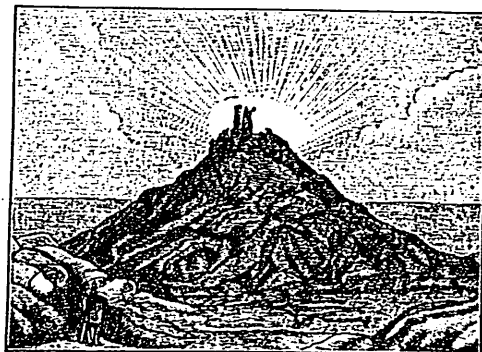
圖 七 第



此圖は、バビロンの近傍に現存するアッセル宮殿の遺跡を建築學上より想像して再建したるものなり。



此はシリアのサルメシュ王の遺跡の刻た尖碑の下なり。圖



此圖は、バビロニア近傍にある天の七宮、日月及五星を祭る高き七層の塔なり。成り、頂上に祭壇を設け、敗類の今日、尙美觀を呈す。

（一）傳説にイスラエル人は紀元前二〇〇〇年の頃、元カナン人の子孫にして、後、パノン山の西、カナンの地に移りしものなり。然れども、久しく統一の治を爲さば、平原の義に於て、原を指せり。

第四章 イスラエル及フニキア

節一 **イスラエル人及フニキア人** イスラエル人及フニキア人は、共にセム種族にして、自、大王國を爲すに至らざりしと雖、其歴史は宗教、及、商業に有名にして、世界の文明と關係する所多し。

（甲） イスラエル

節二 **土地及人民** イスラエル人は、元カナンの地にありしが、後、エジプトに移り、酋長モーゼの下に、再、漂泊して、カナンに歸りたるものなり。然れども、久しく統一の治を爲さざりき。

節三 **ヘブライ王國** 紀元前一〇九五年の頃、イスラエル人、統一の必要を悟り、サウロを立て、王とす。ヘブライ王國茲に始

まる。次王、ダビデに至り、四方を征して大に民俗を變易し、虔神の念を興さしむ。其子、ソロモンは、大智者として歴史に高名なりしが、其相續者、苛酷の政を行ひしかば、紀元前九七五年の頃、國內分裂して、ユダヤ及イスラエルの二王國となり、ユダヤ國はエルサレムに都したり。後、イスラエル國は、先づアシリアに滅され、次でユダヤ國も亦バビロニアの滅す所となりぬ。

節四 **イスラエル人の唯一神教** イスラエル人は天體及動物を禮拜するセム種族間に在りて、獨、唯一神靈の存在を信じ、天體、や動物は其創造せし所なれば、之を禮拜するは唯一神靈を侮蔑する、に均しとなしたり。

(乙) フニキア

節五 **土地及人民** フニキア人は、リバノン山脈と、地中海との

(二) チル市は地中海に於ける同名の一島に在りき。

間に位する、細長き平原に繁殖したるセム種族にして、曾、統一の國を成さず。數多の獨立市邑を爲し、其間に聯合を作りたり。シドン市、及、チル市^(二)最盛大なり。

節六 **シドン、チルの興亡** シドン、先、繁榮せしも、後、チル大に榮えて、地中海岸の商權を握り、獨、其獨立を保ちしが、ネブカドネザルの時に至り、紀元前五七三年、終に陥れられたり。ペルシア起るに及び、自治を許されて、一時又大に振ひき。紫色染料、及、玻璃を其主なる物産とす。

(三) エジプト、及、メソポタミアの各國民は、昔、地中海に沿ひて航海したりしに、フニキア人に導りて始めて船を造至

節七 **フニキア人の通商、航海及殖民事業** フニキア人は遠洋に航して廣く地中海、黒海、及、大西洋の海岸に在りし諸民族と通商し、地中海南岸の文物をヨーロッパに傳ふるの媒介をなしたり。彼のABCの如きも其元はフニキア人の創造せし所なりと云ふ。彼等は又貿易の爲め、キプロス、

[illegible]

第五章
ペルシア

クレテシチリアサルチニア、コルシカ諸島及、エーゲ群島に殖民地を作り、又ジブラルタルを越えて、イスパニアの南岸にカヂスを開きたり、其、アフリカに開きたるカルタゴ市は、ローマの歴史に大關係あり。

第一節 人民 ヘルシア人は、歴史以前に於て、中央アジアよりヘルシア灣附近に移住したるアーリア種族なり。其北方、裏海の南岸にありしアーリア種族をメヂア人と爲す。

(一) リヂヤアは、黒海
 の南、小、アジヤの西
 端に在り。リヂヤア
 は外より移り來り
 着リチヤア民族と土
 成れる國民にして
 其國多ク砂金を出
 し、甚富裕なり。
 (二) リヂヤアの海岸に
 は、ギリシヤ人の殖
 民地あまたあり。本
 國の文明を外國
 に傳ふるの媒介を爲
 したり。

第二節 **キロス大王** 自前五五八年
至前五二九年 メデア人は、アシリアを亡ぼせしが、却、其外藩たりしペルシアのキロス王の爲に亡されぬ。時に紀元前五五八年なり。キロス王、尋てバビロニアを亡ぼし、又リヂアの地を併せたり。ペルシアのリヂア合併は、東方文明

(三)キロスの墳墓は、バルシア齒都バルガデに現在せり。

のヨーロッパに入りし原因の一なり。キロス（ミ）はベルシアの建國者にして戰を好みしと雖、亦仁德あり、大王と稱せらる。
 三節 **カンビセス**（自前五二九年 至前五二二年） キロスの後、其子カンビセス、位を繼ぎ、自、エジプトを征し、ニールを遡りてテーベに至り、尙、深くアフリカ大陸に入らんとせしが、果さずして死せり。

節四 **ダリウス一世** 自前五一六年至前四八六年 **ダリウス王立つ。之をペルシア中**

興の君とす。王姑兵を收めて、スサ及、ペルセポリスの二都を起し、諸屬邦の君主を廢して總督を置き、驛路を通じて、統一の貨幣制度を立てたり。後、印度の西部を征し、又、ヘレスポントを渡りて、土地を侵略せり。小アジアのエオニアは、元ギリシア人の起りし處にして、ペルシアに屬せしも、後に反し而してギリシア人、之を援けしかば、ダリウスは、ギリシア膺懲の師を起すこと再度に及びたりしも勝たず。遂に志を

(四)時に、ペルシア王國は、エジプト及アシア西南部を奄したれば、此上領土を擴めんとすれば、北中央アシア不毛の野にして、南は沙漠なるが故に、勢東のかたイन्दに入るのかたざれば、西のかた、ヨーロッパに侵入せざるを得ざりしなり。

得ずして歿せり。

五 **クセルクセス一世** 自前四八六年至前四六五年 ダリウスの子、クセルクセス立

ち、先、内部の反亂を平げ、後、父の志を繼ぎてギリシア遠征の大軍を發せしが、戦、利あらざりき。

六 **ペルシアの衰亡** 此後、百四十年の間に、王は八代變更

(五)ゾロアスタルは紀元前約一〇〇〇年の頃、世に在りし人なりと云ふ。

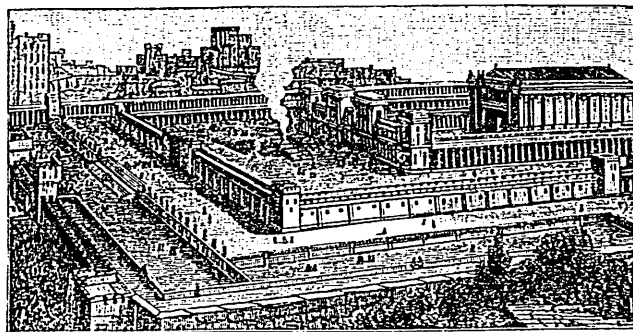
せしが、内亂、相繼ぎて國中疲弊し、終に紀元前三三四年に至り、マケドニア王、アレクサンドルの爲に亡ぼされたり。

七 **ペルシアの宗教** ペルシアの宗教は、ゾロアスタル(五)の開き

し所なり。惡神は大風、旱魃、惡疫、毒蟲、及、人の惡性を作りて、善神の業を害せんとす。人の道は、心中の不徳を去り、世間の災害を除きて、善神の事業を助くるに在りとせり。

八 **建築** ペルシアの宗教は、かく單純なれば、社寺の建築に重きを置かず、獨、王公の宮殿のみ華美を極めたり。パビ

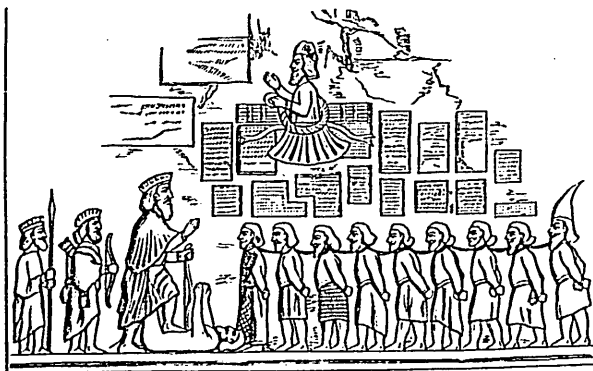
第九圖



殿拜靈神一唯ムレサルエイ

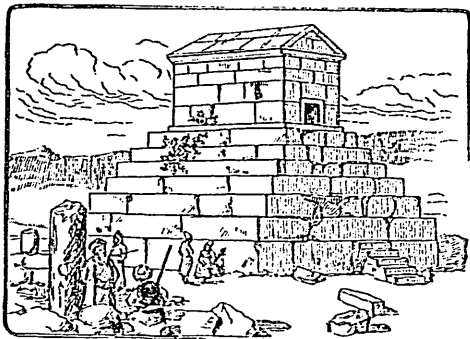
ビッソン碑

ペルシア國ビッソン(ビヒスタン)とも云ふ村に、高さ百八十一丈餘の自然の巖壁に、ダリウス王の一代記を刻したる碑あり。ペルシア、メデア、アッシリア三國語を以て楔形文字を刻したり。現に世界奇觀の一なり。

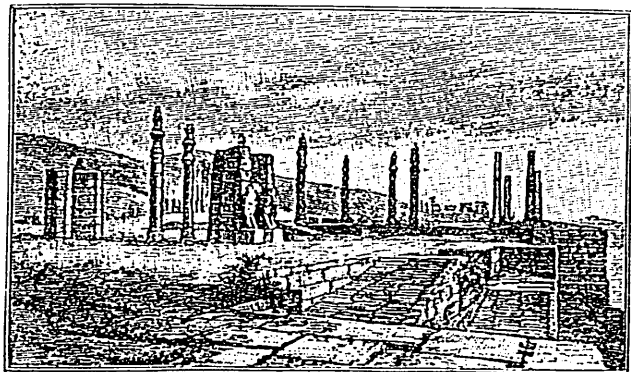


(部一の文碑ンスッピ)圖のる觀を虜俘王スウリダ

第十圖



墓墳のスロキるす存に現デガルサバ



此圖はベルセポリ
スにあるキロス
以下、代々の宮殿
の遺跡にして、石
臺は長さ二百五
十間餘、高さ七間
にして、其上に多
く障壁、石柱、門戸
を存せり、世界奇
觀の一なり。

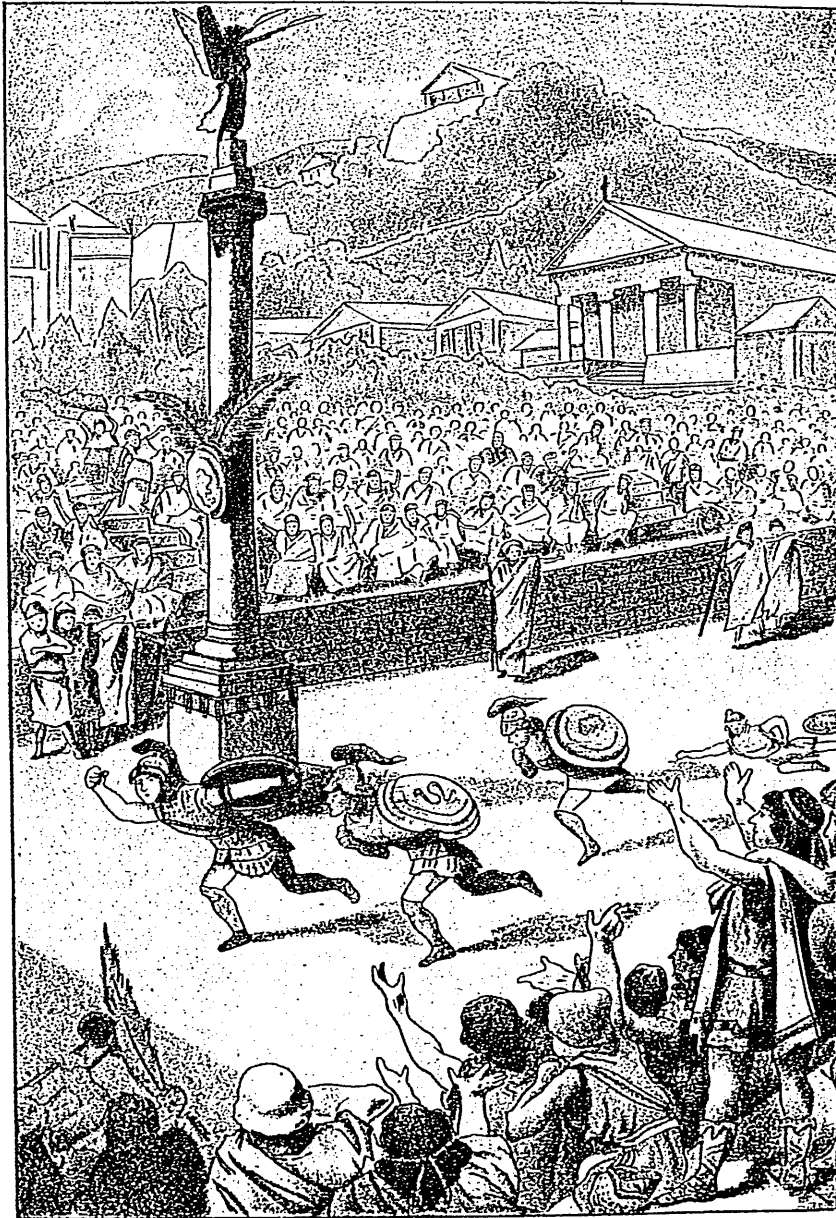
(二)ギリシア人の
語に「要するに
上に建て、善く
なる小市は、大
ニメア市に勝る
なり」と云へり

二市一國　ギリシア半島の各小地域には、皆、數個の市邑あり。いづれも人口、甚多からざるも、獨立の一國をなし、他市を視て外國と爲し、各市の住民は、他市の男女と結婚することなかりき。

三殖民地　ギリシア人は、夙に航海に従事して、遠近の海岸に殖民地を開き、其近きは、イタリアの南部、シチリア島、コルシカ島、エーゲ海、及、マルモラ海の海岸より、遠きは、黒海々岸、ニール河口、及、今のフランスのマルセイユに至れり。殖民地も、亦、皆、獨立して一國を爲したり。

四國神宣託　かくギリシア民族は、處々に分離したりと雖、亦、協同團結して、一の國民を爲したる原因多々あり。其第一は、神託に在り。各地のギリシア人は、同一の國神を信じ、就中、ゼウス、アポロンの二神は、時に神託を垂れて、全民を指導

第十圖



ギリシア國祭オリピン遊戯争

(三) ドナのセウス
洞及デルフイの
ホロン宮は最高名
リシアのエルス地
方に在り。アルフイ
は、フキス地方に在

(四) 競走、拳撲、角力
等主なる者なり。古
祭史等には、詩、歌、
神官の勝利を得たり。
者一帯の柱を授け、
布に其名を全に授け、
命に其指の技を授け、
ア宮内、其市に建
て、詩人は、其功に
歌ひ、詩人は、其功に
旋式を以て迎へ、
た式を以て迎へ、
止り、各地の人民を
地に集り、平和の祭
たり。忘れ、和語し

す。と爲し、其靈地を、國民の共有と爲したり。
五 神聖遊戲 第二の原因は、國神の賽祭に興行する遊戲
に在りき。ペロポネソスのオリンピアに於て、四年に一回興行
するもの最、盛大にして、各市、及、殖民地より候補者を出だ
し、勝敗を爭ひたり。
六 祭祀盟會 第三の原因は、相隣する數市、聯合して、或國
神の祠堂を保護したるに在り。此爲、開く所の會議を、アン
スクチニアと云ひ、デルフイに於けるアポロン宮の爲に組織
せるもの最、盛大なり。
七 祖神史詩 第四の原因は、祖神史詩に在り。祖神史詩と
は、ギリシア民族の祖先と仰ぐ、神々の怪力、偉業を、後世に傳
唱する爲、史態に述べたるものを云ふ。此等の史詩の大部
分は、神異の談なるが故に、之を正史と視做し難し。

皆其祖先と仰ぐ所の
偉人ありて相共に
或は黒海に航して
金毛羊を求め或は
アシアに渡りてツ
ロイと云へる王國
を征伐したるなど
の事あり。元來想像
力に富めるヤジ人
の事なるが、此等
史詩は、各地住民の
作に於て、其に
作に功を著し、其
同一國民をなせる
自覺を養ひたり。

第八節 共通外敵 第五の原因は歴史時代に至りて、屢、ベルシア國の侵襲を被り、全民族、力を協して之に抵抗するに非ざれば生存し難かりしに在り。然れども此戰爭を述ぶる前に、先、主として防戰の衝に當りたるアテネ、スパルタ二市の歴史を述べざるべからず。

第七章 スバルタ及アテ子の興起

(甲) スパルタの起源

(二)祖神史詩によれば、昔ヘラクレレスと云へる有力の王あり。ペロポネソスのアカイア人の支配せ

第一節 **ドリア族の南下** スバルタ市は、紀元前一〇四年の頃、ドリア族南下し、土着のアカイア人を征服して、建つる所なりと云ふ。ギリシアの正史、此に始まる。

しが、其子孫國を運
はれ、百年の後、北部
のドリヤ族を率ゐ來
りて、王位を回復し
スバルタを起せしな
りと傳ふ。

は、市外の農地に住み、ドリリア人のみ市内に住みて政權を

二、リールゴスの法
 國は、飲食に奢るは
 國を弱するの原因
 食事を禁じ、都て
 祖食せしめたり又
 學國皆兵の制あり
 て、千のスパルタ
 人若干千を取る牧
 被等は、狩獵、操調
 彼等の外他の職業
 非ず、このと許され
 ず、其無用の外國
 を購買する、この
 止る爲に、鐵を以
 て重大の錢を牛に
 し、小額と雖も汗
 せざれば運転する

握りたり。スバルタには、早くよりリコルゴスの制定する所と傳ふる法律あり。之によりて二名の王を立て、權力の專有を防ぎ、其下に、二十八名の元老ありて大事を議し、議會ありて、男子三十歳以上に至れば、皆其議員となり、政治を決定したり。又兒童の強壯なる者は、七歳にして官吏に附し訓練せしめ、其課業は能、艱苦に堪へ、身命を輕じ、武を磨くを旨とし、以、尙武の氣象を養ひ、市民の紀律を嚴にし

かく鍛練せられたるスパルタ人は、頻

に近隣の地方と戦ひて之に勝ちければ、紀元前六世紀に至りては、スパルタの國力、ペロポネソス半島に於て獨、強大なりき。

アテネの起源

と能はざらしめたり、尚又少年を以て苦痛に慣れしむる爲之を憐れしむる色を以て爲に死するを少からず又其衆動を敢て怖れしむる爲に食物を盗むること命に脅かす者故に正衛の捕きが故に罰したり

(三) 古來、アテネには人其負債を消却する能はざる者、時制として本人及妻子を奴隸とするの法あり、其爲平民の困窮する者多かりし、ソロンは一切消滅の法を以て、來の負債を一掃する爲に、人々奴隸にすることを禁じたり

一國情 アテネも初は王政なりしが、後に貴族政治と爲り、平民、政權を得んとて、頻に貴族と軋轢したり。是を以てアテネに於ては、法律を以て貴族、平民の權利を明にするの必要起り、權利、義務の論大に發達したり。

二ソロンの法律 初め、ドラコンなる者、刑法を定めしも、此法、苛酷にして貴族、平民の争止まざりしかば、紀元前五九四年、賢人ソロン出で、貧富に依り、國民を四級に分ち、各級に特殊の權利を與ふると同時に、義務を負はしめ、而して民會には、各級の人民を列せしめ、官吏を撰舉し、政府の報告を聞き、且、政府提出案を可否せしめたり。之により輿論を以て政治を是非すること始まれり。

三ピシストラトス 自前五六〇年 至前五二七年 然るにピシストラトスなるもの、俄に兵を以て、アクロポリスの城廓を占領し、三十餘年の間、

(四) ピシストラトスは、政權に懸たるのみ、惡人に非ず。故にテネの爲に、水道の守を築き、市外に學園を開き、市民の史詩を募集し、文學を奨励したり。(五) クリステネスの法度中最新奇なる一項は、アテネ市内に於て、一般人民あるを便とせざる人あると認め、數に於て之を欲する所を背はしめ、欲するときは裁判に於て之を放逐すること、是なり。此日の如き専制者の世に在りては、遂に之を放逐するは、然れども、近の愛國者多かり

潜主として政權を専有し、善政を布けり、其子是不肖にしてアテネを放逐せられぬ。

四クリステネスの改革 此後、貴族、平民、交、政權を争ひしが、貴族の一人なるクリステネス、平民に左袒して法度を改正し、ソロンの憲制よりも一層平民の權利を重くし、且、アチカ地方全部の住民に、アテネ市民の資格を與へたり。又、オストラシズムと稱する一種の裁判法をも開きたり。

第八章 ギリシア、ペルシア戦争

一ヨーロッパ、アジア分け目の戦争 ペルシアは、専制國にして東洋文明を代表し、ギリシアは、自由を愛する國にして西洋文明を代表せり。従て兩國民の性質、相異り、其間、必、衝突は免るべからざるなり。然れども、ギリシアにして一敗

地に塗れんか、ヨーロッパ大陸も、亦、彼の尨大專制國の席卷する所と爲り、東洋文明と異りたる西洋文明は、起らざりしなるべし。是、此戰爭の歴史に大關係ある所以なり。

二 **マラトンの役** 紀元前四九二年、第一回の遠征ありしも効なく、ペルシアの大軍、ギリシアに迫り、マラトンの平原に陣して、アテネを襲はんとしたり。アテネ軍は、同盟諸市の軍と合して、ミルチアテス之を指揮し、奮闘して之を退けぬ。

三 **テミストクレス** アテネ人、皆、勝利に酔ひぬ。獨、テミストクレス、ペルシアの必、來りて前日の恨を報ぜんとするを察し、群議を排して大に海軍を備へしめたり。

四 **テルモピレの役** ダリウスの後、子、クセルクセス、紀元前四八〇年、又ギリシア膺懲の大軍を發し、王、自、出でて之を指揮したり。是に於てギリシア各市は、スバルタを仰ぎて盟主と

し、其王レオニダス、小兵^目を以てテルモピレ^手の險に據り、奮闘力
戦せしが、敵、間道を發見して其背後に出づるに及び、終に
悉、戦死したり。

節^ヲサラミス海戰　ペルシア軍、侵入し來りしを以て、アテネ市民は難を海に避け、其海軍はサラミス灣に據りて、敵の軍艦と戰ひしが、ペルシア軍、大敗し、クセルクセス、若干の兵を止めて、倉皇退却せり。

第六節 プラネー及ミカレの役 翌年ベルシアの陸軍はプラネーに於て、海軍はイオニア海岸のミカレに於て、ギリシア聯合軍の爲に破られたり。此後、ベルシア人、復、ギリシアを窺はず。

アテネ人は、益、防備を堅くするの必要を認

め、市を再興するに當り、周圍に城壁を廻らし、テミストクレ
スの議を容れて、ピレウス港を防禦し、以後、毎年、戰艦を増
築するに決したり。

節二 **アテネの霸業** 自前四七九年
至前四三一年 イオニア諸市、及、エーゲ諸島は、聯
合して、ペルシアに備へんと欲し、アリスチデスの高潔を慕ひ
て、紀元前四七七年、アテネを聯合の首長に推したり。之をデ
ロス聯合と云ふ。これよりアテネの勢力、スパルタを壓せり。

節三 **ペリクレス** アテネの勇將、キモンドロス聯合を指揮せし
が。ペリクレス次で之に代れり。當時アテネは、極端の自由制
度を行ひ、國の大事は、市民の會議に決したりしが、ペリク
レスの才徳は優に衆を凌ぎ、雄辨にして且、愛國の心、深か
りしかば、大に信用を得、權力を善用して國防を全ふし、盛
に工事を興し、且つ文學を獎勵せり。彼のアクロポリス丘上

スパルタはアテネの勢力旭の如きを

然れどもアテネ、スパルタの罅隙、再、甚

だしく、紀元前四三一年、遂に開戦せり。アテネは海軍を以て、スパルタは陸軍を以て、優りしが、アチカは、終にスパルタ兵の侵入を破り、アテネ市内には、悪疫起りてペリクレス死し、加ふるに戦争、年々、繼續して益、慘禍を極めたり。紀元前四二一年に休戦の約成りしも、幾もなくして平和破れたり。

六節 アテネ敗亡 時にアルキビアデスなる少年あり、大舉して

(五) アテネの武將ニ
キアスの盡力に依り
成立したるが故にニ
キアスの平和とい
ふ。

(六) アルキビアデス
は、秀眉明目、才智
に於て而も達辨なり
しかば、大に人望を
博し、主張する所必
ず行はれしと云ふ。

シチリア島のシラキースを討ち、之を根據として、スバルタに當らんと企てしも成功せず。アテネ大に困弊し、紀元前四〇五年、アテネの海軍は、エゴスポタミに於てスバルタの將、リサンデルの亡す所となり、翌年アテネも、亦、陷り、其城壁は、悉く毀たれたり。

至前四〇一年
至前三七一年

アテネ敗れてスパルタ、ギリシア

に雄視し、又ペルシアと戦ひしが、紀元前三八七年、遂に之と和して、小アジア海岸諸市、及、キプロス島をペルシアに譲りたり

ハテーベの覇業　スバルタは、其指導の下に立つ諸市を遇する苛酷なりしかば、ベオチアのテーベ市、先、背き、紀元前三七一年、テーベの名將、エバミノンダス、リュークトラに於てスバルタの大兵を破り、續て屢、スバルタに肉薄せしが、紀元前三六二年、マンチネアの大戦に於て、エバミノンダス戦死するに及

(七)當時のスパルタ人は、既にリコルゴスの嚴律を守らず、古に比して遙に柔弱なりしと雖、其大敗を被りたるは、此時期を初とす。

びて、テーベ、亦、衰ふ。此亘久の内訌の爲に、ギリシアの全部疲弊して、又、昔日の勢なきに至れり。

第十章 マケドニア アレクサンドル大王の事業 大王死後の分裂

第一節 **フリポ王の霸業** 自前三五九年
至前三三六年

マケドニアも亦、ギリシア民族

なり。其始めて歴史に現れたるは、フリボ二世の時に在り。王夙に覇をギリシアに唱ふるの志あり。先、其内事に干渉し、アポロ神の爲めに興行する、アンフィクチオニア祭祀盟會の總裁となり、頻に南侵の計を旋しぬ。アテネの雄辯家デモステネス、夙に、フリボの野望を看破して極力、之を非難し、其國人をしてケロニアの野に迎へ撃たしめけるが、マケドニア方陣の向ふ所、支ふるものなく、ギリシア軍、大敗してフリ

(一) マカドニア人の
ギリシア民種へ人の
主なりしことは
其主のオランピア祭
祀に參與するを許
されたりしにても知
るべし。

(二) アシナフチオ
祭祀盟會に屬す
るフーリキス人、
デルフキス人、
アルゴスの財貨を害
れども、同じ名額に
する他の諸市に屬
するもの事なりしか
ば、彈壓せられたり
依りて之に應じ、
喜相したる。

キスニ討てて年々
アボス宮に貢獻す
るの義務を其人民
はしめたり。此に
於てギリシア人、
フリオを推してア
ボスの爲に興行す
る其會の總長とな
たり。

(三) 是より西洋にて
激しく人身を攻撃す
る貴族がフリオに
と云へり。

ボの威力、全半島を壓せり。時に、紀元前三三八年なり。フリボは、猶、ギリシア人を率ゐ、ペルシア侵入の計畫を立てしが、準備中、客に斃され、子、アレクサンドル、其業を繼けり。

節二 **アレクサンドル大王** 自前三三三年至前三二三年 アレクサンドル位に即く時、

年、甫て二十。紀元前三三四年、ペルシア遠征の途に登り、ヘレスポントを渡りて、行く行く、ペルシア軍を破り、先、ヌニキア、エジプトを征服し、ニール河口にアレキサンドリア港を開き、再、歸りて紀元前三三一年、アルベラにダリウスの軍を敗りぬ。是に於て、ペルシア全土、平定せり。大王之より印度に入り、信河々孟の諸國を征服せしが、將卒遠征に倦みしに因り、遂に其軍を返し、バビロン府に至りて、之を修理し、茲に、大帝國の首府を起さんとしたり、業、央にして病みて死しぬ。

節三 **アレクサンドルの人物及事業** アレクサンドルの事業はヨ

(四)此港今尚存して、エジプトに屬し、東、西交通の咽喉なり。
(五)此役は、世界大戦の一に於て、西洋、終に東洋に克ち、ギリシア文化のアシア、西南部に入る原因となれり。

(六)インド、ラーホールの博物館に多く、ギリシア人の開きし諸種の遺物を存す。

ーロ、バとアジアの關係を密接せしめ、東西の文化を融合せしむる上に於て、世界の歴史に大影響を及ぼしたり。大王、兵を用うる神の如く、又文雅の志、厚くして學術技藝を獎勵せり、然れども性急にして、よく怒り、素行、放恣にして、晩年には、東洋專制君主の尊大を裝ひたり。

節四 **アレクサンドル領土の分裂** アレクサンドルの死後、諸將、各、自立を謀り、其領土は分れて次の三大國、及ローデス、ボ

ントス、ベルガスム等數多の小國となれり。

節五 **マケドニア及ギリシア** ギリシアの數市は、デモステネスの指導の下に獨立を回復せんと計りたりしも、マケドニア

兵の爲に敗られて成らず。マケドニアは、屢、王を代へしが、紀元前一六八年、遂にローマの爲に併されたり。

節六 **シリア王國** 大王の部將、セレウコスも、紀元前三一二年、

(七)アレクサンドル、自、ペルシアの服、を著用し、ペルシアの風、俗、を襲ひ、部下、に、その、行、は、し、め、た、り、し、が、武、將、の、中、簡、古、の、る、も、の、は、之、を、喜、ば、ず、アレクサンドル、を、殺、さん、と、謀、り、し、も、の、あり、き、然、れ、ど、も、事、願、は、れ、て、罪、せ、ら、れ、た、り、

(八) セレウキアは、
チグリス河上にあり、
アンチオキア(安都)に都し、
部のオロンテス河岸にあり、
重なる市府の一なり。

(九) プトレマイオスは、
一世航海者の便を計りて初めて、
の港外に作リ、海底にアレキサンドリアを築き、
に長ちて陸と交通したリ、
に建て、其大王の靈廟に納めて保存したリ。

アジアに於けるアレクサンドル舊領の殆全部を以て自立し、
國號をシリアと名け、セレウキア及アンチオキア(安都)に都し、
て、學術技藝を奨励したり。其後、バルチア(安息)、バクトリア(大夏)、
ヘルガスム等分立し、勢衰へ、紀元前六三年、ローマに併さる。
七 **エジプト王國** 自前三三〇年 大王の部將、プトレマイオスは、エ
ジプトの王となり、アレキサンドリアに都して、ギリシア、エジプ
ト折衷の文化を起し、盛に、學術技藝を奨励し、王宮の一部
に圖書館を設け、又大學校を起せり。當時ギリシア本部の
擾亂を避け、學者多く此地に集まり、アレクサンドリアは、世
界學問の中心となれり。エジプトは、後、紀元三〇年、終に、ロー
マの爲に亡ぼされぬ。

第十一章 ギリシアの文物

節一 **ギリシア人の天性** ギリシアには、曾、專制政府起らず。個

人の特性を自由に發達せしめたるに因り、一般の事物、皆、
新機軸を出だし、加ふるに、山水風土の助あり。其製品は調
和と權衡とを失はず。エジプト、メソポタミアより傳來した
る東洋の文化も、茲に其面目を一新して、自由生動の活氣
を加へ、西洋文明の淵源となれり。

節二 **建築** 建築の美も、亦、西洋文明に於ける特異の現象に
して、其源をギリシアに發せり。ギリシアの建築に三體あり。
石柱頭部の裝飾に依り之を區別す。ドリア風、イオニア風、コ
リント風是なり。

節三 **彫刻** 建築と共に、彫刻も、亦、大に發達し、國神の堂祠に
は、神像の外に、必、多く神代史詩中の諸神、又は、歴史に名あ
る英雄の肖像を樹てたり。皆、一時の傑作にして、フデユス

(一) フリニウスは、紀元前四八八年の頃、生まれ、ペリクレス時代に世に在り、好んで神代史詩中の神人を彫刻せし人なり。
 (二) ホメロスは、紀元前八世紀の頃、小アジアのミルナナなど、明かして、後史詩を明かに、ギリシア諸市に、ひて、ギリシアの神代史詩なりと傳ふ。近の學説によれば、イリアド、オデッセイは、一人の作に非ずして、紀元前八五〇年頃世に在りし數名の詩人の作を集めたものなりといへり。

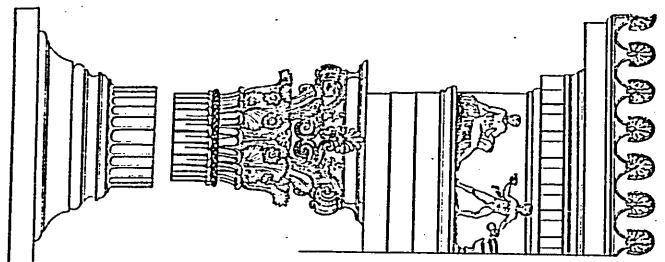
の作りし、バルテノン堂内のアテナ女神像、及、オリンピア堂内のゼウス神像、最高名なり。

四 詩賦　ギリシア詩篇の最古きをホメロスの作と傳ふる「イリアド」「オデセイ」なりとす。是、神代のトロヤ遠征を叙したる長篇の史詩にして、古今の傑作と稱せらる。約、百年の後に、ヘシオドス出でて、人民日常の生活を賦したり。

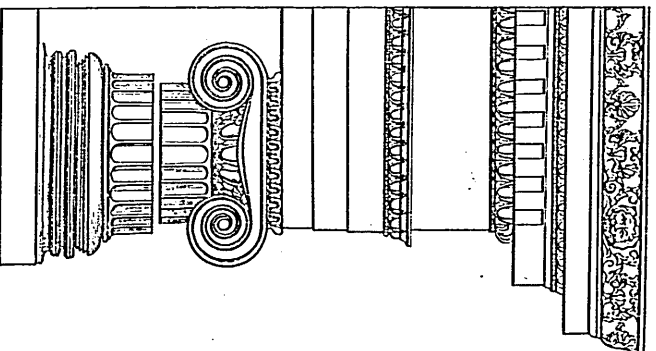
五 戯曲　ペルシア戦争に勝ちて、民心昂騰せる時、悲劇を以て一世を動かせしは、エスキルス、ソフクレス、ユリピデスの三人にして、喜劇にはアリストファネス、高名なり。戯場はアテネ市民の爲に、アクロポリス岡の山腹に沿ひて、建てたるディオニソス戯場、最有名なり。

六 演説　市民の會議に於て、聽衆を感奮せしむるは、ギリシア政事家が身を立つるに、唯一の方便なりしにより、演

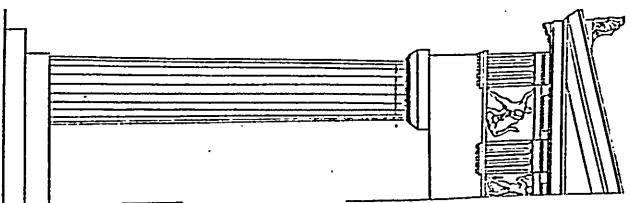
ギリシア建築風造の變遷



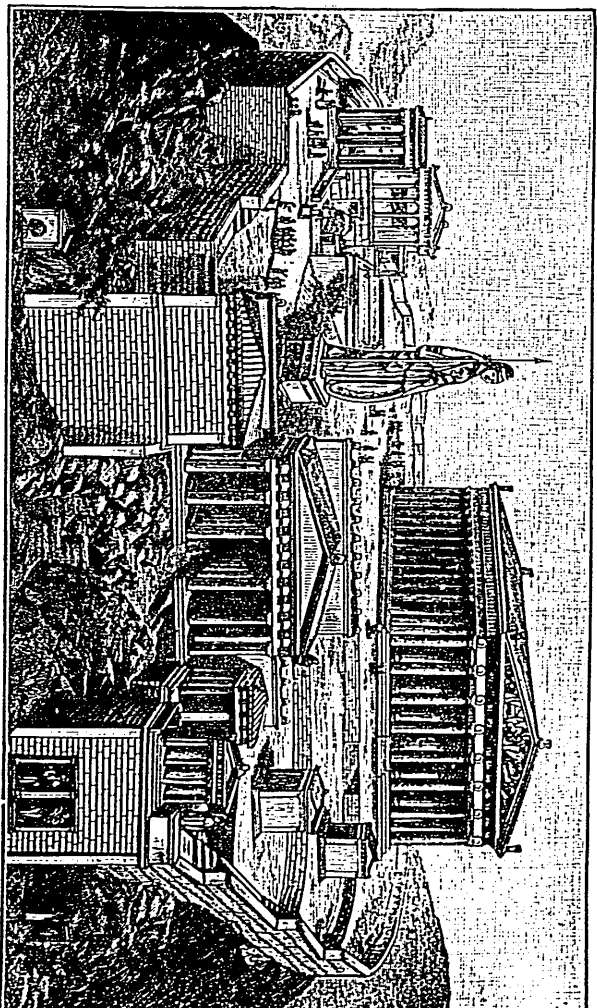
柱石風トシリコ



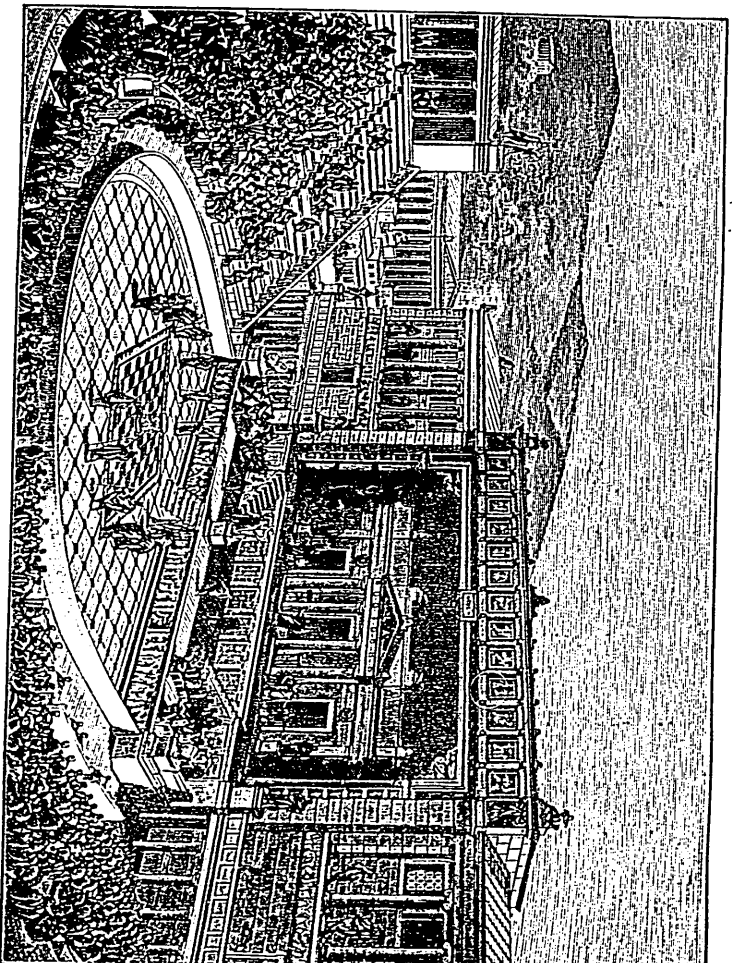
柱石風アーニオン



柱石風アリッド



。りな堂ソノラバるな名有はき高に右の丘スリホロクアのネテア
像神女ナテア作のヌウヂアイはるて立に左



場園スノエオデの阪山スリボロクラ

第 十 五 圖



アテネ少年行列
(パルテノン廟上の彫刻)



ギリシア雄辯家デモステネス像



ギリシア詩人ピンドロス像

第 十 六 圖

ギリシア哲學者肖像



プラト



ソクラテス



アリストテレス

(五) サモス島のアリ
スタルカスは紀元前
二六〇年頃に於て、
既に地動説を唱へ、
ヒパルカスは天體を
觀察して、日蝕・月蝕
を計算したり。

第七節 哲學 西洋哲學は、實に、其源を小アジアのギリシア殖民地に發せり。紀元前五五〇年の頃、ピタゴラスあり。アナクサゴラスは、萬有皆智の論を唱へ、ソクラテス、プラトン、アリストテレスに至りて、ギリシア哲學、大成せり。其深遠高妙の哲理は、今、尙、學者の喝仰嘆美して措かざる所なり。

學問の中心、アレキサンドリアに移りし後は、哲學

第十二章 イタリアの國情

節一 人民 イタリア半島には、夙に、諸種族來り住めり。其中南部には、ギリシア人殖民し、北部には、ケルト民族のガリ人^(一)あり、所謂イタリア民族は、中部の各地に繁殖し、獨、エトルリアの一地方にのみ、エトルスキと稱する異種の民族居りぬ。

(一) エトルスキ人は早くよりイタリア半島に在りて富強なりき。然れども其果して何人種に屬し、いつれの方面より來りしや明瞭ならず。

(二) ローマ市は、チベル河の兩岸に於て、河口を距る六里の處に在り、其創立は紀元前七五三年に在りと傳ふ。

節二 ラテン人種 イタリア民族には、ラテン人、ウンブリ人サビニ人、サムニター人等の諸部族あり。就中、最重要なるは、ラテン人にして、チベル河と、トレルス河との間なるラチウムの地に居り、ローマ市^(三)を魁として、其下に、三十市の聯合を組織したり。

節三 ローマの社會 ローマ市民は、貴族、平民、奴隸より成り、

(四) 平民は、他市の市民に征服せられたる者又は、ローマに歸化して其保護に依るものなり。

(五) 人の名は、先其字を云ひ、次に其氏を云ひ、例へば、ガイウス・ユリウス・カエサル、ユリウスは氏、カエサルは名なり。

(六) ヌマ・ピテルは、ジュピテラ、即神父の職なり。

(七) 又、ローマ人は、カピテルの祠下に集會し、國に於て成敗を卜ひたりと云ふ。

ラムネス、チチース、ルケレスの三姓族に屬する者は、皆、貴族の地位に在りて、政權を專有し、平民は、自由を有するも、政治に與るを得ざりき。三姓は、同じ遠祖より出で、家長は、家族を支配するの全權を有し、系統相繋がれる數家族は、合して一の氏を爲せり。同一祖先に出づる數氏を總じて、謂ふときは、即、是、姓なり。

節四 ローマの宗教 ローマ人は、祖先の靈をベスタ宮に祀り、又、其主神ジュピテルの祠^(四)をローマ市の中央なるカピテル丘上に建てたり。彼等は、又、吉凶禍福皆、兆證あるを信じければ、一國の大事には、往々人をギリシアのデルフイに派して、其神託を請はしめたり。

第十三章 イタリア半島一統に至る

ローマ

第一節 國初の政體 ローマは紀元前八世紀より王政の下に在り、王は貴族の中より之を互選し、終身在職せり。貴族の三姓は、各百氏を包有し、三百氏より各一名の家長を選出して、元老會を組織して、王を補佐し、別に男子の武器を帶ぶるに堪ふる者を以て、貴族會を組織し、法律を作り、和戰の問題を決せしめたり。後、又市民を五級に分ち、各級の代表者を集めて、兵事會を組織しぬ。紀元前五〇九年、王、壓制を行ひしを以て、市民に放逐されたり。

第二節 執政、命令者及保民官 王を逐ひて、後、貴族の中より二名の執政を選擧し、其任期を一年とし、事あるときは、又、其

(一)五級の市民は、貴族平民の別なく、土地所有者の多寡に依り、平民の數に増加したるを以て、共和政體となつた。

(二)保民官は、神聖視すべからざるものと爲し、之に危害を加へば、職を妨げ、人として犯したるものは、法律の保護以外に置きたり。

上に更に一名の命令者を置くことと定めしが、平民、尙、迫りて保民官を新設し、平民會を組織して、保民官を議長とし、平民の利害に關する事を議決せしめたり。

第三節 平民執政 當時、未だ、成文の法典なく、執政の裁斷、區々に出で、公平を失ふの虞あるより、平民の請求により、法典を編纂せしが、平民は尙、貴族の讓歩を迫りて止まず、終に、保民官をして、執政の職を兼ねしむることゝなしたり。後、保民官、リキニウス、更に、法案を提出し、執政二人の中、一名は、必、平民たるべきを要求し、貴族は極力、反對したるも、遂には、承諾したり。かくて紀元前四世紀の末に於ては、平民は、貴族と均しく各種の官職に就くの權を得、ローマ市民は、上下團結して外敵に當ることを得るに至りしより、國情一變せり。

節四 近隣諸族の征服 貴族平民争權の間に、北部イタリアのガリ人、ローマ市に闖入して、劫掠を恣にし、市街爲に、荒廢せしが、ローマ人、屈せずして、先、慄悍なるサムニテ人を従へ、續て、エトルスキ、及ガリ人をも屈せしめたり。

節五 南部イタリアの内附 南部イタリアのギリシヤ殖民地も、相尋でローマの權下に就きしが、獨、タレントム市のみ、最後まで、抵抗せしかば、ローマ人、之を伐ちしに、其本國エピルス王ピルス^(三)來りてタレントムを援け、紀元前二八〇年、ヘラクリアに於てローマ軍と戦ひ、數頭の軍象を使用して勝利を得たり。然れども殺傷頗、多かりしかば、一旦シチリアに退き、後、復、出でて戦ひ、大敗して國に歸り、タレントム市は、紀元前二七二年、ローマ人に降れり。

節六 ローマの權力 是に至りて、ルビコン、アルノ兩河の南には、

(三)ピルスはアレクサンドル大王の弟にして、常に大王の遺囑を継ぎ、シチリアの諸國を收め、ローマに大帝國の起すの志ありしなり。

ローマ市の命令を奉ぜざる處なく、霸業全く成れり。ローマ人は、其權力を維持せんが爲、半島の各部に軍道を通じ、又、其要所に兵士の家族を移したり。

第十四章 地中海沿岸一統に至る

ローマ ポエニ戦争

節一 地中海海上權 上古の文明國民は、皆、地中海の沿岸に在り、地中海は、アジア、ヨーロッパ交通の大路を爲したるに因り、之を制する者は、能、當時の世界を制することを得たり。此事は、ローマの歴史を解する關鍵なり。

節二 カルタゴ ローマの始めて盛なる頃、地中海上に勢力を振ひたるものをカルタゴと爲す。アレクサンドルの死後に至り、殖民、又は、征服に依り、アフリカ北岸の全部、シチリア島の

(一)カルタゴはフェニキア人の殖民地にして、シチリア島の南に於て、現今、フランスの保護國たるナポリの所を去る遠からざる所にあり、現に、フランス人は、其土地を掘りて、遺址の研究に従事せり。

大部分、サルデニア島、コルシカ島等を領有し、到る處の海岸に要塞を築き、海軍を以て、聯絡を取りしがば、ローマ人は陸上に強かりしに對し、カルタゴ人は、海上に強く、早晚、衝突を免れざりき。

(一)カルタゴの政體は、ローマに類して二名の執政官を置き、社會各級の權力を平均したるに因り、六百年間、革命を見ざりしと云ふ。

(二)ローマの軍艦もカルタゴの軍艦に模範とせしが、艦に釣橋を加へ、艦頭を鋭く鋭く突入するの便に備へたり。

節 第一回ポエニ戦争 衝突は、紀元前二六四年、ローマ人の

シチリアの一部を占領せしより起れり。ローマ人は、カルタゴの海軍の爲に苦められしかば、急に戦艦を造りて之に衝り、遂には、カルタゴの海軍を敗ることを得たり。カルタゴ和を請ひ、シチリア島を割き、巨額の償金を納れぬ。續て、ローマ人は、サルデニア及コルシカの二島を占領せり。

節 四カルタゴのイスパニア征服 カルタゴ人は、地中海諸島の喪失を補はんが爲、イスパニアを併せて、之が金鑛の利を收めんと欲し、紀元前二二五年の頃、將軍ハミルカル・バルカス

(四)ハンニバルは、九歳にして父の命に因り生涯ローマを仇とせんことを神に誓へりと云ふ。

(五)此時、南方のギリシア殖民地カブリアと、シチリア島のシラクサと、カルタゴ軍に應ぜしかば、ローマ軍二處から攻めて之を全滅した。

を派し、其東岸に新カルタゴを興せり。ハミルカルの子、ハンニバル^(四)二十八歳にして父の業を繼ぎ、故らに、ローマ人の保護するイスパニア海岸の市邑を陥れて戦争を挑みぬ。

節 五第二回ポエニ戦争 紀元前二一八年の春、ハンニバル、新カルタゴより進發し、ガリアを経て、アルプ山を踰え、北部イタリアに入りぬ。ローマ兵悉敗れ、カルタゴ軍、破竹の勢を以て南下して、紀元前二一六年、カンネーの役に、二倍にあまるローマの大軍を滅盡せり。ハンニバルは、南部イタリアに冬營して、援軍の到るを待ちしが、ローマ人は、其間に、其將、スキピオをアフリカに派し、逆に、カルタゴの本土を撃たしめしかば、カルタゴ人、倉皇、ハンニバルを召還し、兩軍、紀元前二〇二年、ザマの野に戦ひ、スキピオ大勝を得たり。カルタゴ、和を請ひ、イスパニア及地中海諸島をローマに譲り、其戦艦を引

渡し、巨額の倍償を納め、以後、ローマに計らずして、開戦せざるを約しぬ。

第六節 地中海東岸の征服　マケドニアは、カルタゴを援けて、ローマの保護地を侵さんとしければ、ローマ軍、伐ちて之を破り、後、紀元前一六八年に至り、其、再叛するに及びて、遂に、之を滅せり。此と同時に、シリアも、スキピオの爲に征せられたり。ギリシアにては、コリント市、アテネ敗亡の後を承けて繁榮しけるが、紀元前一四六年、ローマに反抗せしかば、ローマ軍、之を伐ちて其全市を破壊し、尋て、ギリシア全部も全くローマの一地方となれり。

(七)カト、曾、カル
タゴに使し、其船
幅、漆し、貿易、繁
有様を觀て、之を
亡ぼすに非れば、ロ
ーマは、到底、枕を
うして、睡るべから
ざるを、確信せしに因

第七節 第三回ポエニ戦争　ローマのカトーは常に必、カルタゴの
 征せざる可からざるを主張せり。時にカルタゴは隣邦と
 争ひしかば、ローマは之を責めて、兵士を派し、カルタゴ人に

盡、其武器を引渡すべきを命じ、カルタゴ人、之に應ずるに及び、更に、カルタゴ市を内地に移すべきことを命じたり。是に於てカルタゴ人、大に憤慨し、力、盡きて、斃るゝまで、防戦するに決心し、奮闘すること四年にして終に陥れられたり。ローマの將、スキピオ・エミリアヌス、則、市街を灰燼と爲し、地を耨きて其痕跡を抹滅せり。時に紀元前一四六年なり。

第八節 **イスパニア征服** スキピオ・エミリアヌス、又、イスパニアに入りて、土蕃を平げ、紀元前一三二年、ノマンチアを陥れて征服を完うせり。是より、イスパニアの處々にローマの殖民地を起し、ローマの法律、言語、宗教を傳へぬ。是に於て、地中海岸の霸權全くローマに歸したり。

(八) 米、ローマに服せざるものは、獨、エジプトあるのみなり。

第十五章 ローマ共和政治の末路

ローマの東征

(一) 紀元前二世紀以後の事なり。當時の羅馬は、地中海沿岸の覇權を得たるの結果として、一時の殷富は、豪奢の風を來し、貧富の懸隔、甚くなりて、社會未曾有の紛亂を醸したり。

(二) グラックスの改革。グラックス兄弟、頗雄辨なり。此時、貧民の擁護を以て自任じ、兄、先、保民官となり、土地分配法を改正せしが、其殺さるゝに及び、弟、其志を繼ぎて、開倉賑給の制を立て、亦富者の害する所となれり。

(三) ユグルタ戦争。當時、ローマ官吏、元老の間、賄賂、公行せしより、ヌミヂア王、ユグルタ、掠略を事とせるも、賄賂によりて巧に追討を免れしが、紀元前一〇六年、マリウス、卑賤より

(三) 是後、後にローマに亡びしゲルマニ族の先驅なり。

(四) スルラは、貴族の將となり、コクタルタ戦争に功を立

(五) ポントス王ミトラダテスは、黒海の南岸に位し、アジアの一部を領有し、第六節参照。

身を起して執政となり、ユグルタを討ちて之を平げ、尋て一〇二年、北征して慄悍なるテウトニ人、及、キンブリ人の侵入せるを撃退せしより、名聲一時に揚りたり。

四 イタリアの内戦。初めローマ市外のイタリア諸市は、納税、兵役の義務を負ふのみ、全く、參政の權を有せざりしが、是時に至りて、ローマの政治に非曲多きを見、團結して反せしかば、ローマ人は之と戦ふこと三年の後、遂に參政權を諸市にも分與することとなりて和せり。此戰役にスルラ武功ありき。

五 ミトラダテス戦争。時にボントスの王ミトラダテス、ローマの内亂に乗じて其小アジアに於ける領地を侵せしかば、スルラ、及、マリウスは、貴族黨、及、貧民黨の領袖として、互に、東征軍の司令官たらんことを競ひ、ローマ市内は、爲に、兩黨

(六)中には、マリウスに何の關係もなく、唯多くの財産を所有したるに因りスルラ議員に於て財産を沒收せんと欲したる爲に殺せられたる者も少なからざりき。

(七)此等の海賊は、シチリア島及アフリカより器物をローマに送る船を擄留せしなり。

(八)旗族に大勝して曰く、今三大陸に及び、王を斃す二十二城を拔く、千二百萬の兵を従ふる、千二百萬の金を庫に充實し、其歳入を二倍したりと。

に分かれて鬭争せしが、マリウス、遂に敗れて、アフリカに奔り、スルラ東征して、ミトラダステに勝ち、和を請はしめたり。

六 **スルラの成功** スルラの不在に乗じて、マリウス、先、還りて、スルラの黨與を屠りしが、スルラ凱旋するに及びて、盛に、マリウスの黨を殺して、之に報_さぬ。紀元前八一年、終身命令者となり、幾もなくして死しぬ。

七 **ポンペイウスの武勳** スルラの後、其權勢を繼ぎたるをポンペイウスと爲す。ポンペイウス、アフリカ、及、イスパニアに於けるマリウスの殘黨を討ち、又、地中海上の海賊_をを勦滅して功あり。後、ミトラダテス、再、叛せしかば、更に、東征して之を亡ぼし、シリアを併せて、バレスチナをも内附したり。其凱旋式に當り、行列を整へ、金車に乗じてローマに入れり。

第十六章 ケーザルの事業 ローマの

西征

一 **ケーザル** マリウスの後、平民黨を卒_おし者を、ユリウスケーザルとす。ケーザル絶倫の才略あり、常に、平民の權利を伸ばすを以て主義とし、私財を投じて祭祀を興し、饗應を盛にせしかば、聲望、忽、隆く、紀元前五九年、執政に選ばれたり。

二 **第一回の三人政治** ローマの政權はポンペイウス、クラス、ケーザルの三人に集まり、三人相結托せり。ポンペイウス、は勳功、クラスは財産、ケーザルは才略を以て、互に、相濟ひぬ。之を第一回の三人政治と云ふ。ケーザルは、任期、満ちし後、ガリアの總督に任ぜられ、クラスは、シリアの總督にポンペイウスは、イスパニア、及、アフリカの總督に任ぜられ、ケー

ザル、クラススは、共に各其任地に赴きしが、クラススは、バルチアにて、大敗して戦没したり。

ケーザルのガリア及ブリタニア征伐
ケーザル、アルプ山を

(一)ゲルマン人の
事後、曠見えたり。ア
リヤ種族なるはケ
ルム人とは、異なる
族にして、上古は歐
州中部及、北部の叢
林内に住したなり
(二)紀元前五八十年頃
より五〇年に至るケ
ルムの遠征は、ケ
ルム自其記事を作
りて、後世に遺せし
より歴史の爲、重要
なる材料となれり

人を征服し、又、海峽を渡りて、ブリタニア島のケルト人を平定しぬ。之によりてヨーロッパ中原にローマの權力確立し、其兵士は、征服地に駐屯し、言語、風俗、技術、各地方に浸漸せり。

四節 ケーザル、ポンペイウスの争權

ポンペイウスは、獨任地に赴かずして、ローマに留まりしが、ケーザルの武勳嚇々たるを見て、之を嫉み、元老會を籠絡して、之を斥けんとしたり。ケーザル即、却て、其軍を以てローマに迫り、逃るを追ふて、ポンペイウス、及、諸元老を、サリアのフルサルに破り、進で、エジプトを平定したり。

節四 ケーザル、ボンペイウスの争權

かずして、ローマに留まりしが、ケーザルの武勳嚇々たるを

見て、之を嫉み、元老會を籠絡して、之を斥けんとしたり。ケー

ザル即、却て、其軍を以てローマに迫り、逃るを追ふて、ポンペ

イウス、及、諸元老をテサリアのフルサルに破り、進で、エジブ

トを平定したり。

節五　ケーザルの功名及遭難

紀元前四五年、ケ―ザル凱旋式

を擧ぐ。其盛況前代未聞にして、遊戲鋪宴連日、相續き、上下

歎喜に酔ひぬ、今や、國政の全權は、ケーザル一人に歸し、元

老會は、彼を終身命令者に任じ、「インペラトル」の稱號を呈せ

り。ケーザル、人才を登用し、政務を革新して、ローマの爲に多

く重要な事業を起し、カルタゴ、コリントの舊市をも再興

せり然るに、共和政體の維持を主張せる輩は、ケーザル異

志ありとなし、紀元前四四年、突如、之を刺殺したり。

第二回の三人政治 是に於て、ケーザルの信任を受け

たるアントニウスは、ケーザルの甥、オクタヴィアヌス、及、ケーザル

の部將、レピヅと結びて、第二回の三人政治を作り兇徒

を追ひて、之をフリビに亡せり。此後、レビツスは、逐はれ、アン

トニウスと、オクタヴアヌスと天下を二分して、前者は、東、後

(三)「インペラトル」は元、命令者の義なり。今、命令者の義は、オクタウィアヌスの時より皇帝の義を含むに至り。

(五) アントニウス等ケルザルの謀殺に與したる者も殺すを名として悉其政敵を名滅し自家の權力を固めた。有名の辯舌家キクロも「ケルザルは死して專政は死せず」の語を吐きたる爲殺された。シアのツラキアに在リ。

は、西を有てり。

七 **アクチウムの役** アントニウス、己が、東方の領土に赴きしが、エジプト女王、クレオパトラと結びて、終に、オクタヴィアヌスに抗せしかば、オクタヴィアヌス、乃、大軍を起して之を伐ち、其海軍をアクチウムに敗り、アントニウス等、自殺せり。是に於てエジプトは、ローマに併され、天下はオクタヴィアヌスの統一に歸したり。

(七)アクチウムの役
に於て、オクタヴィアヌスが、クレオパトラと結びて、大軍を起して之を伐ち、其海軍をアクチウムに敗り、アントニウス等、自殺せり。是に於てエジプトは、ローマに併され、天下はオクタヴィアヌスの統一に歸したり。

第十七章 ローマの帝政

一 **アウグスツス・ケーザル**

自前三一年至前四十四年

オクタヴィアヌスは、共和政體

の外形のみを保存せしも、自、執政を以て諸官を兼ね、インペラトルとなり、アウグスツスと稱し、殆んど、獨裁の君主となれり。時に、ローマの領土極めて廣く、帝は、此上に之を開擴するの不可なるを悟り、各地に城柵を築きて、ゲルマニ人等の侵入に備へ、又、文學、美術を奨勵し、多く壯大の建築を起したり。エスの誕生せしも此時代にあり。

二 **フラウウス統**

アウグスツスの後、暴君、相繼ぎて國內大に亂れしかば、六九年、シリア邊鎮の軍隊よりウスバシアヌス出で、禍亂を鎮靜し、帝となれり。其子、チツス、亦、仁德を以て名ありしも、次帝に至りて帝業を失へり。

(一)アウグスツスは、威嚴大の義なり。
(二)當時、ローマの領土は、大西洋より東に、エウフラト河に及び、北はアルプス、南はローマの平原、西はガリア、東はアラビヤの沙漠に亘り、多種の風俗を包み、多種の民族を包含した。紀元一年とせしむる後世の邊境にして、實は紀元前四年に當り。

(四)ハドリアヌスの自建てたる廟は、今尚ルローマ市中のチアル河畔に巍然たり。
(五)マルクス・アウレリウス帝は、貧民の租税滞納に苦しむのを見て、憐れみ其徴税を減じ捨て、孤兒院を建てたり。帝又、南路より使を遣はして、南支那に通じたりと云ふ。
(六)元老中の富者一、二千人の近衛兵士に各千金を贈るが約が、帝位を傳たりし約が、帝位を得て喜ばず、各其將軍を推して帝位に即けんとし、ドナトゥス軍の司令官セプティミウス・セウルスを、ローマを襲ひて之を敗り、一九三年に親兵を組置したり。
(七)紀元一九二年より二八四年に至る、九十二年間に位に即ぎし帝二十五人あり、平均して二年に一人の帝位に過ぎず、十人ば兵士の毒手に殺されたり。

三 善帝五代 九六年より一八〇年に至る間に、相踵ぎて、位に登りし五帝は、皆善政を行ひ、帝國繁榮せり。ツラヤヌス帝、武將より身を起して才略あり、アウグス帝以來、ドナウエウフラトの兩河を以てローマの邊境とする主義を排し、自遠征して兩河の外に領土を擴張したり。次のハドリアヌス・アントニヌス・ピウス、及、マルクス・アウレリウス(大秦國王安敦亦皆、賢帝にして能く外敵を防ぎたりき。
四 帝位公賣兵營諸帝 マルクス・アウレリウスの後、百年間は、近衛兵、專權を握りて、贈金、最多き者に帝位を授け、其間の二十四帝は、大抵兵士の廢立する所たりしに因り、兵營諸帝の名あり。時に、東方の領地は、新興のペルシア國の爲に蠶食せられ、蕃族は、各方より帝國の領内に侵入したり。

第十八章 東西ローマの分離

西ローマの滅亡

一 **デオクリチアヌスの雙帝制度** 二八四年、デオクリチアヌス、兵營より入りて帝位に即くに至り、大に釐革する所あり、腐敗せるローマに居て、廣き帝國を支配するの不可なるを悟り、全國を四分して、各之に君主を任じ、己は、ニコメデアを都として總轄したり。

二 **コンスタンチヌス大帝の統一** 然れども、此法、却て、内亂の基となりければ、三二三年、コンスタンチヌス、遂に、東西一統の皇帝となり、都をビザンチオンに移して、其名をコンスタンチノブルと改めたり。

三 **ゴート人、ドナウを渡る** 此後、三七六年に至り、ドナウ下

(一)一時に十六人の帝位者ありしも、十有餘年を経て、コンスタンチヌスの統一に歸せり。
(二)遷都の理由は、ローマ人が帝の國記を捨て、耶穌教の天を崇奉するところと云ふに在りしに因ると云ふ。其實は、西方は往々蕃族の寇ふ所たるに反し、東方は、エジプトに於ける文明の富み、人心に近くして、地あり。人榮えし故にあ

流の北岸に住める西ゴート人は、フンと稱する蒙古の一族に逐はれ、其武器を捨て、耶蘇敎を奉ずるを條件として、南渡するを許されたり。然るに東ゴート人も亦フン族に逐はれ來りて、西ゴート人と共に、ローマに背き、ドナウ地方を掠奪し、皇帝を殺したり。

四節 ローマ帝國東西分離 是に於て、鎮將テオドシウス、擧げられて帝位に即きて、再、全國を統一し、巧に、東西のゴート人を威服せしが、三九五年に至り、帝國を永く東西に分ちて、其子に與へたり。ローマ帝國、是より東西に分れぬ。

節 諸蕃族のローマ侵入　テオドシウスの死後、西ゴート人、ワ
ンダル人、スエビ人、ブルグンド人等は、或は、西し或は南して、イ
タリア半島に侵入し、四一〇年、西ゴートの尊長アラリク、遂
に、ローマを陥れて之を劫掠し、尙、進で、イスパニアの北方に

(三)帝は、ゴート人、四萬人を帝國軍隊に編入し、其餘の西ゴート人にはトラキアの野を開墾せしめ、東ゴート人をアジアの各地に分配した。

其國を開き、ワンダル人は、イスパニアよりアフリカに渡りて、王國を建て、又、アングル人は、ブリタニア島を占領したり。此間に於て、フン人は、東ローマを襲ひ、轉じてガリアに入りぬ。其酋長をアチラと云ふ。四五一年、ローマ人、ゲルマニ諸蕃族と力を協せ、フンの大軍をシロンに迎へ撃ちて、大に之を破り、後、二年、アチラ死して、フン族、ヨーロッパの中原より失せ去りたり。

第七節 **西ローマ没落** 此後、二十年間、西ローマは、名のみ存立せしが、無能の天子、數代、相繼ぎて、地方は盡く蕃族の占むる所と爲り、四七六年、ゲルマニ人を以て組織したる軍隊の指揮官、オドワケル、遂に、帝位を廢し、自、イタリア王の位に卽けり。西ローマ帝國是に於て滅ぶ。

(五) シヤロンは、今のフランスの北部にあり。此役は、關係重大なり。何となれば、苦ッン軍、勝たねば、人には、ヨーロッパは、蒙古民族の跋扈する所となりて、西洋文明の性質全く今日と異なるものありしなるべければなり。

第十九章
ローマとパルチア、及、

ペ
ル
シ
ア

(一)前に述べたる如く、バルチアは紀元前二五五年の頃、シリヤ王國に背きてエウフラト河の東に起りたるスキタ民種の王國にして、其兵騎射を善くし、風土にシヤの文物を傳へしも、東洋善制國の風に倣ひて驕慢殘忍なりき。

第一 共和時代の關係　ローマは、北方に於てゲルマニ諸族の侵入に苦みしに、東に於ては、紀元前六三年、其シリア王國を併せしよりエウフラト河を界として、バルチア（シ）と相對し、クラスス、及、アントニウス等、皆、之を伐ちしも克つこと能はざりき。

第二節 帝政時代の關係 アウグスツス帝の時に至り、バルチアは内訌、頻に起り、一時、帝の保護に頼りしに、後、又、叛せしかば、一一四年、ツラヤヌス帝、之を親征し、チグリシ河を二國の國境としたり。これより、歴代の諸帝、屢、兵を此地に用ゐたり。

第三節 ササン統のペルシア國 二二六年、バルチアの將士、アルタ

(二)アルタフシルは、ササンの後なりしを以て、其系統をササン統といふなり。

(三)ウァレリアヌスは、兵士の擁立する所となりて、二五三年以後帝位に在りし人なり。

フシル國の虐政に反抗して自立し、ササン統のペルシア王國を建てたり。其子、シアブル一世、ローマの疲弊せしを見て、二四二年、其東境を侵し、ヴレリアヌス帝(三)と戦ひて、之を虜にせり。是に於て、ヂオクレチアヌス帝に至り、二九七年、復讐の師を興して、メソポタミアを回復し、始て、積年の非運を挽回することを得たり。此後、ペルシア人、又屢境を侵し、三六三年に至り、ローマ軍、大敗して、全く、チグリス以東の領地を失へり。

第二十章　ローマの文物　基督教の傳播

節一建築　ローマ人の建築は、大抵、ギリシアの風に倣ひたり。然れども、別に、機軸を出だし、盛に、穹洞形を應用して、重目

(一)其内、向今日に於て使用せらるるもの數個あり。
(二)公浴室は、富貴の士が無代價にて市民の遊樂の用に供する爲に開設したるもの數あり。又、過熱の體操場、讀書會、談話室等あり。庭園には木々植ゑ、彫像をたたりたり。

(三)二千年の世變を経て、全く地下に埋れ、又知る人なかりしを、一八一二年、フランス人ローマを占領するに當り、イタリヤ政府の手に於て、今尚掘り出せり。

を支へしめ、大工事を興せしが、皆、甚、堅牢にして、今日に、残れるもの少からず。ツラヤヌス、及、コンスタンチヌス帝の凱旋門は、今、猶、見るを得べし。又、共和時代、及、帝政時代に成りし水道あり、高地は、地下を通じ、低地は、穹洞形を利用して、高く積み揚げ、其水は、飲用の外に、數多の公浴室の供給に、充てられたり。觀劇場も、亦、ギリシアの模型に則れども、其圓形構造は、ローマの發明なり。ツラヤヌスの大圓形觀劇場は、八萬七千人を容るべし。共和時代の演說所、フォルム・ロ・マヌムは、古蹟、現存し、當時の有様を考へ得べし。

二學問 學問も、亦、ローマに入りて、頗る進歩し、歴史には、ケーザル、リウウス、タキツス等の諸大家あり。哲學に於ては、ストア學派、最、發達し、セネカ、エビクテトス、マルクス・アウレリウス等を出し、文學は、アウグスツスの黄金時代に於て頂上に達

したり。ウルギリウス、ホラチウス、オヴヂウス等の詩人は、皆、此時代の産なり。然れども、諸科の學問中、ローマに入りて、殊に、機軸を出せしものを法律學となす。

三遊戯 遊戯は、演劇、競車、及、猛獸と闘士との格闘なりき。競車は華飾したる馬車の競争なり。獸闘は、北ヨーロッパの熊、狼、アフリカの獅子、鱷、豹、アジアの虎、象を圓形大觀劇場の中央に縦ち、死に至るまで奮闘せしむるなり。然れども、ローマ人は、其殘酷にも飽きたらずして、闘士の格闘を観るを、最上の娛樂とするに至りしが、後、耶蘇教の力に因り、始めて止みたり。

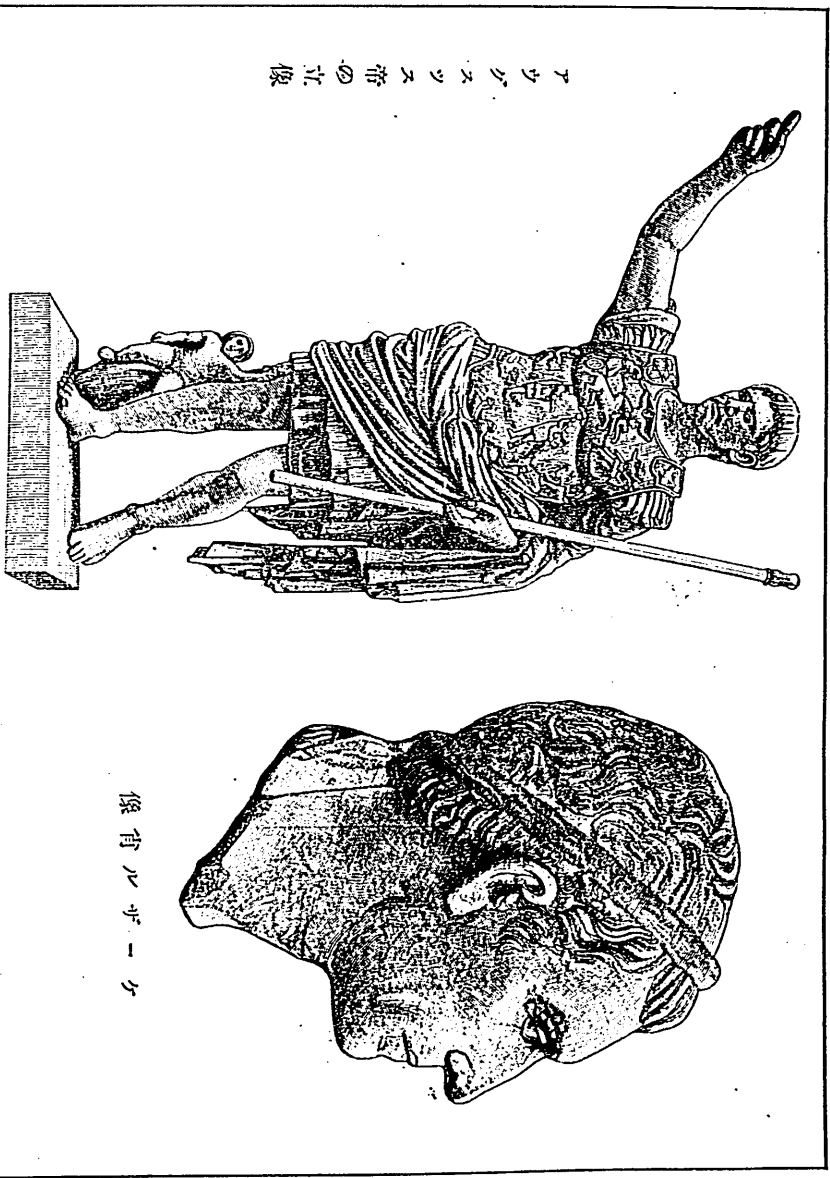
四耶蘇教の傳播 耶蘇・クリスト、ユダヤに起り、ヘブライ人の一神教より入りて、別に、一宗を開きしが、ローマの地方官、異論を説き、人を惑はすものとして、磔刑に處したり。然れ

(四)四〇四年、ホノリウス帝、耶蘇教を能くせし時、耶蘇教の僧徒の間に、身なを授けし之を、引分けんとて、怒り、帝も殺し、然るに、帝も大衆の心を以て、此遊戯を能くせし。

ども、徒弟の決心は動かず、耶蘇は、人世救済の爲に此世に生れし神子なり、其磔死は、人類に代りて罪業を滅せんが爲なりと説きしかば、歸依する者、日に多く、代々のローマ帝は、大窘逐を行ふこと前後數回なりしも、一度は、一度より、益、其傳播を弘くせしに因り、コンスタンチヌス帝に至り、三一三年、遂に、之を公許したり。

五 ニケーア會議 三〇〇年頃に至り、耶蘇教會内に爭論起り、アレキサンドリアの總牧師アリウスは、クリストは神の子なれば、神の下位に立つものなりとの説を唱へ、父子同禮の義に反對せしがは、コンスタンチヌス帝、三二五年を以て、小アジアのニケーアに會議を開き、宗義を一定せしめたるに、アリウスの論、立たずして破門せられたり。

六 デルマニ民族の教化 ローマ、及、コンスタンチノブルの總牧

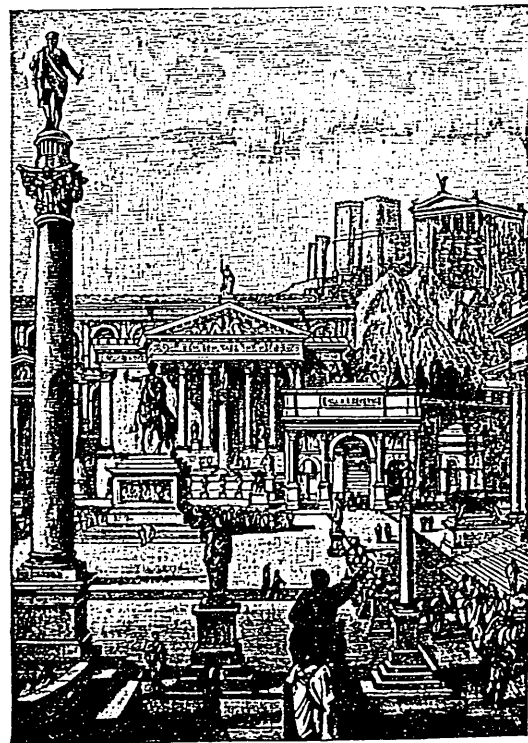


コンスタンチヌス帝の立像

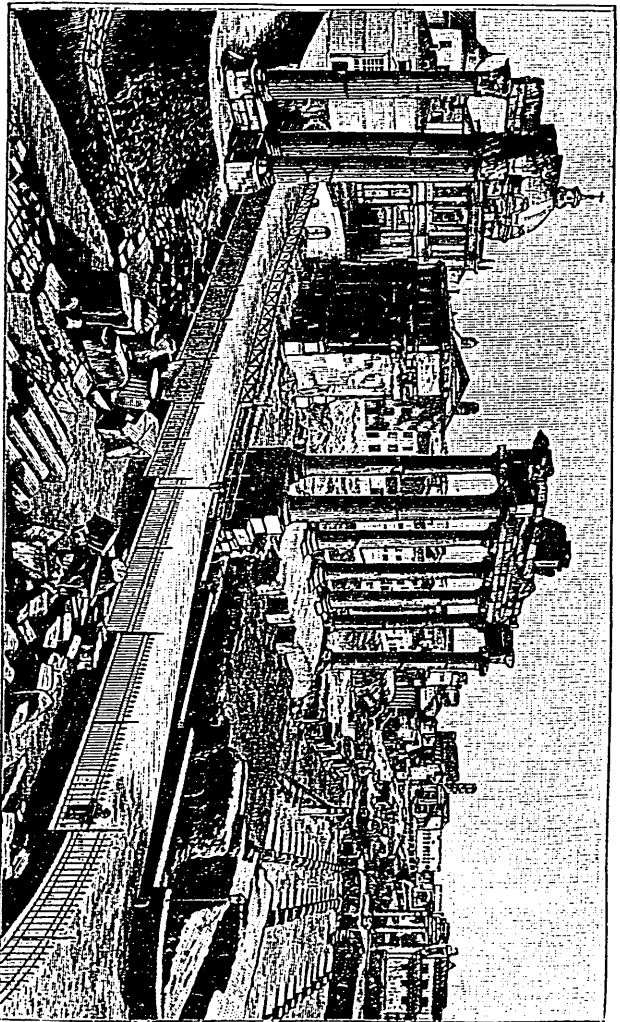
コンスタンチヌス帝の像



カピテル丘上のジュピテル宮の原形想像



カピテル丘下フォルム・ロママヌムの原形想像

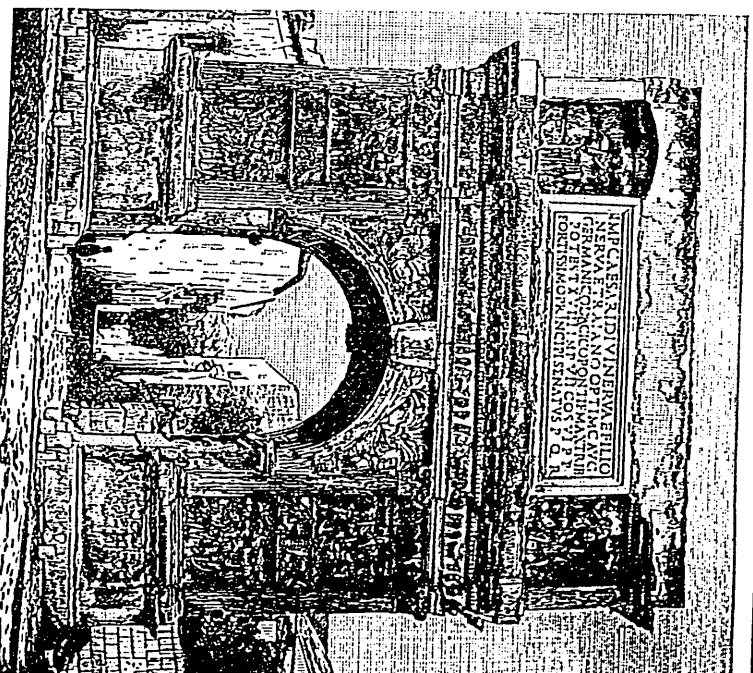


ムスベロムルグの後掘發りよ中地

の紀念として各地に樹てたる標柱

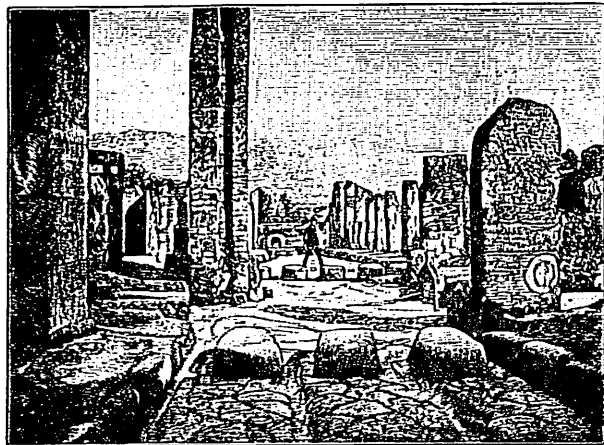


シラサス帝、蕃族を伐ちたる勝利

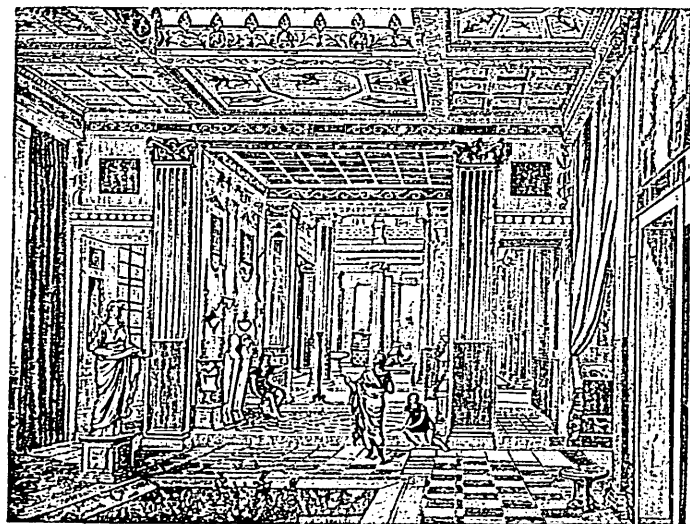


門 旋 凱 帝 ス ヤ ラ ヲ

圖 一 十 二 第

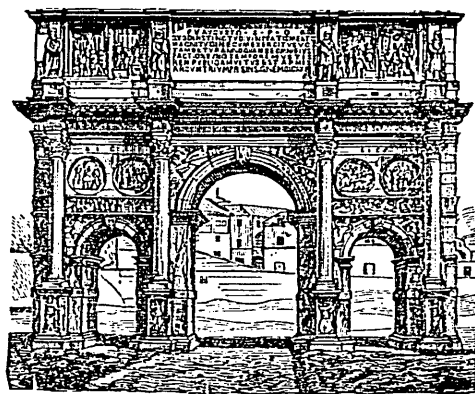


狀現街市イベンボるたし掘發

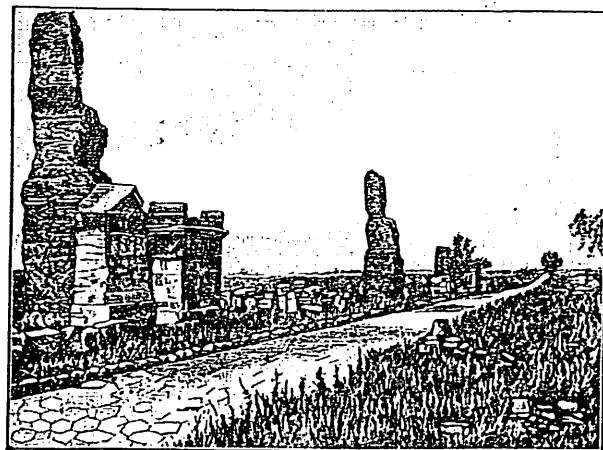


圖内の屋家街市イベンボるたし掘發
(のもるたし充補て以を像想の家古考)

圖 二 十 二 第

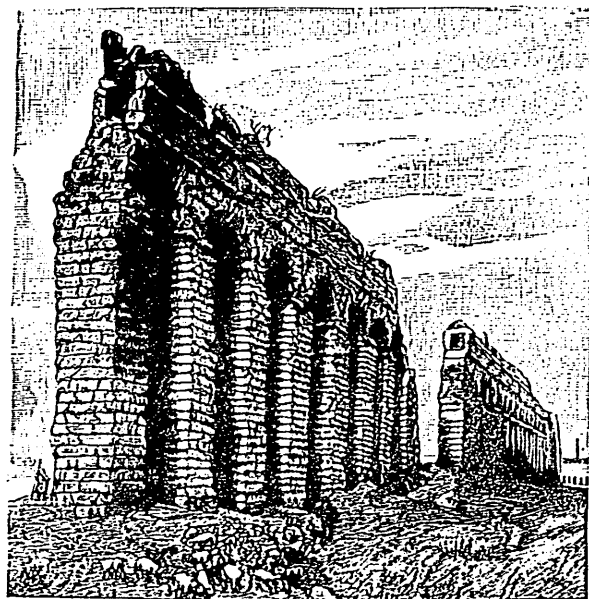


門旋凱帝大スヌチンタスノ
(す存現てしに築建の年二一三前元紀)

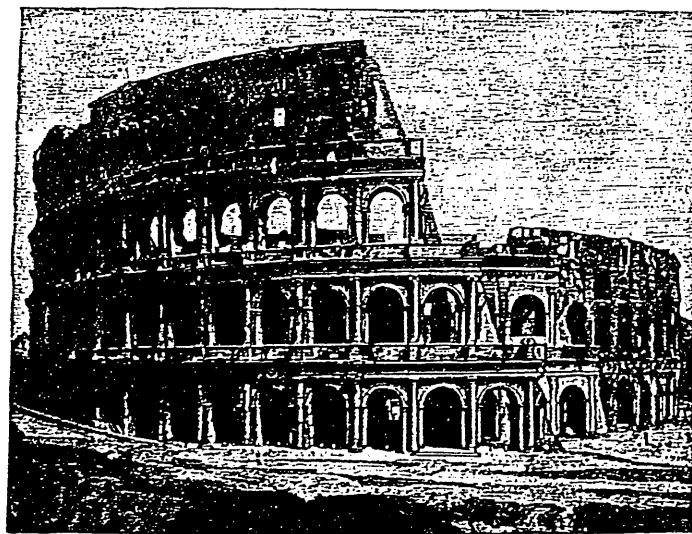


址遺の道軍マ一ロ

圖 三 十 二 第



ローマ水道の遺址



チツス帝の時完成したる圓形大劇場の遺址

第 二 十 四 圖



此圖は、頗る古代の
モゼイク細工に
見えたるローマ
の奴隷格闘の摸
様なり下の圖は、
稍綿密なれども
恐くは想像畫な
らん。



(五) ヴルフィスと
 彼の聖書をゴート語
 に翻譯したり、耶蘇
 教を奉ずる條件と
 して、ローマの地方
 に移住を許さる
 ことは、前述の如し
 アラリクはローマ
 を掠奪するに當り、
 耶蘇教の寺院を焚
 野蠻なりしンガ
 人の海上より來り
 て、ローマを掠奪
 る時も、諸みて人
 牧心はざりしは、
 牧師レオの説諭に
 依る云ふ

師は、夙に、宣教師を帝國の版圖外に派遣して、ゴート人の
 教化に勉めければ、西ローマ没落の頃には、ゲルマニ民族は
 皆耶蘇教を奉じたり。是に於て、耶蘇教は、腐敗せるローマ
 の文物を鍊清して、之を壯健なるゲルマニ民族の間に傳
 へ、以て、ヨーロッパの中古及近世文明の基礎を作るに大功あ
 りたり。

中古史

第二十一章 ゲルマニ民族の遷徙

一節 ゲルマニ民族の特質 ゲルマニ民族は、ヨーロッパ中原の森

林に散居せし蠻民なりしも、その性質に於て、大に、他の民族と異なるものありき。即、自由を尊び、殊に、女子を扶將することは是なり。彼等は自由を好みたるが故に、公共の事は、自由男子の會議を以て決定したり。是、今日の立憲政體の遠因なり。又、彼等は、女子を扶將したるが故に、家族の生活に無量の價值を置き、一般の風俗、清閑純朴なりき。是、其、大にローマ人に勝りし所以なり。

二節 西洋文明の基礎 西ローマ帝國が、ゲルマニ諸族の爲に

（一）ゲルマニとは、
 鄰人の義にて、元が
 ヨーロッパ中原の民
 族を呼ぶ、後に、採
 するに、此名、初、第
 リ、氏、世界史、の、
 一、ア、族、な、ば、
 は、同、の、先、祖、
 り、出、で、た、る、こ、
 證、明、上、に、於、て、
 明、確、あり、

國 五 十 二 第

國のやと、戦争を、士兵、ローマ、て、し、住、移、に、方、南、族、民、ニ、マ、ル、ゲ、



フランク王クロドゥイヒ、ソワリンの野にローマ人と戦ひ之に勝つ、戦利品は抽籤
ヒ、ウドー、ロク王クンラフ



フランク王クロドゥイヒ、ソワリンの野にローマ人と戦ひ之に勝つ、戦利品は抽籤の法に依り之を兵士に分配するの習慣なりしが、其中に、美麗の一瓶ありしかば、クロドゥイヒ、之を、已に得んと欲し、抽籤の外に措かんことを望めり、然るに、兵士の一人之を拒み、斧を振て其の瓶を粉碎したり。クロドゥイヒは、怒を押へて黙止したりしが、他日部下を檢閲するとき同じ兵士の斧に鎗あるを見て、之を奪ひ、以て彼の頭骨を撃破し、言て曰、汝、曾て、ソワリンの瓶に對し、斯の如くせしならずやと、以て、當時の人情を察するに足る。

没落したるは、一見不幸なるが如きも、世界歴史の上より觀れば、然らず。東洋の文明に淵源する古代文明は、ローマに至り絶頂に達し、爾來衰退の外なかりしに、ゲルマニ民族は、之に自由の精神と、耶蘇教に基く德義の觀念とを混和して、別に、有勢の文明を爲したり。

四 フランク王國の建立 西ローマに代りて起れるオドワケルは、四九三年、東ゴート王テオドリヒに亡ぼされしが、之と同時に、フランク王クロードウヒは、ガリア地方の諸族を併せて、ライン西岸に一大王國を建てたり。

五 イギリス國の起源 ブリタニア島を占領したるアングル人、及サクス人は、此島の東半に七小國を起して互に争ひしが、八二七年に至り、エグベルト王、七國を統一して、アングルサクス王國を起せり。是、今日のイギリス國の肇祖なり。

第二十二章 東ローマ ペルシア

スラブ諸部落

一節 ユスチニアヌス帝 自五二七年至五六五年 西ローマ没落の後、東ローマも亦、蕃族の侵入に遭ひ、甚、危かりしが、ユスチニアヌス帝に至り、ワンダル國、東ゴート國等を併せて、大に帝國の版圖を擴張したり。帝の事業にして、ヨーロッパ文明に重大の影響を及ぼしたるは、ローマ法典の編纂なり。

二節 東ローマ、ペルシアの戦争 ユスチニアヌスの死後、五十年にして、ペルシアの波斯ロー(庫薩和)、エウフラト河岸に於けるローマの邊防を犯しければ、時の東ローマ帝ヘラクリウスは、輕兵を以てペルシアの首府を襲ひ、六二七年、兩軍ニヌアの遺址畔に會戦す。ペルシア軍、大に敗れて、ホスロー慚死し、東

(一)ローマ法典は、三篇より成る。第一篇は、ヘドリアヌス帝以來の勅令を集めたもの。第二篇は、法律學者の論議及判決例を集めたもの。第三篇は、學生の教科書として用ゐられたものなり。此の三篇は、後世の法律學に大なる影響を及ぼした。

ローマは、其故地を回復したり。

三節 スラブ諸部落 ゲルマニ民族の五世紀以後に於て、西ローマに迫りし如く、九世紀以後に於て、東ローマに迫りしものをスラブ種族とす。此種族は、東ヨーロッパにありて、永く蕃夷の状態に沈淪せしが、九世紀に至り、ゲルマニ人と接觸せしより、活氣頓に加はり、南下して、其一部は、バルカン半島に入り、今のセルビア人、ブルガリア人等の遠祖となり、一部は、西北に進みてポーランド人、ボヘミア人の遠祖となり、又一部は、更に、北して、今のロシア人の遠祖となれり。

(二)東ヨーロッパの一般に、開けざりしは、ローマの征服を受けざりしに因る。

第二十三章 サラケン

一節 アラビアの土地、人民 サラケン人は、アラビア半島に在りて、久く、獨立し、偶像を禮拜して、力を其靈祠とせし遊牧

の民なりしが、第七世紀に至り、大に、ムハメドの下に起りて一時、ヨーロッパをも脅すに至りたり。

二ムハメド及回教 ムハメドは、五七一年、メカに生れ、初洞中に靜坐して冥索する所あり、一旦、忽、天使の降召を得て宗義の眞誥を授けられたりと稱し、一派の唯一神教を開けり、之を、イスラム、即、回教と云ふ。然るに、彼の同族は之を忌嫉し、害を加へんとしければ、ムハメド、六二二年、逃れて、メデナ市に到りぬ。此年を以て回教の紀元元年とす。

(一)ムハメドの法は、説くや、人の運命は動かすべからざるものなりと爲し、布教の爲に征服の軍を起して、天國に生るべしと云へり。故に、其信徒標準を極めたり。

三カリフ帝國 回教の經文をコーランと云ふ。宗徒は絶対に、其一字一句に信從する義務あり、兵力を以て、布教の具に供し、頻に侵略に従ひ、先、シリア、エジプトを定め、ベルシアを滅し、進みて、中央アジアのトルコ(突厥)を征服し、七世紀の終に至る迄に、アフリカの北岸は、皆、彼等の手に歸したり。是に

(三)此役は、若、フランク軍敗北せば、ヨーロッパ文明は天枯すべかりき。

於て、彼等は、更に、イスパニアに渡りて、西ゴート王國を亡ぼし、フランスに侵入せしが、ツール附近に於て、フランク國の宮宰カロロ・マルテルの撃ち破る所となりき。これ、七三二年なり、ムハメドの繼承者は、之より先、六六一年、オンマヤ統のダマスクに興りてより世襲となり、七五〇年には、アバス統のカリフ之に代りて、都をバグダドに建て、オンマヤ統は、コルドバに移りたり。

(四)數學の原理中、アラビア人の發明に歸すべきもの數は、代數、三角等、に於て甚多し。

四サラケン帝國の文明 サラケン人は、當時のゲルマニ民種の諸國に比して、遙に、進歩し、ギリシア、及、ベルシアの文物を傳へし、外に、其獨力を以て、理學、哲學、文學を進め、印度より多く數學の原理を傳へ、隊商を派して四方と通商せしかば、九世紀の頃、バグダド、及、コルドバの文化は、燦然として觀るべきものありき。

第二十四章 中古に於ける東ヨーロッパ

と西ヨーロッパ カロロ大帝の事業

節一 **ギリシア帝國の名稱** 東ローマは、今や、バルカン半島内に退縮し、專、ギリシアの文物を採りしを以て、此時代より以後は、ギリシア帝國と稱せり。

節二 **ギリシア帝國の國情** ギリシア帝國は、元、ローマ帝國より分岐したるものなれど、其首府たるコンスタンチノブルは、東洋諸國の風に化して、專制國の體裁を爲し、皇帝は、自、神聖なりとして、政治、並に、教務を主宰したり。其朝廷に陰謀多きも、東洋專制國に似て、位を得んとする者は、陰險殘忍の所爲をも敢したり。其人民は、元、ギリシア人なりしが、スラブ人、此地を占めしより、周圍の感化を被りて、今日に至るま

(一) 刑罰の嚴酷なるも、亦、東洋に類し、罪人の眼を抜き、鼻を削り、耳を切りた

(二) スラフ人種中にても、ホーランド人と、チェヒ人、ポーリア人、とは、早、西ヨーロッパの文化に染み、自由主義に傾けり。

(三) 第八世紀の初に當り、ギリシア帝國に於て、偶像排斥の論起り、東ローマのイコンを發し、西ローマに於ても、之に従はしめんとしたるに、ローマ總牧師之に反對し、東ローマ帝を破門し、コニスチンチノブル教會と一切の交通を絶つた。此後、東帝國に於ても、八四二年に至り、偶像を回復し、今日、却て、ガソリック教會よりも盛なるものあり。

(四) ローマの總牧師は、西ヨーロッパの管轄を、東ヨーロッパの管轄と、ノブルの總牧師は、東ヨーロッパの管轄と、アレキサンドリアの總牧師は、エジプトの管轄と、アンチオキアの總牧師は、シリアの管轄と、バビロニアの總牧師は、メソポタミアの管轄と、耶路撒冷の總牧師は、パレスチナの管轄と、各、其の所屬の教會を、管轄する。

でも、專制主義に傾き、且、東洋民族に類似する性質を有するに至れり。宗教も、漸時、其趣を異にし、終に、偶像禁止論、起りて、西ローマの總牧師と相分離するに至り、東は、ギリシア教會となり、西は、ラテン教會、即、カソリック教會となりたり。

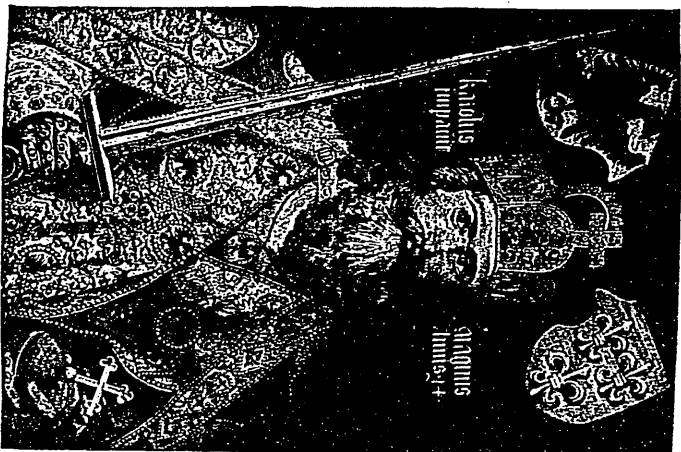
節三 **ローマ法皇の起源** 初、耶蘇教の總牧師は、各、管轄を分ち、其間に上下の別あらざりしが、西ローマ帝國没落の後、は、ローマの總牧師、自然に、西ヨーロッパの最有力者となり、精神界の王、乃、法皇として、推戴せらるゝに至れり。而して、宮宰、カロ・マルテル、フランク國に勢を得、其子、ベピン、法皇の許可を得て、フランク王となるや、イタリアの地を法皇に獻ぜり。此より、法皇、領地を有す。

節四 **西ローマ帝國の再興** ベピン死して、子、カロロ、嗣ぎ、先、ラシゴバルド王國を亡ぼし、次に、サラケン人の地を奪ひ、又、ライ

基にして、耶蘇之に
 天国の鍵を授け、
 信徒の衆を托した
 り。是に於て、西
 ヨーロッパに於て
 法皇を耶蘇教の主
 と仰ぐ原因の一なり。
 (一)アーヘンは、又
 ホイクスラシヤ、
 とも云ふ、ドイツの
 西方にあり。

ン河東のサクス人を征服して、終に、西ヨーロッパを一統した
 り。是に於て法皇レオ三世カロロ王の耶蘇教會に對する功
 勞に報ゆる爲、八〇〇年、ローマ皇帝の冠位を以て彼に授
 けたり。帝アーヘン(ホイクスラシヤ)に都し、郡縣の制を立てて、國內を整理せ
 り。是より、ローマ帝國東西對立し、宗教上に於ては、却りて、
 相反目するに至れり。

五 **カロロ大帝の功業** カロロ大帝は、單に、軍人たるのみに
 非ずして、亦政治の才に富み、寺院を建て、學校を興し、農工
 を保護し、法律を改正せり。凡、ヨーロッパ中古の事業にして善
 美なるもの、皆、其創意に出でざるなし。而して、耶蘇教に依
 り、ゲルマニ民族を一統し、ローマの文物と、ゲルマニ民族の習
 慣とを融和したるの功は、今日に至るまで、其實効を呈し
 つゝあり。



帝大ロロカ



士騎ンケラサ

六節 **ベルダン條約** カロロ大帝の死後、子孫領地を争ひしが、八四三年、ベルダンの條約を以て、之を三孫に分ち、長孫ロタールは、西ローマ帝の位と、イタリア、及、中部フランクを得、ルイスは東部フランクを得、カロロは、西部フランクを得たり。ロタール、死するの後、中部フランクは東西フランク王の分割する所と爲り、子、ルイス二世、イタリアのみを領して帝號を稱せり。

七節 **ドイツ及フランスの起源** 此後、八八七年に至り、西フランク國は、オドーを立て、東フランク國は、アルヌルフを立てて王となし、是より、此兩國民、全く分離して、東はドイツとなり、西はフランスと爲れり。

第二十五章 ノルマン人

節一 ノルマン人の特性 ノルマン人とは、ゲルマニ民族の中、北
ヨーロッパ各地に住居したる蕃族を云ふ。此民族、九世紀の初
より、時々、北海に出で、舟に乗り抄掠して、中古の諸國民を
苦めたり。然れども、彼等は、他の國民を征服せんとせず、到
る處に於て、既成國民と同化したる。

節二 ロシア國の起源 現今のロシア人は、初、統一の治を爲さ
ざりしが、八六二年にスウェーデンのノルマン人の酋長ルーリ
クを君とし迎へ、南下して、ノブゴロドを陥れ、茲に都してロ
シア國を起せり。然れども、ルーリクの一族は、全く、ロシア人
と同化したるが故に、ロシアは、依然として、スラブ民族の國
民たりき。

節三 ノルマン人のフランス侵入 ノルマン人は、又、フランスの
海岸に入寇し、八四一年にルアンを陥れて、之に據り、頻に、

(一)ノルマン人の入寇は、第十世紀より第十一世紀に亘るヨーロッパの大動亂に於て、第五世紀第六世紀に起りしゲルマニ民族の遷徙に續き、其關係の及ぶ所、頗る大なりき。

(二)ロシア人は、八六二年にスウェーデンに於て、建國一千

侵襲せしかば、當時のフランス王、カロロは、彼等の耶蘇教を奉ずるを、條件として、其君長、ロロに、西北の廣地を與へ、以て、ノルマンデー侯に封じたり。

節四 ノルマン人のイギリス侵入 ノルマン人は、又、ブリタニア島にも侵入して、其一部に據り、一時、アルフレド大王の平定する所と爲りたるも、一〇一六年、其王カヌートに至り、イギリスを奄有せしが、幾もなくして、又、アングルサクス王統の覆す所となれり。然るに、其王統、絶へければ、ノルマンデー侯、ウイルレムは、一〇六六年、イギリスに侵入し、其軍を破りて、自王位に登れり。是より、フランスの言語、風俗は、イギリスに入り、イギリスと、大陸國民との交渉、頻繁となれり。

節五 ノルマン人のイタリア侵入 ノルマン人は、又、屢、イタリアを侵したりしが、十二世紀に至り、終に、南部イタリア、及、シチ

(三)一六六六年に、
此王國は、相繼の
順序に因り、ドイツ
諸侯の手に歸し、
今尚、南部イタリヤ
にノルマン時代の遺
跡多し。

(四)イギリスの詩
人は、未だ書寫の術を
傳へず、英雄の事業を、
作りて、唄ひし、
第十世紀に至り、
纂したるもの世に傳
はり、ノルマン人の
上代に於ける風俗習
慣を、知る重要な材
料たり。

(一)五大諸侯は、日
フランコニア大公、
日サクソニア大公、
日シュワビア大公、
日バウリア大公、
日ロトリンゲン大公
なり。

リアを畧し、ナポリ王國を建て、學問を興し、殖産工業を盛に
して、國富みたり。

六 イスランド及グリーンランド ノルマン人は、又、九世紀、及、十
世紀中、イスランド、及、グリーンランドに植民し、又、アメリカ大陸
を發見して、大西洋海岸に殖民したりしと云ふ。

第二十六章 神聖ローマ帝國 法皇の

權威

節一 ドイツ王の選舉 東フランク、即、ドイツに於けるカロロ王
統は、九一一年に至りて、絶え、五大諸侯^(一)相集りて、サクソニア
大公、コンラド一世をドイツ王に選舉したり。是より、ドイツ
王の系統絶ゆるとき、又は、其無能なるときは、國內の大諸
侯にて、王を選舉すること慣例となれり。

(一)是より、ドイツ
王は、フーヘンに於
て、ドイツ王の位に
即き、ミランに於
て、イタリア王の位
に即き、ローマに於
て、神聖ローマ皇帝
の位に即くこと、定
例となり。

(三)皇帝は、普天率
土王土民に非ざる
なれば、法皇も皇
帝に服従すべきもの
なり。法皇は、
王公の廢立に汝
の意の如くせし、
云へる經文の語を引
きて、法皇は人君の
上に在りと論じた

節二 神聖ローマ帝國 九三六年、オトー一世、位に即く。王、西ヨ

ーロ、バ統一の志あり。内は、諸侯を抑へ、外は、ホンガリア人、及、
スラブ人を伐ちて、邊寇の根を絶ち、又、イタリアの王位を併
せたり。時に、ローマ皇帝の冠位は、一時中絶せしを、王、法皇
と計りて再興し、自、ローマに詣りて法皇より其冠を受け、
神聖ローマ皇帝と稱したり。

節三 皇帝と法皇との衝突 是時に當り、ローマ法皇の權威
も、亦、大に増長し、宗教上より西ヨーロッパを一統せんとせし
かば、神聖ローマ皇帝の一統策と兩立し難きものあり。^(三)
ランコニア王統のヘンリ四世に至り、法皇グレゴリオ七世と
の間に大衝突を起したり。グレゴリオは、法皇の選立に皇帝
の關係することを止め、又、各地牧師の皇帝より、就職認可
を受くることを禁じたり。是に於て、ヘンリは、法皇を廢せ

(四)牧師は、皇帝の面前に於て、僧官之を選擧し、皇帝より非柄の職として、非な環授け法皇より指及杖を受くることなれり。

んとして、却て、破門せられ、而して、平生、皇帝と相善からざる諸侯は、皆、彼に離反せしかば、ヘンリ、止むを得ず、法皇に哀願して、漸赦免せらるゝを得たり。此後、ヘンリ、グレゴリオを逐ひ、其子、ヘンリ五世に至り、一一二二年、ウルムスの宗教和議に於て、初めて、就職認可の問題を決したれども、皇帝と法皇との争は、此を以て、止まず、尙、久しく續きてヨーロッパ中古の一大事件たりき。

第二十七章 西ヨーロッパの制度及

國勢 封建制度

一 封建制度 中古、ヨーロッパ各國の紀綱、弛みて、英雄割據し、弱肉強食の世となりければ、上下自然の必要よりして、封建制度なるもの起りぬ。封建制度とは、一定の領地を有す

(一)始めて、家臣を抱へ入るときは、嚴密なる儀式あり、臣は主君の前に跪き、兩手を合して之を主人の兩手の間に挿み、ラテン語にて「ホモ・ウ・テン・ノ・ノ・ノ」と云ふ。家人といふ字にて、其家人となるを誓約するなり。而して主人より封状を授け、其行式として、一握の土を家臣の手中に置きしなり。

(二)自由地所とは、主家より知行として授けられたるに非ずして、自主自由の所有權により所有する地所を云ふ。

る者、其幾分を他人に知行せしめて、之を其家臣となし、領主に對し義務を盡さしむるを云ふ。其義務は、領主に對し平時、戰時に於て忠義を盡すに在りき。之により國王は、其國土を諸侯に分配し、諸侯は、又、其知行を以て陪臣を養ひ、互に、多く善良なる臣下を集め、自、防衛したれば、此制度、益發達し、土地を所有するも、之を防禦するの力なき者は、わざと其土地を以て近隣の有力なる諸侯に獻納し、其家臣となりて、之を知行するに至り、自由地所殆其跡を絶ちぬ。但、封建制度も地方に依り多少趣を異にす。英國の如きは、ウイルレム、其家臣の勢力を過大にせざる爲、其知行を一地方に集めずして、處々に分在せしめ、陪臣に至るまでも、國王に忠勤を誓はしめたり。

二 封建諸侯の城塞 封建諸侯は、何れも要害の地に城塞

を構へ、濠を深くし、樓櫓を高くして防戦に備へたり。ヨーロッパ西部には、今尚、到る處に古城あり、其多くは、壁落ち、草茂りて古色、掬すべし。

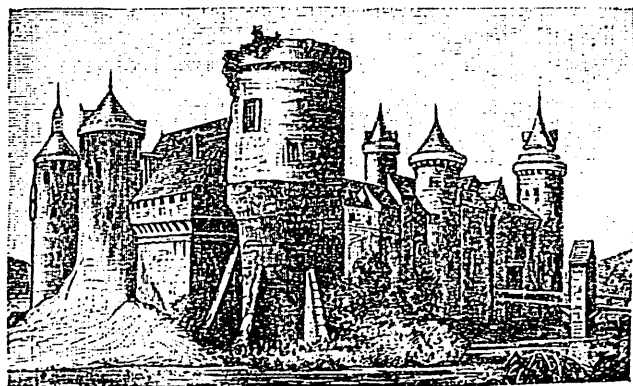
三騎士 封建制度の結果として、諸侯陪臣、皆平時より武士を養ひて、其訓練に心を用ゐたるが故に、其間に騎士と稱する一種の社會を生じたり。當時、フランスの騎士の間に、我が國の武士道に似たる任侠の風、起り、漸次、他國にも傳はりたり。即ち、騎士の列に入りたる者は、廉恥を重じ、邪曲を遠け、弱を扶け、強を挫き、就中、婦女子を尊敬し、一身を擲て、其保護に任ずるを本分としたり。

四農工商業 封建時代の經濟は、農業を主としたるも、農地は、多く、君主、又は教會の所領に非れば、諸侯、若は、陪臣の知行にして、何れも、其地主の財産と見做さるる一種の隸

圖 八 十 二 第



士騎の代時建封パローヨ



塞城の侯諸建封

中古封建の時代に於て、騎士たらんと欲する者は先達騎士の指導の下に武藝を鍛練し、進歩の功見えたる時、嚴肅なる儀式を擧げ、先使導者より、忠勤を勵み武士道を磨き強きを



挫き、弱きを助けて、婦女子を尊敬すべき旨を諭し、劍背を以て其の背を打つ打たるゝ者即謹て命に背かざるを誓ひ、始めて騎士の伍伴に入る、此に繪く所即是なり。



封建騎士の戦

貴婦人より勝る者に物を授くる此頃より初ま



(三)領主は、地内の
職工を束縛し、同業
者の組合即ち株主
を監督して其株を
世襲する者の其株
を禁じたり

(一)ボラサンは、
シニアに在り。此
住居せしトルコ
一部は、セルジュ
と云へる酋長の
一國に在り。セル
帝國に背き、カリ
年一にセルジュ
を、セルジュの
官を、セルジュ
は、セルジュの
居て、セルジュ
の、セルジュの
の、セルジュの

民をして、之を耕作せしめ、自由の農民は極めて小數なり
き。工業も、亦領主拘束の下に其需用品のみを製作し、一
の公益に資すること能はず、商業は、イタリア人、又は、ユダヤ
人が諸侯に税金を納め、其免許を得て、領内に行商するの
みなりき。

第二十八章 十字軍と東方諸國

一 十字軍の由來 耶蘇教徒間には、夙に、パレスチナに到り
て拜禮するの風あり、從て、サラケン人、利益を得しを以て、之
を妨げず、四百年間、却て、善く、保護したりしが、一〇七六年、
セルジク種のトルコ人、此地を併すや、巡禮者を虐待し、耶蘇
の靈地を汚瀆したり。因りて、耶蘇教を奉ずる國民は、激昂
して靈地を回收せんとしたるとき、會、ギリシア皇帝も、亦、ト

ルコ軍の爲に、其國を侵されて、法皇の援を求めければ、法皇ウルバノ二世は一〇九五年、フランスのクレルモンに諸王侯を集會して、即坐に、出陣を議決し、各、十字章を身に著けて、翌年、出發することゝ定め、出師中、ヨロバに於ては一般平和を宣言したり。

二 イエルサレム王國の興廢 數十萬の耶蘇教民は、非常の困苦饑餓を冒し、コンスタンチノブルを経て、小アジアよりバレスチナに入り、一〇九九年、遂に、イエルサレムを陥れ、玆に、耶蘇教の一王國を建てたり。之を、第一、十字軍一〇九九年となす。然るに、此後、五十年、トルコ人、イエルサレムを侵すに及びて、ドイツ、フランスの諸王、第二、十字軍を起せしが、敗れ、一一八七年に至り、サラデンなるもの、エジプトに興りて、終に、イエルサレムを陥れたり。是に於て、ヨロバ諸大國の帝王は、第

(三) 十字軍始めて遠方よりイエルサレムの外壁を望み、其の堅固を驚かされ、相抱きて喜び、神聖なる地を洗ひて進みたりと云ふ。

(四) エジプトは、九〇九年以來、獨立の

カリフ帝國を爲せしが、二七一年、シリヤの配下にてエジプトの總督に赴きたる、サラデン、エジプト、ダマスク、アレクサンドリアを以て自立し、アイクルを併吞したり。

(五) マメルークと云へるは、アラビア語にて奴隸の義なり。サラザンの子孫、古よりトルコの奴隸を買得して重川に後之に要職を授けて地方を始めしに其將アズサンモセクアイベクなる者、主を殺して其位を奪ひたり。

三 回、十字軍を企てて、之が征伐に向ひしが、亦、克つこと能はず。後、十年、法皇、又、第四の十字軍を起せしも、其目的を達せず。只、ギリシヤ帝國の内事に干渉して、ラテン帝國を建つるを得しに止まりき。之より、一二七二年まで、尙、數回の小十字軍ありしも、皆、効果なく、イエルサレム小耶蘇教國の勢力は、日に、益、蹙まり、一二九一年、終に、エジプトに起れるマメルーク統の滅ぼす所となれり。

三 十字軍の結果 十字軍は、中古の最大事件にして、前後二百年間に互り、遂に其目的を達せざりしも、ヨロバ文明に及ぼしたる影響、重大なりき。即ち、(一)コンスタンチノブルを守りて、回教國民のヨロバ侵入を妨げたる爲、其間に西ヨロバの各國民をして、充分に發達せしむることを得たり。(二)法皇を仰ぎて、十字軍の指導者と爲し、又、軍費に供す

(二) 出陣する者は、其財産を教會に施し、其遺族に遺贈して軍用金を與へ、而して歸來せしものは多く心身の疲倦に堪へず、財産を擲けて寺に投じ、生涯其保護に依りたり。

る爲、莫大の財産を喜捨する者多かりしに因り、法皇の權威と、富と、急に増大したり。(三) 諸侯は、市民に權利自由を附與して、軍用金に替へ、戦死者の知行は、君主に還りたるに因り、諸侯の勢力減じて、君主と市民との力増し、封建の終止を速にしたり。(四) 西ヨーロッパは、東方文明の事物に接觸して、始めて、狹隘なる封建思想を脱し、世界觀念を得て、人智開發したり。(五) イタリア諸港の商船は、出師軍隊の物資を補給する爲、シリア海岸の諸港に航し、東方の産物を得て、ヨーロッパに歸りたるより、地中海上の通商發達し、ベネチア、ジノバ、ピサの諸市、急に繁榮したり。

第二十九章 ドイツの分裂、及、フランス、

イギリス、イスパニアの中央集權

一ドイツの分裂 代々のドイツ王は、神聖ローマ帝國の理想に驅られ、イタリアを得んとしたるが爲に、却りて、内部の統括、弛み、諸侯、各獨立を計りぬ。一一三八年、スタウフン家のコンラド三世、神聖ローマ皇帝となりしが、諸侯中、之に服せざる者、法皇と結托して、皇帝黨の諸侯と相闘争せり。コンラツドの後、フレデリキ・バルバロサ、位を繼ぎ、屢兵をイタリアに出だして、其不順を制せんとせしが、法皇は、常に、之を妨げ、爾來、内部の分裂と、イタリアの事情とは、益、困難に赴き、一五四年より、一二七三年までは、全く、一統の君主を缺きたり。之を空位時代といふ。此間にドイツは、遂に、イタリアの領

(一) 皇帝黨をギベリンと云ひ、法皇黨をゲルフと云へり。イタリアにも此兩黨ありて、久く争ひたり。

(二) 此時代に、ドイツ國內は、二百七十六邦に分裂したり。

(三) 此間、ドイツの内部より何人な王に選舉するも、一致な

地を失ひ、内國は盜賊横行して、民塗炭に苦みたり。

得るの望なかりしに因り、内外國人を選ばせんとせしが、此點に於ても亦、一致せず。或者はイギリス王の弟コルンウォリス公を挙げたり。コルンウォリス公はドイツに來りて戰冠式を擧げたるも、直に諸國にカスナル公は、實來らざりき。

二 **オーストリアの起源** 一二七三年、ドイツ各邦の諸侯、ハプスブルグ伯ルドルフの武勇才德ともに高きを選びてアーヘンに迎へ、一統の治を復せり。其後、ハプスブルグ家は、漸次、領土を増得して、オーストリア公を兼ね、一四三七年に至り、其統再、ドイツ王となり、神聖ローマ皇帝に選まれ、以て一八〇六年に至れり。

三 フランスの中央集權

フランスに於ては、九八七年以來、フーグカペーの子孫、其王位を襲ぎ、封建諸侯の權力、衰へ、王權、増長したり。其原因は、(一)十字軍の爲、諸侯疲弊し、一家斷絶したるもの多く、(二)大陸に於ける、イギリス王の領土を沒收して、フランスの王領となし、(三)フランス王は南方、アルピ地方の邪教徒を征伐して、廣大の土地を併せたる等に

(五) ウィルヘルムは、ノルマンディー侯たりし故に、イギリス王となるの後もフランスに領地を有して子孫に傳へ、又アンセヨウ伯統を繼ぎし時、多くの領地を持ち行きたり。此等の領地は、イギリス王がフランス王の臣下として知行する所なりしにより、シヨン

王に至り其フランス王の命を用ゐざるを口實として、沒收したるなり。

(六) ウェールス人は天嶺に據りて、實ローマの權力に服せず、アングルサクス王國の時代にも名のみ内附せしが、實際は其命を受けざりき。

(七) 此時、スコットランドに於ては、愛國の士、ウィルヘルムオレンス、ロバートブルース等相次で能くイギリスと戦ひ、爾來三百年間スコットランド獨立してイギリスと紛争止むとき無かりしが、一六〇三年、イギリス王、セームス一世、スコットランドの王位を兼ねるに至り、一國は平和に合一せり。

在り。

四 イギリスの内部一統

イギリスは、一一五四年、ヘンリ二世、フランクヂネト王統を起せしより、益、フランスに於ける領地を廣め、エドワード一世一二七二に至りては、又、ウェールス及、スコトランドを討ちて之を平定したり。

五 百年の役

至山一四三九年
至一四五三年

此の如くにして、イギリス王は、フランスに於て有する土地に對し、フランス王に、臣従の禮を爲すを好まず。フランス王は、又、常に、スコトランド人の獨立戰爭を助けたるより、兩國、互に、相和せざりしが、イギリスのエドワード三世が、相續權に依り、フランスの王位をも得んとしたる爲、戰爭、遂に、破裂したり。初、イギリス軍、連戰連捷して、フランスは、殆、滅亡に瀕せしが、一民家の處女、ジンヌダルク、自天使を得たりと信じ、奮身蹶起して士氣を鼓舞し、先、オル

レアン^(八)の圍を解きしより、フランス軍復、大に振ひて、終に、イギリス軍を全國より逐ひたり。戦争の開始より終局まで百年に至る。

節六 薔薇軍 白一四五五年 至一四八五年 百年役に續き、イギリスにては、ヨーク、ランカスター兩統、王位を爭ひ、三十年間、相戦ひしが、ランカ

スター家、遂に、克ちて、ヘンリ七世、位に登り、テードル王統を起せり。此より漸、地方分權の状態を脱して、中央集權の状態に移りたり。

節七 イスパニアの國情 イスパニアに於ては、コルドバのカリフ帝國衰へて、モール人のグラナダ王國、獨、強大なりしが、一四六九年、アラゴンのフルヂナンドと、カスチルのイサベラと結婚して、其家を併せ、イスパニア王國を起せしより、國力大に振ひ、一四九二年、グラナダを陥れて、全國に中央集權を行ふ

(八)百年の役の終止とコンスタンチノブルの滅亡と同年なり。
(九)此内戦にヨーク派は、白薔薇を以て徽章とし、ランカスター派は紅薔薇を以て徽章としたるより薔薇軍の名あり。
(一〇)此戦争の間にイギリスの諸侯は過半滅亡し、存留するものも、亦皆疲弊して王家のみ戰勝の功に因り權力を振ひたるを以て、此結果を來せしなり。

ことを得たり。ポルトガルは、又、是より先、一一三九年、モール人に勝ちて、獨立の一國を爲したり。

第三十章 イギリスの憲法、及、議會の

起源 大陸の自由諸市、及、地方連合

節一 庶民の地位改良 十字軍の後に於て、ドイツを除く外、各國ともに封建諸侯の勢力減退すると同時に、市府に在りて、商工業に従事する庶民の實力、増進したるは、中古の末期に於ける著き現象にして、形勢一變の前兆なり。

節二 ジン王の大憲章 イギリス王、ジンは不徳にしてフランスに於ける領地を失ひ、之が回復の爲、戰端を開き、屢、重税を課して諸侯、人民を苦めたるより、一二一五年、貴族と平民と力を合して王に迫り、大憲章に調印せしめたり。

(一)人民の權利自由を保證するものに於て、其中に合法の裁判に依るに非ざれば、人は監禁處罰せず、參政會議の決議を以てするに非ざれば、租税を課せず等の規定ありき。

(二) イギリスに於て從來は貴族及僧侶を召集して政治を議せしむることありたるも、平民は實與からざりしなり。

三 議會の起源 ジンの子、ヘンリ三世、亦頗專横にして大憲章を破り、不法の重税を課せしかば、貴族怒り、兵を擧げて王を擒にしたり。是に於て、宰相は王の名に於て貴族、僧官並に、諸市の代表者を宮中に召集し、國用の支出方法を評議せしめぬ。是、イギリスに於ける議院制度の起源なり。

四 イタリアの獨立諸市 イギリス國民が、參政權を得んとせしと、共に、イタリアにては、十字軍により通商發達せし結果、市民富強に赴き、皆獨立して共和政體を立て、海陸軍を作りて、自衛に備へたり。就中、ベネチア、ジノバ、フレンツ、ミラノ、最、有力なり。これらの諸市にては、市民の聲望ある者、寡頭政治を行ひ、其勢力、王侯に讓らざりき。

五 ドイツの自由諸市 ドイツにては、市府は、皆諸侯の所領に屬し、之に封建の職務を盡したりしも、十字軍以後、諸侯

(三) 十字軍の爲に、軍川金を要したる諸侯は、市府に權利を與へて金錢に替へたること前述のことし。

(四) 其數六十以上ありたりといふ。皆市民を以て市會を組織し、市長を選挙して、政事を行はしめたり。

(五) ハンサは、ドイツの古語にして組合の義なり。乃一時は八十餘市之に屬せしが、近世に至り、自防禦に備ふるの必要なきに至りたるを以て退き、今尚、ハンブルグ、ブレーグ、アムステルダムの三市は此聯合に屬せり。

の疲弊、甚しき場合には、領内富有の市府より一時に多額の金を收め、之に替へて、永久自治の權を與へたるもの、亦少からざりき。これ等の市府は、ドイツ王の直轄に屬し、自治の制度を立てて、頗繁榮したり。

六 ドイツの地方連合 當時、海陸の道路は、尙甚、危險なりしかば、一二四一年、ルーベク、ハンブルグ等の諸自由市、聯合し、共同の費用を以て、兵員を置き、行劫及海賊に備へたり。之をハンサ聯合(漢)と云ひ、諸侯といへども、侵す能はざるの勢力ありき。其他、又、ライン聯合、及、スワビア聯合ありき。

七 一般觀察 これらの自由諸市は、ヨーロッパ近世の商工業發達の前驅たりしのみならず、又、後に述ぶる文運再興を誘致し、自由制度、及、立憲政體の遠源として、近時の政治生活に大影響を及ぼしたり。

第三十一章 東ヨーロッパの國情 蒙古族の侵入 オトマン・トルコの侵入

(一) イヤロスラフ、美術を奨励し、學校を興し、寺院を建て、ギリシアの文字を用ひ、ギリシア音樂を傳習せしめたり。

一 **ギリシア帝國の國情** 東ヨーロッパにありても、ギリシア帝國倒れて、ラテン帝國興りし後は、一統の治弛み、自封建の狀を呈し、群雄割據して、セルビア、ブルガリア、ボスニア等の數國を爲すに至れり。又、ロシアは、屢侵入し來り、其主ブラデミルは、九八八年、時のギリシア帝の妹、アンナを娶り、耶蘇教を以て國教とし、頻に、ギリシア文化を輸入せり。子、イヤロスラフ、亦、父志を襲ぎしも、當時のロシアは、國土を數子に分割する習慣なりしに因り、内爭、屢起り、國力發達せざりき。

二 **蒙古人のヨーロッパ侵入** 第十三世紀の初に、蒙古の首長、鐵木眞、諸部を一統して、自、成吉思汗と稱し、中央アジアを

(二) ボロフツイは、飲寮又は、寄寮克と稱す。今日のロシアの南方に居たる民族なり。

征服し、部將を派して、ボロフツを征せしめしに、ロシア人はボロフツを援けければ、一二二四年、蒙古人、之を破り、後、十三年、鐵木眞の子、窩闊臺に至り、姪、拔都をして、再、ロシアを伐たしめ、ロシアは、國內、一致を缺きたるため、各地の君主、相尋で亡され、蒙古軍の到る處、必、市府を焼き、住民を殺し、慘酷を極めぬ。一二四一年、蒙古軍の一隊は、進で、ホンガリア、ポーランドに侵入し、シレシアに於て、ポーランド、及、ドイツの聯合軍を破り、他の一隊は、南下して、ドナウ河岸の各地方を侵し、兩軍相合して、ドイツに入らんとせしが、會、窩闊臺の計、到りしを以て、此方面の戰鬪を停止したり。

三 **ロシアに於ける蒙古朝廷** ロシア、悉く平定するに及び、拔都は、サライに都を建てぬ。蒙古人の所謂、黃金帳殿是なり。爾來二百年間、此に都して、東は、ウラル、南は、裏海よりド

ナウの河口に達する大國を支配し、ロシアの諸侯は皆サラ
イ朝廷の封を得て位に居り、貢物を納めて、時々朝覲し、又、
兵役の義務を負ひたりき。

(三) チムール、又、タ
メルランは、成吉思
汗女系の子孫にし
て、一三三五年、サマ
ルカンド(撒麻耳干)の
附近に生れ、トル
キスタンの戦役に於
て負傷して、跋者とな
る。帖木兒の一代記
は、セレス・ボドナン
と云へる者、バルシ
ア語にて之を著はせ
し、フランクス人、フ
ランド・ラクロア、フ
ランス文に譯し、一
七三二年出版した
り。

節四 アジアに於ける蒙古國 是より先、鐵木眞の第二子、察
合臺は、トルキスタンの全部、及、印度の北部を合して察合臺
國を興し、第四子、拖雷の子、旭烈兀は一二五八年、バグダドの
カリフ帝國を亡ぼして、イルハン國を創め、又、拖雷の子、忽必
烈は、遂に、南宋を亡ぼし、日本にも寇したり。然るに、支那以
外の蒙古諸部族は、忽必烈の登祚を認めざりしより、内亂
を生じ、群雄割據して、相戦ひしが、帖木兒に至り、拔群の武
略を以て中央アジアの各蒙古國を統一し、撒麻可干に都
して、察合臺國の主となり、又、ペルシア、アフガニスタンを併
せ、屢、ロシアを侵して、一三九三年には、モスクバに達したり。

後六年、又、印度の地域をも併せぬ。

節五 オトマン・トルコ 時に、オトマン・トルコなる一民族あり。元

(四) ムラット一世は、
一三六一年に生れ、
一三八九年に死せ
り。曾、耶蘇教徒の俗
名中より容貌美し
きもの
を選みて、ヤニサリ
といへる軍隊を組織
したるに、其勇悍な
ることトルコ軍の比
に非ざりければ、之
を以てヨロロババ
入を企てしなり。

裏海の東に住せしが、十三紀の終に、蒙古人に追はれて、小
アジアに入り、茲に、一回敎國を興せり。其主、ムラド一世、ギリ
シア帝國を征伐することを企て、ヤニサリー隊を以て、頻に、
之を侵し、其子、バジシドに至りては、殆、バルカン半島の全部
を陥れ、更に西して、ギリシア帝國を脅し、一三九六年には、コ
ンスタンチノブルも危急に瀕したり。ギリシア帝、依て、援を帖
木兒に求めければ、帖木兒は、即、大兵を以て來り、一四〇二
年、トルコ兵をアンゴラに破り、バジシドを虜にせり。此後、彼、又、
支那征服を企てしも、果さずして死し、其大帝國は直に四
分五裂したり。

節六 ギリシア帝國の滅亡 コンスタンチノブルの圍、一時解け

たりと雖、バジシトの子孫、代々、之が侵略を行ひ、ムハメド二世に至りて終に陥れ、ギリシア帝國亡びたり。時に一四五三年なりき。

七節 ロシアの使命　ギリシア帝の系統なる一女ソファ、逃れてローマに在り、法皇はソファを、モスクバの主、イバン三世に嫁し、其力に依りて、コンスタンチノブルを回復せんと計れり。此時より、ロシアの朝廷は、ギリシア帝國の繼承者を以て、自任じ、バルカン半島を征して、トルコをヨーロッパ以外に逐ひ退くるを以て、ロシア帝國の使命となすに至れり。一五四七年、イバン三世の孫、イバン四世、位に即くに至りて、「ツァール」の稱號を用ゐ、又、全くロシアの獨立を回復したり。

(五)法皇、此時、ソフィア皇女に添へてギリシア帝國の紀章たる雙頭鷹を纏したる椅子をモスクバに送り、此椅子を向モスクバ宮中の博物館に備へあり、公衆の瞻望を許せり。

第三十二章 古學復興、活版の發明、

兵制の變遷、地理上の發見

一節 中古の學問　封建の世は、一般の學問、地に墜ちたりしも、カロロ大帝、諸方の寺院に附屬して建築せし學校のみ學問を保維し、煩瑣學派オクスチンズと稱する一派の學者を出だしたり。當時サラケン人、却て、開化してギリシアの數理、天文哲學を傳習し、バグダド、コルドバは學問の中心なりき。

二節 古學及美術の再興　十四世紀の初に至り、傳説に依らず、直に原書に就きて、ギリシア、ラテンの古學を研究することと流行したり。此一派を稱して人文學派ヒュマニスムと云ふ。人文學派の巨壁を詩人ダンテとなす。續て、ペトラルカ、ボカチオ等出づ。之と同時に、戰國擾亂の爲に、久しく衰微したりし美術も、

(一)煩瑣學派は、耶穌の經文を基礎とし、アラビア語とヘブライ語とを適用して、深奥なるものなり。
(二)十三世紀の大學者として知られたるアルベルツス・マグヌス、及ロジャー・ベーコンはイスパニアのサラケン人より學びたる所多し。
(三)人文學者の名は、元來神學、即經文の學問より區別して、古代の人の研究に成りし文學の研究者等とは、古の書を得んとして、熱心に寺

[illegible]

知られければ、ポルトガル人は、アフリカを廻りて、印度に通ずる海路を開かんと欲し、一四八六年に、デアスなる者、既に、喜望峯に達せしが、十年の後、バスコ・ダ・ガマ、此途に依り、遂に、印度に達することを得たり。是よりポルトガル人は、東印度に、多く、領地を得て、ゴアを其中心點としたり。

節九 **コランバスの新世界發見** 時に、コランバスなるものあり、印度に達するには、西航するを以て捷徑なりとすと主張し、其策をイスパニアのイサベラ女王に獻じて納れられ、乃、女王、備ふる所の船舶を率ゐて西航し、一四九二年、西印度群島を發見し、續て、中央アメリカを發見したり。

第十節 **アメリカ大陸** 一四九七年にジーン・及、セバスチアン・カボト父子、北アメリカ大陸を發見し、一五〇〇年にポルトガル人カブラル、南アメリカのブラジルに到り、後、四年にアメリカゴベ

(二)之を西印度と名付けしは、コロンバスが印度の一部分なりと信ぜしに因れり。

(二三) マカリ、エン
ス、初めて此海峡を
通過したるを以て此
名あり。

スヅチなる者、兩大陸の紀事を刊行したるより、之をアメリカと稱するに到れり。

世界廻航
イスパニア王は、東洋の香物島即今のフィリピン島の内に直

シスに使命を授けしかば、マガリエンス、一五一九年解纜し
 マガリエンス海峡(ニミ)に由り太平洋に出て、香物島に達し、此處
 に於て害せられしが、其部下、喜望峯を廻りて三年の後、歸
 著したり。是に於て、輿地の球狀は事實として證明せられ、
 人の思想一變したり。

第三十三章 宗教改革 イスパニアと

フランス

第一節 宗教改革の原因 宗教改革とは、十六世紀の初に於て、

ヨーロッパの北部、及西部諸國が、ローマ法皇のカソリック教會を離れて、新に起りたる教會に歸依するに至りし事變を云ふ。こは主として(一)古學の再興、印刷の發明、地理上の發見に因り、一般の人智、發達して舊教の狹隘なるに満足せざるに至りし事、(二)權勢、富貴、寺院に集まりし結果として、僧尼の風儀、大に紊れ、且、其多くは無學にして、世間の嘲を招きたる事、(三)各國君主が法皇の政治に干涉するを喜ばざりし事、(四)各國の君主が多く、土地の教會所有と爲れるを嫉みたる事、(五)法皇が信者をして罪業消滅の爲、金錢を献納せしめたる事等の原因によりて起れり。

二ルーテル 時に、サクソニアの僧にマルチン・ルーテルと云へる者あり、學術德行を以て聞へしが、法皇が財源を得る爲、罪業消滅符を賣るの甚く、教儀に背くを憤慨し、一五一七

年、辯妄九十五條をウittenベルヒの寺院に掲示し、其非を痛論しければ、議論、爲に、沸騰したり。

三新教の傳播 宗教改革の消長は、當時ヨーロッパに於て、有力なりしイスパニア王カロー一世に關係する所多かりき。カローは、父の系統により年十九にして、オーストリアと、イスパニアとを併せ領し、一五一九年、カロー五世の稱號の下に、神聖ローマ皇帝に選舉せられ、廣大なる版圖に主となりぬ。帝は、元より、カソリック教會に屬せしかば、力を竭して新教を壓服せんと欲し、ルーテルをウルムスの會議に召喚して、其説の棄却を命じたるも、ルーテル屈せず、サクソニア公、フレデリキの庇護により、其城内に在て、經文をドイツ文に翻譯し、後、又、ドイツ各國を巡廻して説法せしかば、歸依する者、甚、多く、北ドイツの諸侯は大抵變宗したり。

(一)一五二九年、カロー帝ドイツ各國會議をスパイエルに召集し、ルーテルを召喚し、宗教大會を開き、問題を決定するまで、絶て新教を容れず、問題を決せしむることを中止せしが、ルーテルに抗議する君主は、之に抗論せしより、新教を奉ずるものをプロテスタント(抗議者)と云ふ事始まれり。

(二)新教を奉ずる君主は、從來僧侶の行ひし權力並宗教上の團體に屬したる財産を已に收むることを得たるも、其密びて廢宗せし原因の一なり。

(三)カルビンは、元フランス人なりしが、露追を避けてスイスのジュネーヴに移り、ルーテルの説く所よりも更に嚴格なる教義を唱へたり。

節四 **カルビン、ツウングリ** スウス國には、カルビンと云へる者、

別に一派を開きて、其影響殆、ルーテルに譲らず、フランスのユグノー宗徒、イギリスのピュータン宗徒、スコトランドのプレスビテリアン宗徒は、皆、此派より出でたり。又、同じスウス國にツウングリの一派もありき。

節五 **シマルカルデン同盟** 一五三〇年、アウグスブルグにドイツ各國會議を開き、ルーテルの徒、メランヒトンの起草せし信條を以て、新舊兩教の調和を計りしが、成らず。新教各邦の君主は、翌年、シマルカルデンに會して同盟の約を結び、カロロ帝の敵たるフランス王フランシス一世を初、イギリス、デンマルクの^ニ新教諸國と聯絡を通じたり。カロロは、由て、之を伐たんとせしが、會、トルコのスレイマン帝、ドイツ内部の分裂に乘じ、ウーン府に迫りければ、帝、一五三二年、ニウルンベルヒに

於てシマルカルデン同盟と和睦を爲し、トルコ軍を退けたり。

節六 **クレスピー和約** 時に海賊、屢、イタリア、及、イスパニアの海岸を侵しければ、カロロは、フランシス王と十年の休戦を約

して、チニスを親征せしに、一五四一年、フランシス王、約に背きて兵を起せしかば、帝は之と戦ひ、一五四四年、結局クレスビーに於て和を講じ、カロロ帝は、ミラノ、フランシス王は、ブルゴーニ^ニを得、永年の争、茲に一定せり。

節七 **アウグスブルグ宗教媾和** カロロ帝は、これより新教徒を壓服せんとして、シマルカルデン同盟を伐ちしが、事、意の如くならず、一五五五年に至り、アウグスブルグ宗教媾和に依り、終、新教を奉ずる君主も舊教君主と對等の權利を有すべきを公認せり。

(四)此時は君主の
信教の自由を認め
るまでにして、未
民に及ばず。人民は
尚其國の君主の奉
ずる所を奉ずるの
義務ありたり。

八 **カロロ五世の死** 翌年、カロロ五世、イスパニア王の位を其子、フリボ二世に譲り、之にナポリ、ミラノ、オランダ、及、アフリカに對する領權をも傳へ、オーストリア、ホンガリア、ボヘミアをば、其弟スルヂナンドに譲り、イスパニアの寺院に退隱して、二年の後、歿せり、是よりイスパニアと、オーストリアと分離し、スルヂナンド、神聖ローマ皇帝の位に登りぬ。

九 **宗教改革の結果** 新教を奉ぜし諸國に於ては、ローマ法皇の權威を認めず、又、宗教會議の決議を遵奉せず、獨經文を以て信仰の基礎とし、而て、經文は、人々の自由に、之を解釋せしに因り、人の智力、初て束縛を脱し、發達の餘地を得て大勢一變し、近古の世態に移る原因となれり。

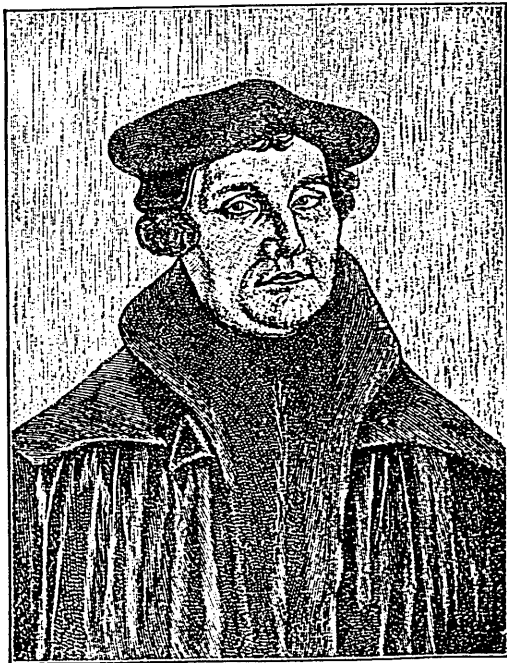
第三十圖



カルビン



コランパス



ル テ ー ル

近古史

第三十四章 ポルトガル、イスパニアの

殖民政策

節一 **ポルトガルの印度通商** ポルトガル人は、直接、印度に航するの海路を発見したり。然れども、印度の商權を收めんには、先、當時、海上に於ける印度通商の專權を握りし、エジプト人に克ち、アフリカ海岸、ベルシア灣、及印度洋沿岸に鞏固なる根據地を作るの必要ありたり。

節二 **印度總督** 一五〇五年、アルメイダ、印度方面の總督に任じ、アフリカ海岸の各地、マダガスカル島、及錫蘭島を征服し、一五〇八年、デウの海戦に、エジプトの印度商權を永久に撲滅

(一)デウは、印度の西南岸に於て、信度河を距る遠からざる處に在り。

(一) 天交十二年ボル
トガル人三人種子島
に着せり。
(二) 利瑪竇は、年々
支那政府に租借金を
納めしが一五六七
年以後、支那政府よ
り之をボルトガルに
割譲したり。

したり。一五〇六年、アルブケルケ、又、アラビアの南岸、及、ベルシ
ア灣口のオルムス島を征服し、アルメイダに次ぎて印度總
督に任ぜられ、一五一〇年、^マ臥亞を取りて此に總督府を起
し、翌年滿刺加^{マカオ}を征服して極東に通ずる海路を開きたり。
三極東交通 一五一七年、ポルトガル人、始て廣東に到りて
支那と通商を開き、一五四三年には、日本の種子島に到り、
鐵砲を傳へ、一五七七年、支那より瑪港^{マカオ}を租借し、城壁を築
きて其内に居留地を設け、東方通商の中心と爲したり。是
より、極東とヨーロッパ諸國との交通、始て盛なり。

四新世界殖民 イスパニアは、西印度諸島に、無盡藏の金山
ありと傳へしを以て、先、此地に殖民し、土人を使役して砂
糖、珈琲、煙草の大農地を開き、中央アメリカより漸次、南北大
陸に及ぼし、一五一九年には、コルテス、メキシコを略取し、續

四 黒奴輸入は、イ
スパニアの附ラスカ
サスが、アメリカ土
人を誘ひて、之を救
ふが爲めに逆懸せし
所なりと云ふ。

て、ピザロは一五三二年、ペルー國を平定したり。ポルトガル人
も、亦、ブラジルを發見して、此に移住せり。

五 黒奴賣買 イスパニア人、ポルトガル人は、土人を強迫して
採礦、及、農作に驅役し、其虐待に堪へずして死するもの多
かりしかば、アフリカの黒奴を輸入して、之を補充すること
始まり、黒奴賣買是より盛なりき。

六 イスパニア、ポルトガル暴富の結果 二國の膨脹政策は、よ
く其功を奏して、一時、莫大の富を致せしが、唯殖民地の利
益を本土に吸収するのみにして、其地の開發、及、民力の養
成に勉めざりしに因り、久しからずして、富源を涸らし、内
には、徒に、遊惰の風、増長して、却りて、國運の前途を害する
に至れり。

第三十五章 宗教改革の反動

第一、宗教改革の狀態　アウグスブルグ宗教媾和の後、ルーテル、及、カルビンの教義は、益擴まり、殆どドイツの全部、及、北ヨーロッパの一帯に奄被し、其他、西方の各地にも波及したり。然れども、種々の宗派に分れて、相軋轢し、高尙なる宗論をのみ事とせるより、却りて、弊害を馴致したり。

節 **トリエント會議** 此有様を見て、イタリアの舊教徒中に舊教再振を企つるものあり。屢、トリエント^ミに僧官會議を開きて、カソリク教會の宗義を確定し、又、法皇パウロ四世も僧侶の風紀を嚴にせしかば、舊教世界の風潮、一變して、新教に對峙する勢力を爲すに至れり。

エスイタ團體
イスパニアの騎士、イグナチウス・ロヨラ、一五

(一) トリエントは當時イタリヤに屬し、今は、オスリヤ領なるチロルに在り。

[illegible]

三四年又、新に紀律峻嚴なる僧侶の團體を起せり。此團體に屬する者を、エスイタ教徒と云へり。其徒、親戚舊故と一切の關係を絶ち、嚴格なる精神の鍛鍊を経て、カソリク宗義の傳布と、兒童の教育とに従事し、其熱心を以て舊政の再振を助けたること少からず。^{三〇}

度布教隊長に任じ、一五四一年、ポルトガルより解纜し、臥亞、滿刺加、及南洋諸島に於て多く土人を教化し、天文年間に我日本及支那にも來りて、盛に布教したり。

節 異端糺彈 舊敎改革の反動に因り、各國に於て、一時慘酷を極めたるものを、異端糺彈の制度とす。法皇バウロ四世は、新敎を嚴禁し、審廷を開きて變宗者を糺彈し、悔悟せざるものは財産を沒收し、尙、愾めざれば火刑に處したり。

第三十六章 フリボ二世 オランダ

獨立

節一 フリボ二世 フリボ二世は、父カロロ五世より、オーストリアを除く外の各領地を得て、國土最、廣く、且新世界の殖民地より金銀產物を貢獻せしめて、其富強亦、ヨーロッパに冠たりき。王、父の才略あるも、寛仁の徳を缺き、異端を追究するを以て、王家の任務と爲したり。

(一)ネーデルラントは、マース、セルド、ラ、イン、エムス、の諸河、より流出せる土砂、の、低地に因り、生じたる、沼澤多し、居る、地方より成り、住居、を以て海水の侵入、を、防ぎ、ド、イツ、人、多、此、所、に、住、居、を、し、て、中、古、以、來、移、住、する、人、多、し、西、洋、岸、の、通、商、發、達、に、於、て、大、に、功、を、著、す、る、に、當、り、初、に、國、土、と、な、れ、り、

節二 新教徒征伐 イスパニアの領土たるネーデルランド^(三)北方の人民は、夙に新教に化したれば、カロロ五世の時、既に、糾弾所を置きて之を窘逐せしが、フリボ二世に至り、一層、嚴辣を加へたるより、人民、大に蜂起して舊教の寺院を毀ちぬ。フリボは、アルバ公に命じて之を征伐せしめ、頗、酷遇したり。

(二)此十地方は、近、都、主、朝、の、變、遷、と、し、て、一、八、三、〇、年、に、至、り、遂、に、今、日、の、ネ、ル、ギ、と、成、れ、り、
(三)ウイレルムの首、級、を、擧、げ、た、る、も、の、首、級、は、其、罪、科、を、免、じ、て、貴、族、に、列、し、二、萬、五、千、金、を、賞、與、す、べ、し、と、布、告、し、た、り、

(四)第三十三章第七節參看

(五)是、ロー、マ、カ、ル、タ、ゴ、以、來、の、大、海、戰、に、關、し、て、之、に、與、り、た、る、に、船、數、は、六、百、を、越、へ、た、り、耶、蘇、教、徒、の、死、傷、數、は、十、人、を、超、え、り、取、ら、し、め、て、解、散、せ、ら、れ、た、り、

節三 ユートレヒト聯合 是に於て、オランジ侯ウルレムは、義勇軍を擧げて之に抵抗し、一五七九年、北部の七個地方を以てユートレヒト聯合を組織し、自、之が總督となりしが、フリボは卑劣にも賞を懸けて、彼の首級を求めければ、一五八四年、ウルレム、遂に兇手に斃されたり。されど、オランダは終に獨立することを得たり。

節四 回教徒追伐 イスパニア南方のモール人は、グラナダ没落の後も、尙、回教を奉ずることを許されしが、フリボに至り之を嚴禁し、一五七一年、大に、之を窘逐し、又、トルコ人の地中海に跋扈せんとするを制する爲、優勢の艦隊を遣りて、大に之を破らしめたり。

節五 イスパニア、ポルトガル合併 時に、ポルトガル、内訌あり、フリボ二世、之に干涉し、一五八〇年、終にポルトガル王の位を兼

ねたり。是より一六四〇まで、ポルトガルは、イスパニアに合併せられたり。

イギリス、フランスは、オランダ合

衆地方の人民を助けて、交、イスパニアの兩大陸に於ける所領を奪ひしかば、フリボ、遂に、一六〇九年を以て和を講じ、此時より、オランダ國は、全く獨立したり。而して、最驚くべきは、此國民が三十四年の久しきに亘りて、當時の最大強國と、死生の間に争ひたるに拘らず、同時に、貿易に従事し、ヨーロッパの戦争を利用して、海外に於けるイスパニア、ポルトガルの領地を奪ひ、一躍、大商業國の地位に登りたること是なり。(六)

第三十七章
イギリスの五ードル朝

△△此時より、各國は殖民事業の忽にすべからざることを悟りたり。後イギリスの海外膨脹に全力を注ぐに至りしも此に原因す。

第一節　チードル朝の時代　薔薇軍止みて、ヘンリ七世、位に即き

しより女王エリサベスの死に至るまで約百二十年間を
 ードル朝の時代とす。是、イギリスの最大進歩を爲せし時代
 なり。

ヘンリ八世一五五〇—一五四七年位を継ぎ、イスパニア、アラ

ゴンのカタリナを娶る。王、深、カソリック教會に歸依し、ラテン文を以て、ルーテルの辨難書を草し、一五二一年、法皇より宗義防護者の稱號を贈られたり。然れども、其王后を離婚せんとするに及びて、法皇と釁を生じ、自、之を斷行して宮女、アナボレンを王后となせり。三

三節 イギリス教會の獨立 法皇は、ヘンリ八世を破門せしめ

たり。是、却て、イギリス國王を以てイギリス教會の主とし、之に歸するに一切の教務を主宰し、僧官を任命し、教會の財

納れんとし、他女を
 離れんとす。王は
 王カタルナ后
 召し、王兄と婚約あり
 しを、理王兄に於て判決
 を請ひたるに、法皇
 は「王兄を失望せし
 ることを欲せず、
 又イスベバ王女を
 怒らすことなほま
 じし故に、久しく
 決せず」といふに
 王の威權に制せら
 れて、王は八世と
 カタルナ后とな
 して召喚したるは
 既に存ぜり。王は
 已に存ぜりを怒り
 て之を逐ひ、トマ
 ス・カタルナを擧
 げて宰相となした
 るに、カタルナは
 王に建議するに、斯
 然法皇の統緒を脱
 し、王女イギスに
 於ける教會の主と
 なるべきことを以
 たり、王此策を納
 れたるなり

(一)此時廢せられたる合院の總數は大小五十餘に及ぶ。其の中學校を爲するもの九つ、病院を開くもの百ありたり。ヘンリッヒ王は改修等案を以て世に招き年餘を以て新に學校病院を起し、舊に於ては貧病者を作し、法皇を以て救ふの實力を備へたる。

(二)エラスムスは、一四六七ネデルラントのロッテルダムに生れ、フランスに於てギリシヤ及びスコットランドの學を修め、轉じて王子の師傅となり。王子と共にイタリアに遊び歸り、オクスフォード大學に於てギョルド大學の教授に任じ、五十六年スウイスに死す。

(三)ヘンリッヒ八世は、一四七三年より第一回のカタルニアに女王マリヤを生み、第二回のアナベレンは女王エリザベスを生み、第三回はセイン・セイモアの子王エドワードの皇子を繼嗣したる。

產を處分する權を以てするものにして、卽、王は、イギリス國內の法皇となりたるに均しかりき。王は風紀紊亂を理由として、悉、舊敎の寺院を廢し、其財産を沒收し、且、敎會主權に承服せざるものを追窘し、其爲、古學復興に勤めし碩學エラスムス^三及、トーマス・モア^三ルは、皆、罪を獲たり。

節四 **エドワルド六世** 一五五四年 五五七年 ヘンリ死して子、エドワルド六世
繼ぐに及び（四）イギリス教會の教義禮、文を改正して、新教に類
せしめ、之に違ふ者は、教禮統一條例に依り、禁錮の刑に處
したり。（五）

第五節
マリー・テードル 一五五三年
然るに、女王マリーは熱心なる

舊敎家なりしかば其位に即くや、忽令を發して全國に於ける舊敎の勢力を再興し、新敎（新）を奉ずるものを窘追したる爲に、異端を以て死刑に處せられたるもの尠からざり

き。女王、カロロ五世の子、フリボ二世と結婚し、^⑤連合して、フランスと戦ひ、一五五八年、却て、フランスに於ける最後の領地たるカレーを失ひ、マリー恨死せり。

エリザベス、位に即くに當り、舊教徒は、

法皇がヘンリ八世と、アナ・ボレンとの結婚を許さざりしを理由として、エリサベスの王位繼承の權利を爭ひ、スコットランドの女王マリー・スチュアート^(a)を立てて、イギリスの王位を兼ねしめんとしたりしかば、エリザベスは、マリーを捕へて之を殺し、又、イギリス教會を再興して、違法者を殺戮したり。

七節 不可敵艦隊の沈滅 女王は、又、オランダの獨立戰爭を援け、イスパニアの殖民地を侵せしかば、ブリボは、イギリスを、征伐するに決し、不可敵艦隊と稱する大海軍を起して之を

して王生前に遠遊
 を立て、エドワード
 後、なきてマリー後
 なきてマリー後
 ベスの系統は、エリザ
 ベス初め、典則四十
 箇條あり、後之を省
 略したるもの、即今
 の本教義なり、教會の根
 本、教義、は、財産
 返付するに、承諾
 王家の如に歸したり
 舊教會を以て、新た
 なる、カトリック五世の此
 政治的結婚に於て、目
 的をせし所は、フィ
 リスとして、イギリス
 と同盟せしむるを、
 征服せしむるに在り
 たり、
 (ハ) スコットランド
 の、ヘームス五世の
 女、マリー・スチュアー
 ト、幼にしてフランス
 王、フランシス二世に
 嫁し、主の死後、婦に
 王位あり、時に年
 十九、絶世の美人な
 り、成長したる爲、品行
 修らざりき、

討ぜしが、イギリス國民は舉國一致して、之に當りしより、一五八八年、終に此世界の大敵を打敗ることを得たり。是より、イスパニアの國運は、急に傾き、イギリスの海上權は、頓に、強きを加へ、イスパニア、ポルトガルの領地を侵略し、盛に、アメリカに向て殖民し、世界の海灣にして、イギリス帆船の到らざる處なきに至れり。

第八節 イギリス文學の黄金時代 イギリス國民は、今や、全、法皇、及、舊政會に對して獨立し、ヨーロッパの最大強國に勝ちたるを以て國民の意氣昂騰し、之と、與に、文學發達して、シークスピア、スペンサー、ベークンの徒を出だせり。

第三十三圖



ヘンリー八世



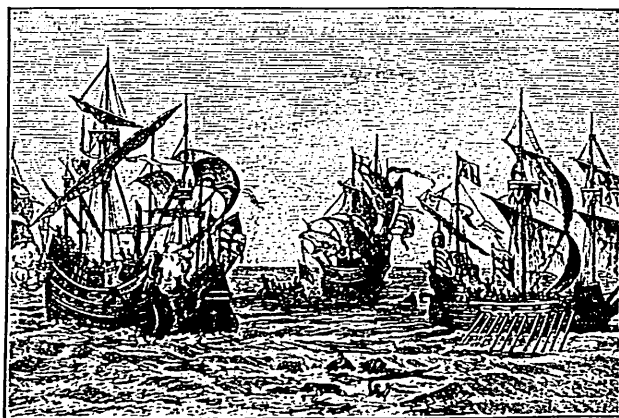
エラスムス



オラヌイユ公レム



エザリベ女王



イバニの不敵艦隊

第三十八章 フランスの宗教戦争

一節 ユグノー フランスに於て、カルビンの感化を受け、新教を奉じたる者を、ユグノーといふ。フランシス一世は、カロロ五世と争ふ爲、政畧上より、ドイツの新教徒を助けたれど、自國に於ては、ユグノーを追窘せり。子、ヘンリ二世に至り一層、嚴酷を加へたり。

二節 宮中の門黨 ヘンリ二世、崩じて其子、カロロ九世、尙幼少なりければ、母、カタリナ、政治の實權を行ひ、舊教徒の首領ギース公の權勢を殺がん爲、幾分か新教徒に自由を與へしに、ギース公、大に怒り、新舊兩教徒、相争ひ、宗教の軋轢は、政權の争奪と混交し、三十五年間の擾亂を惹起せり。

三節 バルトロメオ祭日の變 是に於て、一六七二年、兩教徒を

(一)ブルボン家は、フランスの先王ルイ九世より出でたる宗家なり。ナバラは、フランス南部の地にして、一部分はイスパニアに属し、而して其領主は、フランスの貴族に列すと雖、王威を制するの資格ありたり。

(二)此王をヘンリ四世といふ。一五八九年より一六一〇まで位に在り。ナント勅令を發して、新教徒を舊教徒と同等の地位に置きたるに因り、舊教徒熱狂者の爲に殺されたり。

(三)王は、尙、新教徒を以て安心せしむる爲、國中の要塞地に新教徒のみを以て編成したる營兵を置きたり。

和解する爲、フランス王カロロ九世の妹を、新教徒の戴けるブルボン家の^(三)ナバラ王に嫁せしに、ギース公、喜ばず、又、カタリナと結び、バルトロメオ祭の前夜、急に命を發して、パリ市中の新教徒を盡殺せしめ、地方にも及ぼして、數日繼續せり。

節四 **ブルボン統の起源** ヘンリ三世に至り、ギース侯、異圖ありしを以て、之を誅せしに、王、亦、幾もなくして舊教徒の毒手に斃れ、ウロア統、絶へぬ。由てナバラ王ヘンリ^(三)入りて繼ぎ、茲に、フランスのブルボン統を起せり。

節五 **ナント詔勅** 然るに、フランスの舊教徒は、新教のヘンリに事ふることを欲せざりければ、王は、遂に、新教を捨てて舊教を奉じ、一五九八年、ナントの詔勅を發して、全國民に信教の自由を與へ、新舊教徒の政治上の權利を均一にし、積年の擾亂、茲に、始めて止み、國運隆盛に向へり。

(四)即ち、オーストリア、及、イスパニアの王室を云ふ。

六 **リシリュー僧正** ヘンリの子ルイ十三世、繼で立ち、一六二四年、リシリュー僧正を擧げて宰相とす。僧正は、フランス古今の大政治家にして、二十年間、其樞機に與り、兩ハプスブルグ家を屈してフランスの爲に、ヨーロッパの霸權を制するに勉めたり。

第三十九章 三十年戦争

節一 **三十年戦役の原因** ドイツに於ても、エスイタ教徒の布教以來、宗教改革の反動、甚しかりしかば、新教徒は、新教會同を作り、舊教徒は、神聖聯合を設けて、互に確執し、ハプスブルグ家のマチアス帝、立つに、及び、舊教に熱心なる従弟、ブルヂナンドを、ボヘミア王として、新教會同を抑へしめしより、一六一八年、終に、三十年の大戦争を醸せり。

(一) フレデリキは、イギリス王セームス一世の女嬪なりしが故に、竊に、其援助を望みたるなり。

二節 **ボヘミア戰役時代** 一六二一年 一六二四年 **ボヘミアの新教徒は、新教會同**
 の長たるフルツ公フリデリキを推して王となせしが、フル
 デナンド、皇帝となるに及び、イスパニア軍と神聖聯合の長
 たるバウリア公との援助を得て、フレデリキの軍を破り、ボ
 ヘミアの新教徒を壓倒せり。

節三 テンマ一ノ戰役時代 一六二四年

ハワリアの軍將チリ、更に、

(三) グレンスタインは、ホニアの一騎士の家に生れ、戦役の爲に家産を失ひ、フルヤナシ帝の軍に入り、結婚を得、其大の資産を多く儲け、兵卒の以て勢力をなせり。帝其才力を召はり、

かば、デンマーク王クリスチアン四世は、イギリスと、オランダとの後援を得て、ドイツに干涉し、新教會同の爲に戦ひしが、
 フルデナンド帝の將、ワレンスタインの破る所となり、ルーベクの和約に於て、今後、ドイツの内事に干涉せざるの約を爲すに至れり。

スウェーデン 戦役時代 一六三五年

然るに、スウェーデン王グスタ

(四) 此後ワレンスタインは、帝に背きて敵に内應するの事實明瞭なりしかば、帝は刺客を縱ちて之を殺さしめたり。

フ・アドルフは、陽に、非運に沈淪せるドイツ教徒を救援するを名とし、實は、ヨーロッパの覇權を得んが爲に、ドイツに侵入し、其新敎君主を聯合して、ブルヂナンド帝の軍に當り、イギリス、フランスも之を援けたり。此時に當り、チリ、既に戦死しければ、帝、ワレンスタインに統率の全權を與へ、一六三二年、兩軍、リッツンに戦ひしが、スウーデン軍、勝ちたるも、王は遂に戦歿したり。（註）

スウェーデン、フランス聯合時代——六三五年
六四八年

時にフランスの宰

相リシル、ハブスブルグ家の勢力を殺さんと欲して、スウェーデンを援けたるに因り、戦争、尙、數年、續き、一六四二年、リシルの死に至りて止めり。

六節 **ウストフリア** 和睦 是に於て、外交談判の爲に四年を費したるの後、一六四八年に至りウストフリアの和約成る。是、

近古に於ける列國關係の基礎として觀るべき、重要な公文なり。即、之によりて(一)列國の權力平衡を維持し、何れの一國も單獨にして軍を起し、他を征するの途、無からしめ、(二)スウスト、オランダとの獨立を公認し、(三)、フランスは、ドイツ國境に於て、アルサスの大部分を得、(四)、スウェーデンは、バルト海岸に於て多く重要な領地を得、(五)、神聖ローマ帝國は、有名無實に歸し、新舊教徒の權利は、對等均一となりたり。七
三十年戰役の結果 三十年の久しきに互りし内戰の爲に、ドイツの人口は、痛く減じ、通商工業は、全く止み、市府も皆衰へ、學問廢れて、人の德義心も毀れたり。近世に至るまで、ドイツ國力の振はざりしこと此に原因す。

(五)此後も、オーストリア大公は、代々神聖ローマ皇帝に選舉せられたれど、此時代より神聖ローマ皇帝と云はず、單にドイツ帝と稱呼すること流行せり。

第四十章 フランス國家主義の確立、

及、外國侵略 イスバニア繼承の役

一節 フランスの帝王神權説 ゲルマニ民族の君主は、もと、其武勇才德により下より推されて、君主に登りしものなれど、フランスのルイ十四世の時より、王は、天帝の命に依り人民を保育するものなれば、人民は、王に絶對服従の義務ありとする理論、行はれぬ。之を帝王神權説といふ。 フランスに於て、帝王神權説を唱へて其實行に勉めたる事は、宰相リシュリュー僧正に始まり、マザラン僧正、其策を承けて、遂に大成したり。

二節 ルイ十四世の豪奢 ルイ十四世、幼にして立ち、マザラン攝政せしが、一六六一年、マザランの死後は、王、萬機を親裁

し、朕、是國家の主義を以て、純然たる專制政治を行ひ、有名の財政家コルベールを用ゐて、國力の休養を計らしめ、又、政權を中央に集むる爲、諸侯の知行を廢して、之に宮中の官爵を授け、大に華美を裝ひ、巨萬を投じて、ベルサイユに大宮苑を起し、儀禮を飾り、文華を獎勵せしかば、男女の衣服、言語、交際に至るまで一時、流行を爲し、他國の朝廷も、皆、之に倣ふに至りぬ。

(一) ルイ十四世は、又、王位を賞賛せしむる爲、文藝を獎勵せしかば、コルベール、ラシス、モリエン等の大文藝者輩出せり。
(二) ルイの皇后は、イスパニア王フィリポ四世の女なり。

三 **ネーデルランド及オランダ侵略** ルイ十四世、又、其皇后の名に於て、ネーデルランドに對する相續權を主張して、之を占領せしが、オランダは、之を恐れ、列國に説きて干涉を試み、一六六八年、アーヘン條約に依り占領地の大部分を返さしめしかば、ルイは、大に憤りて、一六七二年、急に、オランダに侵入し、オランダ人、堤防を決して、之を防戦し、列國、又、之

を援けたり。されば、フランスは、ヨーロッパの半を敵として、各所に戦ひしが、一六七八年、ナイメーヘンの和約に於て、結局フランシ・コンテ地方と國境の數市とを割き得たり。

(三) ルイ十四世の弟オルレアン公の室は、フアルツ伯の同胞なりし故、王は自その相續權を主張せしなり。

四 **フルツ侵略** ルイ十四世は、國內の宗教を畫一にせんと欲し、一六八五年、ナント詔勅を撤回し、新教徒の改宗を強

迫せしめ、又、相續權を主張して、フルツ伯の領内に侵入したり。是に於てヨーロッパ列國は、聯合して之と戦ひしが、一六九七年、ライスウィクの和約によりて、ルイは、遂に、エルサスト、スツラスブルグとを得ることとなりたり。

五 **イスパニア繼嗣問題** イスパニアのカロロ二世、男子なかりしかば、ルイ十四世は、ハブスブルグ家を排し、己の室マリア・テレサがカロロ二世の姉なりしを以て、孫、アンジューのフリボ公をして、イスパニアの位を嗣がしめんとしたり。然るに、

を條件として、支出に同意したり。然るに王は、公約に背きて、議會を召集せず、專斷課税し、王命に抗する者を罰したり。時に、スコトランドに叛亂起り、王、鎮定の費用に窮して、議會を召集せしが、議會は、王の違約を責めて、支出を議決せざりしかば、又、之を解散し、スコトランド人の國內に侵入するに至り、又、止むを得ず召集したるに、議會は、益、反抗して已まず。王、因て、議員中の最強硬者を、捕縛せんとせしかば、人民蜂起して之に抗し、一六四五年、王軍をネースビーに破り、後、チールスを捉へて、一六四九年、之を死刑に處せり。

節二 **クロムウル** 議會軍を指揮して、王師を敗りしは、オリバー・クロムウルなり。クロムウルは、ピリタン教徒に屬し、同宗の熱心家のみを集めて、紀律嚴肅の軍隊を作り、神命と稱して國家、及、教育の爲に專制を排するに勉めたり。

(二)王政復古はイギリス人がクロムウルの武斷政治に倦み、たると共和政體が無政府の有様になるを恐れたるに起る。

節三 **共和政體** 一六四九年 議會は、貴族院を廢して、共和政體を宣言し、行政權を四十一名の議政會に委任せしが、實權は、クロムウル一人に歸したり。時に、國內叛亂ありければ、クロム

ウルは、先、之を平定し、又、オランダを征して、海上に於けるイギリスの權力を確立せり。クロムウル屢議會を解散し、一六五三年以後、殆、全權を握りしも、王號を斥けて、唯、共和國保存者と稱したり。一六五八年、クロムウル死し、子、リチャード無能にして、共和國保存者の職を辭しぬ。

節四 **王政復古** 是に於て、イギリス人は、一六六〇年、直に、チールス一世の子、チールス二世を迎へて、王政を復立せしが、王、德、薄く、又、其國內に舊教を再興せんとせしより、議會は、一六七三年に、審査例を作りて、舊教信者の代議士、官吏となるを禁じ、一六七九年に、人身保護法を作りて、人を裁

判に附せざる前に、二十四時間以上、拘留することを禁じたり。

第五 **ホイグ黨、トリー黨**　チールス二世は、弟ゼームスをして位を繼がしめんとせしが、ゼームスは、舊敎信者なりしかば、議院の中、二黨に分れたり。自由主義を取り、舊敎信者のイギリスの王位に登ることを禁ずる法律を作らんとする者を、ホイグ黨と云ひ、保守主義を以て、此法案に反對する者をトリー黨と云ひたり。此時よりイギリス議院には、常に此二黨あり。

(三)セームス、子なかりし故、イギリス人民は、王の女マリー・オランジ侯ウルフ・レムに嫁せるを迎ふるの時を俟ちしが、一六八八年、王子生れしかば、ホイグ黨は、直に決心してオランジウ侯夫妻を迎へたるなり。

第六節 一六八八年の革命 一六八五年、ゼームス二世、位に即き、舊敎を再興せんとして、審査條例を廢しければ、一六八八年、國民一致して王の女嬪、オランヅ侯ウルレム、及、公妃マリーを迎へ、ゼームスをしてフランスに奔らしめたり。翌年

チャールズ一世



ルイ十四世



ク
ロ
ム
ツ
エル



圖 四 十 三 第

一月の議會は、ウルレム夫妻をして、イギリスの王位に登らしめたり。

七 權利宣言及權利條例 ウルレム三世、及、マリーは、登位の條件として、權利宣言に調印せり。是、イギリス議會、及、人民の既往に得たる權利自由を一括して、再、之を保證するものなり、議會は、此宣言に基きて、權利條例を作り、永く舊教信者の王位に登るを禁じ、國王、及、議會の承諾なくして、平時に軍隊を備ふるの權を、制限したり。

八 大ブリテン國 一七〇二年マリーの妹アン、ウルレムの後を承けしが、嗣なきを以て、位をゼームス一世の曾孫ハンノフルのジルジ公に譲る。ハンノフル統此に始まる。是、今のイギリスの王統なり。イギリスとスコトランドとは、由來別國を爲し、共に同一人を君主と戴くに止まりしが、是より先、一七

(四)大憲章、權利宣言、權利條例、人身保護法は共に王權を制限し君主を戴きながら政治を行ふを得せしむ。即ち、立憲君主政體の始なり。

第四十二章 南洋、及、東洋に於けるポ

ルトガル、イスパニア、オランダ、及、イギリス

第一 **イスパニア、ポルトガル**の**日本交通**　イスパニア人、ポルトガル人が、十六世紀の中頃、相前後して日本に來りてよりは、**商船、陸續として九州に到り、當時、平戸は貿易の中心となりき。**

第二節 **フリピン群島** イスバニア人は、フリボ二世の時、フリピン群島を征服し、マニラを首府とし、全列島を以て、新イスバニア、即、メキシコの管轄の下に置き、毎年一回貢物、及、商品を官船に積み、メキシコに送り、行政費を得て歸れり。是、メキシコ

(時)カノ一世の時既に香料列島を買取りたり
 (一)フリスピン島の貨物ヲ王室内の産物ヲ以テ支那品に替ヘテ七百箇品に替ヘテ七百箇品となシ七月廿八日に返リて而シテ一定の年限間フリスピンに住シ相當の身代ある商人にも貨物の托運を許シ島内行政を統メキヤコ銀を積みテ歸ス其額は一六六五年の令に依レバ二百五十萬弗なり

シコ銀の夙に、東洋に流通せる所以なり。

三節 豊臣秀吉とフリピン 豊臣秀吉、勢力をフリピン群島に張らんとし、一五九〇年^{天正十}書をフリピン太守に送り、降服を求めしに、太守、恐怖して答使を遣し、秀吉、之を名護屋に引見したり。其後、原田孫三郎を呂宋に遣はせしが、秀吉薨去に至り雄圖、亦、空くなりぬ、

第四節 オランダの東洋交通　オランダ人も、イスパニアに對し獨立を企てし頃より、盛に、東洋貿易に従事し、ヨーロッパの戰爭を利用して、蘇門答臘をポルトガル人より奪ひ、一六一九年には、爪哇を占領してバタビア府を開き、又、一六三二年より一六五六年に至る間に、ポルトガル人を錫蘭島より逐ひ、一七九五年まで、之を領したり。オランダのアムステルダム市は、印度通商の中心となり、一時繁榮を極めたり。

(二) オランダの海外貿易は一時隆盛を極めしが、第十七世紀の終に、久くフランスと戦ひ、イギリスのチャールズ二世も、竊にフランスを援けたりしより國力萎微し、遂に此二國の爲に殖民地通商の利を奪はるゝに至れり。

(四) ヤン・ヨーステンは、数年の後、諸國の許可を得、諸國の附近に於てホルトガル人と戦ひて戦死し、アダムスは相州三浦に采地を賜ひ、名を安針と改め、一六三四年死せり。

(五) イギリス人も、商館を平戸に起し、年々來往せしが、後オランダ人と相繼ぎに至り、一六二二年之を引拂ひたり。

節五 オランダの日本交通 一六〇〇年、オランダ船、初めて豊後に來る。家康、命令して堺浦に回航せしめ、船長、ヤン・ヨーステン、指針士イギリス人、アダムスを江戸に召す。一六〇九年オランダ東印度會社の船、平戸に來り、通商を乞ふ。家康、之を江戸に召し、朱印を賜ひ、通商を許せり。

節六 イギリスの東洋交通 イギリスも亦、頻に東洋貿易を企て、一六〇七年、東印度會社を設立し、爾後、印度西岸に於てオルマズ、スーラート等の要地をポルトガル人より得たり。一六五一年、クロムウル、令を發して、イギリス船の外は、東洋産物をイギリスに輸入するを禁じたり。

節七 イギリスの日本交通 一六一三年、イギリス東印度會社の商船、國書を齎して平戸に著す。家康、船長、ジン・セーリスを駿河に召して、通商免許の朱印を付與したり。

節八 臺灣 當時臺灣は、日本人の據る所たりしが、一六二二年、バタビアのオランダ人、澎湖を取り、一六二四年、臺灣に移りて、日本人を逐ひ、安平城、赤嵌城を起せり。フリビインのイスバニア人も、一六二六年、基隆に城き、一六二九年に淡水に城きしが、一六四二年オランダ人の爲に逐はれたり。

第四十三章 近古に於ける北ヨーロッパ、及、東ヨーロッパ諸國の盛衰 北ヨーロッパ

の戦役

節一 スウェーデン、デンマルク デンマルク、スウェーデン、ノルウェーは元一國なりしが、一五二三年來、スウェーデンは、獨立して、漸、國權を張り、グスタフ・アドルフ王の時に至て國運、北ヨーロッパ諸洲を壓せり。爾來、益、國の富強を圖り、一六九七年、カロロ十二

(六) オランダ人、臺灣の行政を改良し、文明の事業を起せしに因り、安那人多く此に移住したりしが、三十八年の後、一六六二年、鄭成功臺灣をオランダ人より奪ひて之に據りぬ。

世位に即きてより勢最振ひたり。デンマルクも、スウェーデンと同時に分離獨立し、王、クリスチアン五世、政を善くし、デンマルク東印度會社を起して、印度通商に従事したり。一六九九年、子、フレデリキ四世、繼で立ちぬ。

節二 ポーランド

ポーランドは、十四世紀の初、ドイツより獨立せしが、一三八六年、リチアニア大公、ヤゲロ迎へられて王となるに及び、其版圖、北はバルト海より、南は黒海に及び、國運、一時、盛なりしも、一五七二年、ヤゲロ統の男系、絶ゆるに及び、選舉王國となり、貴族は、數多の特權を有して、國會の紛擾は常に甚く、隣國は、内紛に乗じて其領土を侵し、國內、名狀すべからざる困情に陥れり。一六九六年の國王撰舉には、競争者多かりしも、サクソニア公オーグストス、行賄の額最多く、且、ドイツ帝の應援ありしに因り、オーグストス二世

(一)ポーランドの國會は貴族一人にても同意せざれば議案を通せしめざる制なりしに因る。

として、ポーランド王の位を兼ねるを得たり。王は、ルイ十四世に倣ひて、一大王國を北方に起すの志ありき。

節三 ロシアのロマノフ統 ロシアは、一五九八年に至りて、ルーク統、絶へければ、一六一三年、ルーク統に血縁最近きミハイル、帝位に即けり。ロマノフ統、此に始まる。

節四 ペテロ大帝 一六八二年、ミハイルの孫、ペテロ、幼にして位を繼ぎ、一六八九年、親政す。時に年甫、十七なり。帝、ロシアをしてヨーロッパの一大強國たらしむるを以て、自、任じ、文物を傳へて國民古陋の風俗を易へ、多く外國人を聘して下民に殖産の道を教へ、貴族を外國に派して航海の術を學ばしめ、又、自、匿名してオランダに至り、造船術を習ひ、後、イギリスに遊びて其識見を磨きぬ。時に、國內頑冥の徒は、改新を喜ばざりければ、ペテロ急ぎ歸國して之を壓服し、

自、指揮して海軍を造り、又、外國士官をして陸軍を教練せしめ、以て、北海を制するの基を起せり。

(二) 當時スウェーデンは、フィンランド、及バルト海南岸に於ける多くの土地を有したり。

節五 北ヨーロッパの戦役 一七〇〇年、ペテロは、デンマルク、及、ポーランドの二王と結び、スウェーデン王カロロ十二世の領土を、割

かんとしたり。此時、カロロ、年、僅に、十八歳なりしが、奮起して敵を破り、迅風の勢を以て、デンマルクに侵入し、二週目にして和を乞はしめ、尋で、兵八千を以て、二萬のロシア人をフィンランド灣頭のナルバに破り、終に、ワルシウを陥れ、ポーランド國民をしてオーグストスを廢し、スタニスラウス・レスチンスキを選立せしめたり。

節六 ペテルブルグ ペテロ帝は、海に由り、西ヨーロッパの文明諸國と交通する爲、ネワ河口の沼澤を乾し、堡壘を築き、以て、此處に、モスクバの官民を移しぬ。これペテルブルグなり。ロシ

アの今日ある所以のものは、實に此一舉に存す。

節七 ロシアの強大 一七〇七年、カロロ十二世、兵を率てロシアに入り、一七〇九年、ペテロの軍と、ボルタバに戦ひしが、大敗してトルコに走り、一七二一年、ロシアは、ニスタットの和約に依りて、バルト海の東岸に廣大なる領地を得、後二年、又、裏海の南岸を、ベルシアより割き、トルコを抑へて、東北の最大強國となれり。

(三) カロロ十二世は、トルコに走りし目的は、ロシアを伐たしむるに在り、トルコ軍を起せし、ロシアは、其大宰相に賄賂して之と和し、王トルコに客たる五年にして、スウェーデンに歸り、ノルウェーをデンマルクより奪はんとして戦死したり。

第四十四章 プロシアの勃興 ポーラン

ド、并、オーストリア繼承の役 七年の役

節一 ホーヘンツォーレルン家 元、ホーヘンツォーレルンは、ドイツの一小藩なりしが、後、ブランデンブルグ選舉公となり、一六一八年に相續に依り、ポーランドの一藩たるプロシア公國を

してロートリンゲンを得、イスパニアのドン・カルロス王はシチリア、ナポリを得たり。

七 **オーストリア継承の戦争** 一七四一年 オーストリア帝カロー六

(四) オーストリア本
部、ホンガリア、ボヘ
ミア、シレシア、シス
ツリア、ガリチア、ガ
ルニオラ、ロンバル
ディア、ネデルランド
等なり。

世、男子なく、一女マリア・テレサは、ロートリンゲン公フランシスに嫁せり。帝、一七一三年を以て、ブラグマチク、サンクシン^④なる法律を作り、オーストリア固有の所領のみ、マリア・テレサに傳へんとして、各國君主の同意を経たり。一七四〇年、帝崩じ、マリア・テレサ、帝位に即きしに、バウリア公は、継承權を主張し、列國は、又、聯合して種々の要求を提し、バウリア公、遂に、ドイツ帝となりて、カロー七世と稱せり。

(五) サクソニア公、
兼、ポーランド王、
ドイッ帝と、共に、
國を要求し、イスパ
ニアのフィリップ五世
は、ホンガリア、ボヘ
ミア、シレシア、シス
ツリア、ガリチア、ガ
ルニオラ、ロンバル
ディア、ネデルランド
等なり。

八 **アーヘンの和約** マリア・テレサは、唯、イギリス、オランダの援あるのみ、其他の列強は、皆、敵なりしが、幼兒を抱き、ホンガリアに至り、涙を揮て國會に依頼せしかば、議員は、奮激

(六) ロートリンゲン
公フランシスは、又、
トスカナ大公の稱號
あり、此人より、ハプ
スブルグ・ローレン
統起る、是、現今のオ
ーストリア皇統なり。

して勤王を誓ひぬ。既にして、フレデリキ王、神速、オーストリアに入りしが、マリア・テレサは、先、大王にシレシアを與へて、聯合を脱せしめ、尋で、サクソニア、及、サルヂニアも退きし爲、戦況一變し、ドイツ帝、カロー七世崩ずるに及び、ドイツ各邦は、却りて、マリア・テレサの夫、ロートリンゲン公を皇帝に選舉したり。是より、双方互角の争となりしが、結局一七四八年、アーヘンの和約に於て、舊情に復し、獨、シレシアを、プロシアに附し、ナポリ王の弟、ドン・フィリポに、イタリア北方の數地を與へたるのみなりき。

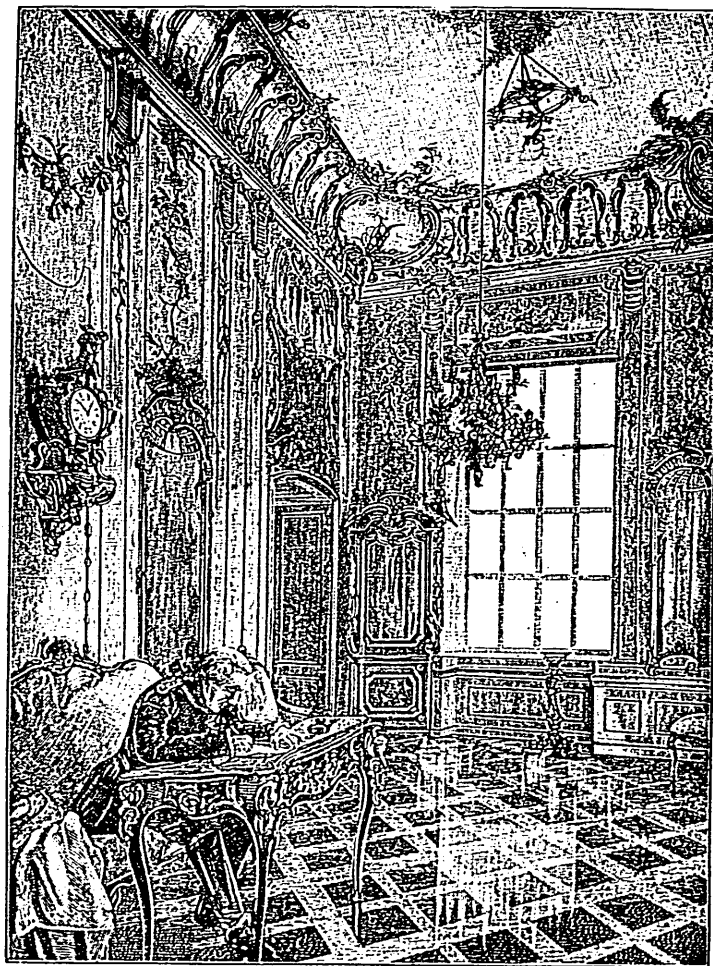
九 **對プロシア同盟** プロシアは、新に、百四十萬の人口と、最豊饒の土地とを得て、勢、旭、の昇るが如く、民力を養ひ、強兵に勉めしかば、列國は、權力平均の破られんことを懼れ、マリア・テレサは、シレシア恢復を謀らんとし、ロシアのエリザ

ベダ女帝と聯合し、フランス、イスパニア、サクソニア、及、ポーランドも之に加はれり。此時、プロシアの親國は、唯、イギリスのみなりき。

十七年の戦役 一七五六年
一七六三年

フレデリキ大王は敵の方略を探知して、一七五六年、不意に、サクソニアを伐ち、ドレスデンを陥れ、單獨、列國の大軍と戦ひて勝利を得しも、衆寡敵せずして其勢、日に蹙まりしが、一七六二年、ロシアのペテロ三世、位に即くに至り、同盟を脱してプロシアを援けしかば、プロシアの運、復開き、翌年、ヒュベルツスベルグの和約に依り、プロシアはシレシアを保持し、マリア・テレサの子、ヨセフ二世を皇帝に選舉することに同意したり。

十一、プロシアの地位 七年の戦役に、プロシアは、大陸の各大強國を敵として戦ひ、寸毫も失はざりしに由り、自、大強國



帝大キツリデレフ

(りせ許を覽縦は室一の中宮ムダツボしりた齊書の帝大)

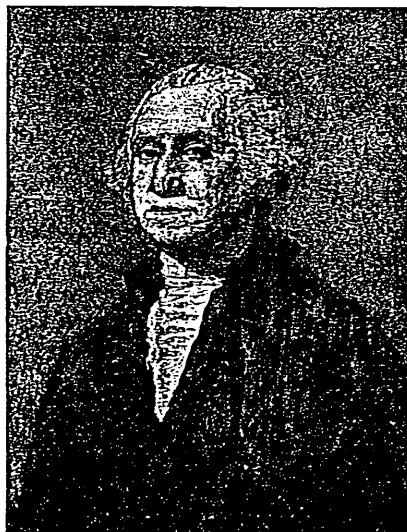
第三十六圖



彼得大帝



カカリニ世



ジョージ・ワシントン

の列に入り、是より以後、ドイツ國民の歴史は、オーストリアとプロシアとの覇權競争の歴史となれり。

第四十五章 イギリス、フランスの殖民策

節一 フランスの殖民策 オランダ衰微の後、アジア、并、アメリカに於て、フランスの殖民地、最著大たりしが、フランスは、ヨ一ロバに於ける權力平衡の戦争に、最重きを置きて、殖民策を第二段となし、且、本國に於ける宗教制度を殖民地にも及ぼして、新教の移民を排除したり。

節二 イギリスの殖民策 之に反して、イギリスは、殖民策に最重きを置き、大陸に於ける權力平衡の戦争を以て、他國の殖民地を奪ふの口實に供し、且、宗教の制限を立てず、喜で新教の移住民を迎へたるに因り、精勵の民、多くイギリス

の殖民地に集まれり。

節三 印度に於けるイギリス、フランスの衝突 印度は、十八世紀の初に當り、莫臥兒大帝國の統一、緩みて、各地、方の君主、覇業を爭ひ、又、東西の海岸には、各國の居留地ありしが、就中、イギリス、フランスの二國は、ヨーロッパに於ける争につれて相衝突し、フランスの總督、ブレイスは、地方君主と同盟してイギリスの權力地域を侵せしが故に、イギリスは、殆、全、印度より逐はれんとせしが、イギリス東印度會社のクライブは、權謀と戦争とを以て、其地位を挽回し、内に名宰相ピットありて、其政略を援けしかば、フランスの勢力、日に蹙まり、一七六五年には、印度の大權、イギリスの手に歸したり。

節四 イギリスの印度總督 イギリスの印度領地は、今や、頗、廣大にして、一印度會社の支配に委任し難きに到りしかば、

一七七三年、之をカリコ(古里)、マドラス、ボンベイの三行政區に分ち、カリコに總督を置きて、支配せしめたり。最初の總督、ワーレン・ヘスチングス、クライブの政略を繼ぎて、最大膽なる手段を施し、印度の各地を内附せしめぬ。

節五 北アメリカに於ける衝突 フランスは、元、アメリカに於てカナダ、ミシシピ河岸、及、西印度諸島を有し、イギリスも、亦、多くの殖民地を領して、次第にスウェーデン、オランダの殖民地を奪ひ、其土地を廣めしが、ユートレヒト和約に依り、更に、ノバスコチア、ニウフンドランド、ハドソン河岸領地を、フランスより獲たり。其後、オーストリア繼嗣戦争の時にも、イギリスは、北アメリカに軍隊を派遣して、フランスの領地を奪はしめ、七年の役に至りても、フランスは、プロシアに反對したる爲、イギリスは、プロシアを援けたるも、亦、唯、軍費を貸せしのみ、

(一) フランスの殖民地は、多く毛皮の收穫と土民貿易とに従事し、其貿易に從事するものは、大抵ヨーロッパの宗教徒に難く、布教の爲、多く新地を開拓したり。イギリスの殖民地に在るものは、大抵ヨーロッパの宗教徒に難く、布教の爲、多く新地を開拓したり。イギリスの殖民地に在るものは、大抵ヨーロッパの宗教徒に難く、布教の爲、多く新地を開拓したり。

(三) アメリカの歴史
に此戦争をフラン
ス、及インデアン戦
役と云へり。當時メ
キシコ、フロリダの
一部は、イスパニア
に屬したり。

して、北アメリカに全力を用ゐ、一七六三年の巴里條約を以て、フランスよりカナダ、ミシシッピー河岸の領地、及西印度の數島を奪ひ、北アメリカの大部分は、悉くイギリスの手に歸したり。
六 北アメリカ殖民地の獨立 イギリスは、殖民地戦争の爲に、莫大の國費を消糜し、財政困難なりしかば、北アメリカの殖民地に課税せんとせしに、殖民地より國會に議員を選出することを許さずして、内地議員の隨意に税法を議決するは、不正なるが故に、殖民地は、之に反對したり。然るに、時のイギリス王、ゼルヂ三世は、保守黨内閣の輔により、税法を勵行せんとしたるより、殖民地は、一七七五年、有名なワシントンの指揮の下に、獨立の軍を起したり。

七 北米合衆國の起源 不平殖民地は、フラデルフォアに會議を開きて、一七七六年七月四日、獨立を宣言したり。而して

イスパニア、フランスは、イギリスに復讐せんとて、獨立軍を助けしかば、イギリスは、戦利なく、一七八三年の和約に依り、殖民地十三州の獨立を公認したる外に、ジブラルタルをイスパニアに奪はれ、セネガルをフランスに譲らざるを得ざりき。十三州は、一七八七年、北米合衆國憲法を制定し、ワシントンを第一回の大統領に選舉したり。

第四十六章 カタリナ二世 ポーランド

滅亡

一 カタリナ二世 一七六二年以後、三十余年、ロシアの帝位にありしカタリナ二世は、女帝なれども、豪傑にして國力を揚げ、國境を擴め、先トルコと戦て、クリムを奪ひ、ロシアの國境をドニエブル河に達せしめたり。

二節 ポーランド分割

オーグストス三世、殂したる後、カタリナ二世は、フレデリキ大王と聯合して、ポーランドの内事に干渉せしかば、ポーランド人、甚之を喜ばず、トルコと結びて、戦を宣せり。由て、ロシアは、直に、兵をポーランドに入れ、一七七二年、オーストリア、プロシアと共に、第一回の分割をなせり。然るに、此後、志士、コシーシコ等、起りて、窃に、獨立の謀を講ぜしかば、カタリナは、貴族を煽動して、亂を起さしめ、援軍を送りて、獨立軍を破り、一七九三年、プロシアと共に、第二回の分割をなしたり。

三節 ポーランド滅亡

一七九四年、コシーシコ等、再、義兵を舉げしが、國內一致せずして、敗れ、ロシア、プロシア、オーストリア三國の滅ぼす所となれり。然れども、國民としてのポーランドは、尙、存在し、期を見て、獨立せんと謀れるより、第十九世紀

以後に到りても、屢、事變に影響したり。

第四十七章 第十八世紀に於ける

ヨーロッパ列國の情勢、及、文物

一節 社會階級

貴族、僧侶と平民との懸隔は、依然として存し、各國の君主は、フランスの朝廷を模範として、儀禮を飾り、華奢に耽り、且、文武の官職は、多く、貴族の占有する所となりき。寺院も、寄附の財産に富み、貴族の子弟、僧侶となりて、贅澤の生活をなしたり。平民は、尙、未獨立せず、貴族、僧侶等、地主の所有物と見做され、頗、貧困の状態にありき。

二節 革新文學

貴族、僧侶の間に存する中古傳來の文物制度を舊弊視して、之を打破し、純粹の理論に基きて、新に、工夫するの風、起り、之を文章に顯して、名を得たるものを革新

文學者と云ふ。フランスのボルテール、モンテスキュー、ルーソー最、高名なり。其舊物破壊論は、フランスの大革命を馴致したる。

(一) ボルタは、伊太利の人にして、一七四五年生れ、一八二七年死せり。

三 理學の發達 理論の研究と、共に理學、大に發達し、有名なボルタ^(一)の電氣上の發明、トンの引力律發見、ラブラー、ヘルセルの星學上の發見、ウツトの蒸汽機關發明、フランクリンの避雷線發明等、皆、此時代に屬す。

四 哲學 ドイツの哲學者カントは、純理哲學を以て、思想界を一變し、ヘーゲルは、近世哲學の王と稱せられ、イギリスのロク、ヒーム、亦、實驗哲學を以て一世を動かしたり。

五 經濟學 經濟學も、亦、大に進歩し、フランスの財政困難を救済せんとしたるテルゴー、及、富國論の著者アダム・スミスは、此時代に出でたり。

近 世 史

第四十八章 フランス革命

(二) 國債四十億磅に達し、年々一億磅づつ増加したり。

一 革命の原因 ルイ十四世、及、十五世の度々の戦争と、宮中の華奢とは、財政困難を招きたるも、之に對する重荷は、悉、之を平民に課し、貴族、僧侶は、官吏となるの特權を專有しながら、租税を免除せられたり。故に、平民の不平、益、増長したるに際し、會、革新文學者の舊物破壊論出でて、改革を煽動し、恰、同時に、北米合衆國の人民は、君主專制を脱して、民主自由の政體を創めたるに因り、フランスに於て、之に倣はんとしたり。是、大革命の原因なり。

二 革命の發端 ルイ十六世、歳二十にして位に即き、テルゴー、ネケル等を用ゐて財政を釐革せしめんとしたれども、

(二)初は、各級別々に表決せしむるの計にありしに、斯ては貴族と僧侶と常に同一の決議をなして第三級民、即平民を壓倒するが故に、平民は、三級を通じて多数決を取らんことを主張し其用ゐられざるを見て、終に分離したるなり。

弊害、根、深くして容易に抜けず。一七八九年、止むことを得ず、百有餘年間、曾、開かざりし貴族、僧侶、平民の一般會議を開きたるに、忽、議論、起り、六百名の平民議員は、分離して、別に國民會議を組織したり。王は、此形勢を見、貴族と謀り、武力を以て抑制せんとせしかば、パリに暴動起り、平民は歴制政府の標幟と信ぜるバスチーユ牢獄を襲ひて、之を毀ち、革命擾亂、是より始まりぬ。

三 貴族逃脫國王拘留 暴民、貴族を襲ひて、其財を奪ひ、家を焼くこと、パリより地方に傳染せしかば、貴族は、外國に脱走する者多く、ルイ十六世も亂を國外に避くべしと風説したり。王去るときは、願意を聽く者なきが故に、暴民は、王をベルサイユ宮に捕へて、之をパリに拘禁したり。

四 新憲法及過激黨 此間に、國民會議は、新に、憲法を議定

し、議會を以て王權を制限し、ルイをして、此憲法を裁可せしめたり。然るに、過激黨員、マラー、ダントン、ロベスピエール等は、此舉に乗じて、王位を廢し、革新文學者の唱ふる如き自由平等主義の政體を立んと計りぬ。

五 諸君主國との戦争 是に於て、オーストリア、プロシアの諸君主國は、國王の虐待を詰問して兵を挙げ、フランスに侵入しければ、フランスの人民は、一般に激昂し、先、悉、王黨を殘殺し、奮戦して、外國軍を。パルミーに破りぬ。時に、一七九二年九月二日なり。立法會議は、此翌日を以て、解散し、政權は、新に、開かれたる國民同盟會に移りぬ。

六 共和政體宣言 國民同盟會は、皆、共和主義にして、其中に稍、穩和なるジロンド黨と、過激なるジコピン黨とありたり。一七九二年九月二十一日を以て、共和政體を宣言し、翌

日を共和第一年の第一日に數へ、爵位を廢して、萬民同等とし、ルイ十六世は、民意に背き、外國に内通して、革命を妨害せしめんとしたる廉を以て、糾斷の上、之を斬罪に處しぬ。時に、一七九三年一月二十一日なり。

七 恐怖時代 是に於て、全ヨーロッパの諸國、聯合してフランスの四境を侵しぬ。之を第一連衡と云ふ。國民同盟會は、即兵を募りて、之を防がしめしが、時に兩黨の軋轢甚く、ジコビン黨遂に勝ちて、悉、ジロンド黨員を滅ぼし、乃、決議を以て、公安委員を置き、マラーを以て、委員長とし、ダントン、ロベスピールを委員とし、苟、革命に反對するの嫌疑ある者は、皆斬首せしめたり。是より、所謂、恐怖時代に入れり。

(二)中には、何の罪狀もなきに富者なるが故に、其資産を沒收せんが爲に、斬首せられたる者も少からざりき。毎日、數多の罪人を斬る爲、斷首臺といふ機械を作

八 世態一新 公安委員は、物情を一變して、全く、新世態を作るに決し、悉、舊慣を改め、衣食、風俗、度量衡、歷數皆新式を

り、市民は、其周圍に棲敷を作りて見物したり。地方に於ても革命反對の嫌疑者、皆、罪に問はれ、其數多くして斬首に便ならざるが故に、或は、篋に滿載して河に沈め、或は連繫して大砲を以て、一時に擊殺したり。

用ゐ、耶蘇教をも廢して、純理を神として祭り、僧侶を罷め、寺院を毀ち、其財産を沒收したり。

九 反動 凡、一年にしてマラーは、女子の爲に刺され、ダントン亦、刑せられて、獨、ロベスピール、全權を握り、益、殺戮を逞うせしが、今は、外敵、皆、退き、國中、無事なりしかば、國民同盟會は、ロベスピールの無用の殘害を不可とし、彼を捕縛して、其同類と與に、悉、之を斷首臺に戮せり。時に、一七九四年七月なり。之によりて、恐怖時代、其終を告げ、事物、常勢に復して、耶蘇教も再興せられたり。

十 ナポレオン・ボナパルト 此後、ジコビン黨の殘黨は、處々に團結して、國民同盟會に反抗し、又、同盟會に不平なる四萬の暴徒、會場を襲はんとせしが、コルシカ島出身の砲兵士官、ナポレオン・ボナパルト、國民同盟會の命に依り防戦し、榴

(四)下院は、五百の議員より成りて之を五百人議會と云ひ、上院は、年長會議とし稱て五十歳以上の議員二百五十人を以て組織したり。

彈を發射して、暴徒を逐ひ、國會の依頼する所となれり。

十一 總裁政府 國民同盟會は、新に憲法を作り、上下兩院と、五名の委員とより成れる總裁政府とをして、國政を處理せしめぬ。此政體は、一七九五年の十月より四年、繼續し、其間、革命の主義、漸次、諸國に波及したり。

十二 攻勢政略 フランスは、鄰邦の爲に壓制を除くを名として、逆に外邦を征伐するに決し、七萬の大軍を、モロー、ヨルダンの二將に授けてドイツに向はしめ、別に、三萬六千をナボレオンに授けて、イタリアに入らしめたり。モロー、ヨルダンの軍は勝たざりしも、イタリアに入れるナボレオンは、頻に、オーストリア軍を破りて、此にチサルビナ共和國を建て、又、ゼノバを共和國と爲し、更に、オーストリアの平原に侵入し、カンポ・フォルミオの休戰規約に於て、オーストリアをして、ベル

ギー一圓、及、ライン左岸の數地をフランスに割讓せしめ、チサルビナ共和國を公認せしめたり。ナボレオンは、盛大の凱旋式を以て、バりに、迎へられしが、總裁政府は、彼の異圖あるを恐れ、幾もなくして、之をエジプトに派遣したり。

十三 革命主義の傳播 一七九八年、フランス軍は、ローマに入り、法皇を擒にし、此に、ローマ共和國を建て、又、スウズに入りて、此に、ヘルウチア共和國を建て、又、ナポリ王を逐ひて、其國に共和政府を建てたり。

十四 エジプトの役 エジプト遠征の目的は、此に、フランスの根據を置きて、印度を奪ひ、間接に、イギリスを征伐するに在り。ナボレオン、一七九八年七月、エジプトに上陸して、カイロを占領したるも、其率ゐる所の海軍は、ニール河口に於てイギリスのネルソンの爲に破られたり。翌年、シリアに侵入

(五)フランスのイギリスを感むは、イギリスが革命戰亂に乗じて、多くフランスの海外領地を奪ひしに因るなり。總裁政府は、ナボレオンにイギリスを攻撃を命じ

たるに、ナポレオンは、イギリスを制するの道は、インドを奪ふにありと見て、エジプトに遠征の策をエジプトに立てた。但し、ナポレオンは、オスマン帝国の故智に、サント・ピエール島を占領し、大東洋に起るに自北の君主となし、在りたるものなり。

し、ペルシア、印度に通ずる陸路を征服せんとせしが、此時に當り、列國は、第二の連衡を作り、頻に、フランス軍を破りしかば、ナポレオンは、エジプトを部下に託して、急ぎ、フランスに歸れり。

十五 **ナポレオン總裁政府を轉覆す** 恰、當時、總裁政府の威信、地に墜ちければ、國民は、非常の歡嬉を以て、ナポレオンを

迎へ、託するに、政治の大權を以てせんとす。總裁政府中、亦、彼に意を通ずる者あり。ナポレオンは、兵力を以て、國會を解散したり。時に、一七九九年十一月九日なり。

第三十七圖



ナポレオン一世



ウリエント



ネーロ

第四十九章 統領政府、及、第一帝國

ナポレオンの霸業

第一節 統領政府 新に、制定せられたる憲法に於ては、行政の權を、三名の統領に委任して、其任期を十年とし、參事院、裁判所、立法部、及、元老院をして、職權を輔けしめたり。されど統領三人といふも、實權は、頭等統領一人に在りて、ナポレオン之に任じ、恰、ローマ共和政府のケーザルの如き地位に立てり。故に、名は、共和なるも、實は、專制なりき。

第二節 國土膨脹 オーストリアは、ナポレオンの政權を認むることを拒みしかば、一八〇〇年、ナポレオンは、モローに一軍を授けて、ドイツを伐たしめ、自、兵に將としてイタリアに侵入し、マレンゴの一戰に於て、オーストリアの大軍を敗り、モロー

(一)此時オーストリア大々は、尚、神聖ローマ皇帝の地位に在りて、ドイツ帝と稱し、漠然、ドイツ各邦を代表したり。

も、亦、ホーヘンリンデンに於て、オーストリアの兵に勝ちぬ。因りて、オーストリアは、一八〇一年、ルリ、ネビールの和約に於て、ライン左岸のドイツ領域を、悉、フランスに割譲し、又、ナポレオンの建てたる諸共和国を公認したり。然れども、エジプトは、イギリス軍に奪はれ、イギリスは、一八〇二年、フランスと、ミアンの和約を結びたり。

三 文治振興　ナポレオンは、今や、力を文治に用ゐて、舊教を盛にし、教育に勉め、行政を改良し、又、學者を集め、自由平等の主義に基きて、民法法典を編纂せしめ、自、之を決裁せり。其偉業は、却りて彼の武功よりも著く、且、永久にヨーロッパを裨益しつゝあり。

四 終身統領及皇帝　是に於て、フランス國民は、ナポレオンをして、文武の偉業を完成せしむる爲、一八〇二年、議決し

て、其職を終身にし、且、之に、其後嗣者を指名するの權を附與し、續て、國民の一般投票を経て、彼を皇帝の位に登らしめたり。時に、一八〇四年十二月二日なり。

五 アウステルリツの役　ナポレオンは、國民の輿望を維持する爲、常に、外國に向て、兵を用ゐんとしたるに因り、比隣列國は、一日も安きことを得ず。因りて、イギリス、又、首唱者となり、各國と連衡して、フランスを抑へんとしたり。是に於て、ナポレオンは、ハンノフルを占領し、ウーシエを通過して、アウステルリツの原野にオーストリア、ロシアの大軍と戦ひ、大勝利を得たり。時に、一八〇五年十二月なり。プレスブルグの和約に於て、オーストリアは、ベネチアをフランスに譲り、チロルをバワリアに譲りたり。

六 神聖ローマ帝國滅亡　此時まで、神聖ローマ帝國は、僅に、

(二) 第四十章六節を
五

(三) 是、オットー大
帝の神聖ローマ帝國
を再興せしより八百
餘年の後なり。

其形を存し、代々のオーストリア大公、ドイツ各聯邦より神聖ローマ皇帝に選舉せられて、普通、之をドイツ帝と稱せしが、一八〇六年よりドイツ聯邦の諸州、分離して、別にライオン同盟を組織し、ナポレオン帝を保護者と仰ぐに至れり。神聖ローマ帝國、茲に、終を告げ、オーストリアの大公フランシス二世は、只、オーストリア、ホンガリア、ボヘミア等の數邦を領し、オーストリアの帝位に即き、フランシス一世と稱したり。

七 ツラフルガー海戰 ナポレオン帝は、イスバニアと同盟し、聯合艦隊を以て、イギリスを襲はんとせしが、一八〇五年十月二十一日、ツラフルガーの海戰に於て、フランスの艦隊は、ネルソンの率ゐたる、イギリス艦隊の爲に、敗られて全滅したり。是より、フランスは大陸に跋扈するも、海上は、イギリスの專權に歸したり。

八 エナ及アウルスラットの役 ライン同盟組織の後も、獨、プロ

シア王フレデリキ・ウルレム三世は、ナポレオン帝に抗せしかば、帝は、破竹の勢を以て追撃し、一八〇六年十月十四日、プロシアの軍をエナ、アウルスラットの兩所に破り、フレデリキ大王以來の強兵を一朝にして破碎したり。

九 チルシト和約 ナポレオン帝は、更に、翌年六月十四日、プロシアの同盟國たるロシアの軍をフリードリランドに敗り、之をして、和を請はしめたり。チルシトの和約に於て、プロシアは、領土の過半を失ひ、其曩に、ポーランドより得たる領土をワルシャウ大公國と爲し、以て、サクソニア國王に與へたり。是より、ロシア、プロシアは、フランスの忠實なる同盟者となれり。

十 諸王國創立 是より先、一八〇五年に、ナポレオン帝は、チサルピナ共和國を王國となして、自、其王位を兼ね、オースト

リアと戦ふとき、フランスに同盟したるバワリア、ウルテンベルヒ二邦の君主を王に封じ、敵に就きたるナポリ王を廢して、己の兄、ヨセフを其位に即け、オランダ王國を弟、ルイに與へ、又、プロシアよりウストフリアを割きて、王國と爲し、弟、ゼロームに與へたり。

十一 大陸封鎖 イギリスは、此間、連衡を作りて、フランスに反對したり。然れども、ツラフルガー以來、イギリス征伐の望は、絶へたるが故に、ナポレオンは、經濟上より之を苦むるの策を採り、一八〇六年十一月、ベルリンより勅令を發し、大陸各國のイギリスと交通し、並に、イギリスの産物を以て通商することを禁制したり。之を大陸封鎖といふ。之が爲に、イギリスは、非常の打撃を被りたり。

十二 半島戦争 大陸に於て、獨、ポルトガルは、此禁制を守ら

(四) プラウはポルトガルの殖民地なり。第二十五章第八節。

(五) イスパニアにては、非常に苦戦して、而も得る所少く、之に手を着けたるは、失敗なりしことナポレオン、自之を認めたり。

ざりしかば、ナポレオン帝は、ポルトガル王をブラジルに逐ひて、其國を占領し、尙、イスパニア王に迫りて位を辭せしめ、ナポリ王ヨセフを其位に即け、ナポリ王の位を妹婿、ムラー元帥に與へたり。然るに、半島の人民は、フランスに屈從するを好まず、イギリスの援助を得て反抗し、イギリスのウルスリー將軍、後にウエリントン公此に上陸し、ヨセフ王を逐ひければ、ナポレオン、其武を潰されたるを怒り、一八〇八年、兵八萬に將として、自、半島に入り、到る處、イスパニア人を破り、ヨセフを其位に復したり。

十三 オーストリア兩度の役 此間に、オーストリア帝は、戦敗の恥を雪がんと欲して、フランスに宣戦せしかば、ナポレオン帝、遽に半島より歸り、自、兵を率ゐて大にオーストリア軍をワグラムに敗り、ウーレン城下の盟に於て、アドリア海岸のイ

リリアを初め、多くの領地を割取せり。

十四 **ナポレオンの全盛** ナポレオン帝は、其子なきと、自家素

（六）此結婚により一子を生む。之をローマ王に封ず。世にナポレオン二世として知らる。者はなり。

生の賤きとを憂ひ、ヨーロッパ舊來の君家と血縁を結び、子孫の位を確實にせんと欲し、一八一〇年、皇后ヨセフを離別し、オーストリア帝の女マリアルイザを娶りぬ。帝は、又、ローマ法皇ビオ七世が、大陸封鎖に反対せし故を以て、之をパリに幽し、一八〇九年、法皇領を併せ、其弟オランダ王ルイが位を辭せしを以て、オランダを併せたり。されば、一八一一年には、ヨーロッパの大部分は、帝の領分となり、唯、イギリス、トルコに其勢力、及ばざるのみなりき。

十五 **イギリス殖民地の膨脹** ヨーロッパ大陸に於て、獨、フランスのみ跋扈せし時に當り、イギリスは、海上の全權を占め得たるに因り、飽く迄、之を利用して、殖民地の膨脹に勉めた

り。即ち、フランス、オランダは、東西半球に、尙、多く殖民地を有せしが、今や、フランスは、イギリスの敵にして、オランダは、フランスに合併せられたるが故に、イギリスは、錫蘭、滿刺伽、及、印度諸侯中、尙、フランスの保護を受けたる者の所領を奪ひ、又喜望峯殖民地、ギアナ、バンダ、アンボイナ等を奪ひたり。

第五十章 ヨーロッパ獨立戰爭、及、ウーシ

公會

一 **フランス第一帝國の弱點** ナポレオンの帝國は、一時、盛大を極めたるも、下の如き多くの弱點ありたり。（一）新にフランスに合併したる諸國を團結する力に乏く、却て、皆其凌辱に切齒し、機を見て獨立せんとしたり。（二）大陸閉鎖は、各國の商業を萎縮せしめ、爲に、其不平を増したり。（三）フラ

ンス本土の民は、兵馬に疲れ、重課に堪へず、度々の徴發の爲に、壯丁の數、著く減少したり。四革命の爲に、地位を失ひたる貴族は、多く外國に在りて、卑賤より起りたるナポレオンを喜ばず、之を倒して、舊慣に復せんと計りたり。(五)一旦、ナポレオンに心服したる者も、其糟糠の妻を逐ひ、帝王の儀禮に倣はんとするを見て、漸、彼を喜ばざるに至れり。

節二 ロシアの役 既にして、ロシアは、大陸封鎖に背きしかば、ナポレオンは、オーストリア、プロシアと其兵を合し、一八一二年八月、ニエメン河を渡り、スモレンスクを陥れ、北るを追ひて、モスクバに入りしに、市民住居に火を放ちて、退きければ、帝は、已むなく、退却に決したりしも、時、既に、遅れ、雪深く、寒、烈しくして、進退谷り、加ふるに、追撃、急にして、寒餓に斃るゝ者、算なく、非常に困阨を極めて、纔に、身を以て本國に

歸れり。

節三 ヨーロッパ獨立戰爭 北ドイツの諸國は、此機に乗じ、自立せんとし、中にも、プロシア王は、屢、熱誠なる詔勅を發して、人民の愛國心を鼓動しければ、大學々生の奮起する者多く、プロシアは、新に、兵十七萬を得、各國、又、之に應援せり。ナポレオン帝、乃、一旦、フランスに還り、急に、兵三十萬を起し、之に當り、聯合軍、危かりしが、オーストリアも、亦、軍を出して、ナポレオン帝に背くに至りて、形勢一變し、一八一三年十月、ライプツヒの大戦に於て、フランス軍、遂に、利を失ひ、ナポレオン帝逃れて、パリに還れり。

節四 ナポレオンの廢位 ロシア、プロシア、オーストリア、イギリスは、聯合して、フランスを伐つ、の約を爲しぬ。之を聯合四國と云ふ。一八一四年、春、聯合四國の軍、フランス軍を敗りて、三月

第五節 王政復古 聯合四國は、元老院の臨時委員をしてルイ

六節 ウーン公會 四國聯合は豫約束したる所に依り、一八

(一) プロシアは、サクソニアを得んとし、ロシアはポーランドを得んとし、オーストリアは、此兩策に反對したり。又兩方タレンスの代表者たるイスの委員と連衡して大陸の何れの國をも過大ならしめざるに勉めたり。

(三) ナボレオンは、
一八二一年五月五
日、セントヘレナに
病死せり。

第八節 ヨーロッパ國境整理
ウーン公會は、名は一般の會議なり

西洋史教科書 第五十一章

ライン諸州を得て、國土著く膨脹せり。(二)サクソニア王の領したるワルシウ公國を割きて、ポーランド王國と爲し、ロシア帝、其位を兼ねたり。(三)北部イタリアのロンバルディア、ベネチアを合して、一の王國と爲し、オーストリア帝、其位を兼ね、又、其親族を、トスカナ、バルマ、モデナに封じたり。(四)イギリスは、フランス、オランダの殖民地、及、マルタを得、又、其王はハンノフル王の位を兼ねたり。(五)スウスは、永久中立の聯邦と爲りたり。(六)オランダ、ベルギーを合して、ネーデルランド王國と爲し、オランダ家のウルレム一世を此に封じたり。(七)ドイツの三十九個國は、別に、規約を作りて、ドイツ聯邦を組織し、オーストリアを、その議長と爲せり。

第五十一章 反動時代

一 亂後の情勢

ナポレオン、自由民權を標榜せしより、各國の君主は、或は、位を奪はれ、或は、人民に立憲政體を約して、僅に、位を保ちしが、ナポレオン一たび亡び、舊主相會して、將來を談ずるに至りては、大に心を強うするものあり、相依賴して、再、專制に歸り、各國人民も、亦、二十餘年の擾亂に倦み、一時は專制に甘じたり。之を反動時代の形勢とす。

二 神聖同盟

ウーン公會の後、數月にして、ロシア帝アレクサンドル一世は、數國の君主と盟約し、耶蘇教經文の眞意に依り、兄弟の義を以て、相助けて、其天職を盡さんことを誓へり。之を稱して神聖同盟と云ふ。

三 アーヘン公會

然るに、一八一八年に至り、フランスの國會には、革命黨員多數を占め、期に先ちて償金の殘額を拂ひ、聯合四國に撤兵を求めしかば、四國は、再、革命の起らん

ことを恐れ、アーヘンに會して、善後策を議しぬ。時に、ロシアにも、革命運動ありしかば、オーストリアの宰相、メテルニヒは、ロシア帝を説破して之を專制主義に轉化し、孰の國なるを問はず、ウーシ公會の決議に依りて、定まれる現状を紛更せんとする者は、神聖同盟の敵とすとの約を立てたり。神聖同盟は、是より專制護持の同盟となれり。

四 干涉戦争 果せる哉、此後、イスパニア、ナポリ、サルデニア等に革命運動ありしが、其都度、列國より兵を出だして、之を彈壓したり。是皆、一八三〇年以前の事にして、之を反動主義全盛の時とす。

第五十二章 イギリスの政黨政治

節一 トーリー内閣の反動主義 當時、イギリスに於ては、トーリー

一 黨、久しく内閣を組織したり。此内閣は、大地主と利害を共にするものなれば、穀物法案を通過せしめて、穀物の輸入に重税を課し、一八一六年、内國不作にして、穀物の價格騰貴し、民心動搖せし時も、法律を發して、集會印刷の自由を制限したり。

節二 トーリー内閣の主義一轉 一八二〇年、ジョージ四世立ち、カンニング、外交の衝に當るに至りて、政略を一變し、諸國に先ちて、南アメリカ各殖民地の獨立を認め、又、神聖同盟諸國の反動政略に反對したり。ウリントンのトーリー内閣に至りて、一八二九年、審査條例を廢して、舊教徒の代議士、及官吏となるを許したり。

節三 ホイグ内閣の自由主義 一八三〇年、ウルテム四世立つ。是より先、トーリー内閣は、選舉法改正に反對せしが、ホイグ

黨のラセル、バーマストン等、改進黨の內閣を組織するに及び、一八三二年、遂に、選舉法を改正して、大に、公平を保ち、又、翌年には、各殖民地に於て、奴隸を廢止したり。

四節 **ビクトリア女皇** 一八三七年、ウルレム四世崩じ、姪ビクトリア繼で立つ。ハンノフル王國は、女系相續を許さざるが故に、別に、王を立て、二國、是より全く分離す。一八四〇年、サクスコブルグのアルベルト親王を迎へて、皇配とし、女皇、其扶翼に依り、嚴密なる立憲主義を行ひ、政事は、悉、議會多數の意志に依るを例とす。是に於て、元來、民主國に非ざるイギリスも、形跡に於て、民主國と異らざるに至れり。

第五十三章 南アメリカ各國、及、ギリシ

ア獨立

一節 **南アメリカ諸國の獨立** イスパニアは、フルチナンド七世

其位を復してより、憲法を廢し、專制を行ひしかば、南アメリカの各殖民地は、弊政に堪へずして、漸次、獨立したり。ベネズエラ、ニウグラナダ、先、獨立を宣言し、一八一九年、二州合併して、コロンビア共和國を起し、ボリバルを大統領に選びしが、ボリバルの死後、又、ニウグラナダ、ベネズエラ、エクアドルの三國に分離せり。プノスアイレスも、獨立して、アルヘンチナ共和國となり、ウルグアイ、バラグアイも、其後獨立せり。又、チレ、ペルーも、交々、獨立し、ペルーの一部分は、別にボリビア共和國を爲せり。ブラジルも、亦、之となくポルトガルより獨立したり。

二節 **中アメリカ諸國の獨立** メキシコも屢、イスパニアに叛して、一八二四年來、獨立の共和國となり、同時に他の中アメ

リカの諸國も、亦皆、獨立したり。此後イスパニアの殖民地はキューバ、ポルトリコの二島と、南洋のフリピンとあるのみなりしが、此等の諸島も、最近時に至りて、或は、獨立し、或は北アメリカ合衆國に合併せられたり。

三 **ギリシアの獨立運動** トルコは、一八〇八年以後、マーム

ード二世、位にあり。實權は、近衛の兵士に移りて、國政、亂れ、地方の統括、緩みたりしかば、ギリシア人は、一八二一年、イブシランチの指揮の下に、獨立軍を擧げたり。トルコは、由て、エジプトの知事メヘムトアリに命じ、海陸の軍を以て、之を鎮定せしめ、アリの子、イブラヒムは、ギリシア民族を滅盡するの主義を以て、殘酷極まれる戦争を爲したるより、各國の輿論は、大に動き、イギリス、フランス、ロシアは、聯合して、ギリシアを援け、其聯合艦隊は、一八二七年、トルコ艦隊をナヴリノに

(一)ギリシア人は、トルコの征服を受けた後、數百年間、有言無實、教を奉じて、毫もトルコに化せらるゝことなかりき。
(二)有名なるイギリスの詩人バイロンは、古代ギリシアの文明を慕ひ、身を投じて、ギリシアに立軍を擧げたり。
(三)イブラヒムは、先づクレタ島に根據地を定め、其の島に居住する者、其の島に放ちて之を想殺し、ギリシア人の本據ミソロンギを陥れたるときは、男子二千人を殺し、婦女一千人を奴隸に賣りたり。

破りて、殆、之を全滅せしめたり。

四 **アドリアノブル和約** ロシアのトルコを望む、一朝一夕に

非ざる故、イギリス、フランスの兵を止めたる後も、ロシアは、尙、戦を止めず、陸上、トルコを征し、一八二九年、アドリアノブルの和約に於て、ギリシアの獨立を承認せしめ、尙、他日、南進の道を開く爲、モルダウア、ワラキアの二州及、セルビアに對する保護權を得、又、別に密約を作りて、トルコに事ある時、兵力を以て、赴援するの承諾を得たり。

五 **ヨーロッパの現状變化** 前に述べたる如く、神聖同盟の

各國は、ウーン公會の決議に基き、ヨーロッパの現状を維持するを以て、主義としたり。然るに、ギリシアは、此範圍外なりしとはいへ、列國が其獨立を公認したるは、ヨーロッパの現状を變更することを公認したるものなれば、人種獨立の

(四)二州は、ドナウ河の左岸に在り、トルコに屬したるも、其住民は昔のローマの邊防兵士の子孫にして、ラテン人種に屬し、ギリシア正教を奉ぜり。是、ロシアが其保護の口實となしたる所なり。

(五)人種獨立は、又、之を國民主義とも云ふ、即、歴史、言語、宗教、風俗を異にする政府の下にあるものは、獨立して、別に一國民を爲すべしとの主義なり。

り。由て、一八三一年一月、列國會議、ロンドンに開かれて、ベルギーをフランスに均しき民主王國となすに決し、又、フランスの之を合併せざるため永久中立國と爲したり。

四 **ドイツの民權運動** 革命の精神はドイツの諸國にも傳染し、元、ドイツ聯合規約には、各邦に於て立憲政體を定むべきの一條を設けたるに、反動時代の形勢一變以來、多くの國は、此約を實行せざりし故に、此年に至り人民、君主に迫りて、或は、新に憲法を發布し、或は、之を改正して人民の權利自由を擴張せしめたり。

五 **ニコラス帝のポーランド鎮壓** ロシアは、一八二五年以來、ニコラス帝、位に在り。民主革命の風潮を嫌忌し、君主政體を護持するを以て、自己の任務なりと爲し、身、ポーランドの王位を兼ねて、其人民を壓制し、憲法を廢せしかば、ポーラ

ンドの志士、學生の間に獨立を企つる者、多く、フランスの七月革命を見て、直に、事を舉げしに、ニコラス帝は、大兵を入れて之を壓抑し、數多の志士を捕へて、之をシベリアに謫し、ポーランドをロシアの一地方として武斷政治を行へり。

六 **ヨーロッパ形勢の二分** 此の如く、ヨーロッパの西部に於て、イギリスは、夙に、國會を有し、自由主義の政治を行ひ、フランスも、亦、民主政體と爲りしが、東部に於て、ロシア、プロシア、オーストリアの三國は、猶、專制政治を行ひ、東西の形勢二分したり。されば、ニコラス帝は、ベルギーに革命の成功するを防止する能はず、リッパは、ポーランドの鎮壓に干涉すること能はず、而して、ウーン公會の決議は、既にして、又、破綻を來せり。

第五十五章 東方問題

一 東方問題とは何ぞや 所謂、東方問題とは、トルコの處分問題なり。トルコは、バルカン半島よりエジプト、シリア、小アジアに亘りて、多く重要な土地を有し、其民は、昔、勇悍なりしも、近世に至りては柔弱なる上に、回教に惑溺して進歩改良の餘地なく、國政亦、亂れて早晩、分割を免れざるものゝ如し。而して耶蘇教を奉ずる多くの人民が、トルコの弊政の下に苦みつゝあるを見れば、分割は願ふべきことの如くなるも、一旦、分割に著手するときは、各國の利益衝突より、延てヨーロッパの大亂となるべし。是、此問題の困難なる所以なり。

二 各國の利益衝突 ロシアは、早く、コンスタンチノーブルを

(二)第三十三章第十
五節ロシアの使命を
看

略し、地中海に出でんことを望み、フランスは、ナポレオンの時より、エジプトを占有するの意あり。然るに、ロシアにしてコンスタンチノーブルを奪ふも、フランスにしてエジプトに據るも、イギリスの印度に通ずる道を中斷せらるゝの虞あるが故に、イギリスは、極力、之に反對せざるべからず、而して、オーストリアも、バルカン半島のロシアの有となるを默視すべからざるものあり。是、東方問題に於ける此等諸國の利益衝突なり。

三 エジプト戦争 エジプトの知事、メヘメト・アリは、竊に、トルコの帝位を望み、フランス人を用ゐ、洋式の陸海軍を作りて、時期を俟ちつゝありしが、一八三二年に至りて、終に、シリアに侵入し、行く行く官軍を敗りて、コンスタンチノーブルに接近したり。然れども、エジプト軍、若、コンスタンチノーブル

を脅すときは、トルコには、密約によりて、ロシアの援兵を求むるの虞あるが故に、イギリス、フランス、仲裁を容れ、トルコをしてシリアをエジプトに譲らしめたり。トルコ帝、マームードは、逆臣のために領土を奪はれて、遺恨、骨髓に徹し、日夜、兵備に勉め、六年の後、遂に、シリア回復の師を起したり。然れども、アリの子、イブラヒム、善く戦ひ、エジプト軍、連戦連勝して、再、コンスタンチノープルに迫りしより、トルコは、ロシアの救を求め、ロシアは、陸海の兵を出だして赴援したり。又、フランス人民は、頻に、ルイ・フィリップに迫りて、エジプトを助けしめんとしたり。是に於て、一八四〇年、大事件となれり。

四 パーマストンの外交 ロシア勝つも、フランス勝つも、是、兩ながら、イギリスの忍ぶべからざる所なれば、イギリスの宰相パーマストンは、オーストリアと謀り、仲裁を容れて、ロンド

ンに會議を開き、先、フランスに向ひて、エジプトをして、シリアを捨てしむるを條件として、提携を促し、其應ぜざるを見て、竊に、ロシアに通じ、ロシアが、獨、トルコを保護するの權を放棄するを條件として、之と結び、艦隊を派して、エジプト軍を伐ち、イブラヒムをして、シリアを捨て、退却するの止むを得ざるに至らしめたり。

五 パリの防禦 是に於て、フランス人の激昂は、極度に達し、宰相チエールは、パリの周圍に十六の砲臺を築きて、列國と一戦するの決心を示せしが、ルイ・フィリップは、戦を不利とし、チエールを斥け、ギゾーを擧げて相讓の談判を爲さしめたり。

六 エジプトの半獨立 この談判の結果に依り、トルコは、エジプト國守の職をメヘメト・アリの子々孫々に傳ふることを承諾し、エジプトは、トルコの外藩となりて、年々コンスタン

チノーブルに一定の朝貢を輸せり。

第五十六章 二月革命及其影響

一革命の原因 ギゾーは、ルイ・フィリップの民主王政にありて、久しく重要な地位を占め、賄賂を行使して議員を籠絡し、又、常に實業社會に媚びて、勞働社會の辛苦を顧みざりしかば、下層人民の不平、年々増長し、選舉法の改正を望む者多し。然れども、政府は、集會の自由を制限し、改正期成論者の集會を解散したるより、事遂に破れ、一八四八年二月二十日、パリ市中の勞働者は、市街に防柵を起して、官軍に抗し、學生と合して王宮に迫り、翌日を以て、全く王政を倒したり。

二新共和政府 是に於て、勞働社會は、激烈なる社會黨員

(一)ルイ・ナポレオンは、ナポレオン一世の弟にて、オランダ王に封ぜられたるルイの子にして、母は、ヨセフィン先夫の子なり。幼にして母と共に、スイスに住み、兵學を修め、或時は、イタリヤの革命黨に與し、或時は、イギリスに遊びて、一家再興を計りたり。

ルイ・ブラン等を推し、國會議員は、共和黨員ラマルチン等指名し、之を合して、臨時政府を作り、國民會議を開きて、新憲法を議決し、之によりて、行政權を任期四年の大統領に委任することとし、國民の一般投票を以て、其選舉を行ひたるに、ナポレオン一世の甥なるルイ・ナポレオン當選したり。之を親王大統領といふ。

三オーストリアの革命動亂 フランスに、二月革命起るや、其影響は、非常の急劇を以て、隣邦諸國に及び、就中、オーストリアは、大影響を被りたり。即、三月十三日、ウィーンに學生、及書肆の革命運動、起り、印刷の自由を大にし、立憲政體を立てんことを以て、王宮に迫り、メテルニヒ宰相は、假扮してイギリスに逃れ、皇帝は、位を皇姪フランツ・ヨーゼフに譲れり。既にして、サルヂニア王、イタリヤ統一の舉あり、ロンバルヂア、ベ

ネチア、之に附加し、ボヘミア州、及、ハンガリア州も、亦、皆、分離せんとし、ハンガリア州は、ユーストの指揮の下に一旦、獨立して共和政體を立てぬ。是に於て、オーストリア政府は、先、サルヂニア王を撃破し、又、ロシアの援兵を得て、ハンガリアの動亂を鎮壓し、之により、辛じて、小康を得たり。

四節 ドイツの革命運動 ドイツの各邦に於ても、多小の動搖あり。人民は、其政府に就きて、民權の保護を、更に、充分にせんことを要求すると同時に、オーストリアの專制主義を忌みて、ドイツ聯邦規約を改正せんことを望みたり。由て、プロシアに於ては、國王、先、憲法發布を承諾したり。

第五十七章 ドイツ統一の企圖

一節 ドイツ聯邦の狀態 ウーン公會に於て、定めたるドイツ

聯邦は、オーストリア帝、之が議長となり、各國政府の代表者を聯邦會議に集めて、共通事務を議決したり。然るに、オーストリア以外の外國の間に、此聯邦組織に對し、不平の念漸、高かりし所以のものは、左の如き理由ありしに因る。即、(一)聯合、薄弱なれば、協同の力を以て、外に對し、ドイツ國民の利益を擴張するに足らざる事、(二)オーストリアは、聯邦議長の位置に在るを利用して、自國の私利をドイツ各邦の上に行はんとしたる事、(三)プロシアは、オーストリアと、均しく、ヨーロッパの一大強國なるに、聯合會議に於ては、オーストリアの下風に立ちたる事、之なり。

二節 オーストリア、プロシア事情の相違 オーストリア帝國は、内

(一)ハンガリアの人種は、マジャールとて、黄人種の一に屬するものなり。ボヘミアの住民は、チェッコとて、ロシア民族と同じきスラフ種なり。

に、ハンガリア、ボヘミア等の如き、異種民族を包括するが故に、君主專制を以て、之を統馭するに非ざれば、維持し難し。

之に反し、プロシアは、夙に民力休養に心を用ゐ、地方會議を起し、又、關稅聯合を作りて、オーストリアを除く外、各邦の間に自由貿易を行ひたるが故に、オーストリア以外の各邦の人民は、皆、寧ろプロシアを聯合首長に戴かんことを欲したり。

節三 フランクフルト國民會議　フランス二月革命の影響に因り、ヨーロッパ一般に、自由革命の運動ありしとき、既に、ドイツ各邦の間に聯邦組織改造の要求、盛に、起り、オーストリアも、國難、一時に彙まるの時なりしかば、枉げて、之を承諾し、フランクフルトに國民會議を開きたり。然るに、多數は、各國を合して一の帝國となし、プロシア王を皇帝に戴くの案に同意せしかば、オーストリアは、會議を退き、時のプロシア王も、亦オーストリアと開戦に至らんことを恐れて、其帝位を受けざりき。

節四 エルフルト會議　プロシア王フレデリク・ウィルヘルム四世は、北方の各邦のみを以て別に聯邦を組織せんとし、會議をエルフルトに開きて、其憲法を議定したり。是よりドイツは、二派に分れ、小國は、大抵プロシアに附きしも、バウリア、ウルテンベルヒ等は、オーストリアに附きたり。

節五 オルミツの屈辱　オーストリアは、新聯邦を破るに勉め、之に加はりたるクールヘセンの内事に干渉せしかば、プロシアは、新聯邦を擁護する爲、オーストリアと一戦せざるべからざるの地位に至り、フレデリク・ウィルヘルム四世の弟、ウルレムは、戦を主張したり。然れども、宰相マンントイフルは之を不可とし、ロシアの仲裁を仰ぎしに、ニコラス帝は、立憲主義の勁敵なれば、一八五〇年、オルミツ會合に於て、徹頭徹尾、プロシアを曲とし、オーストリアを直として、舊聯合の猶、ドイツ

二般に有効なるを認めたり。ウルレムは、國を逐はれて、イギリスに到り、憤恨身に徹し、他日、位を繼ぐの日は、一戰して、會稽の耻を雪がんことを誓へり。是後、ドイツ帝國創業の明主たるウルレム一世なり。

第五十八章 ナポレオン三世

クリム戦争

一 フランスの第二帝國 ルイナポレオンは、已の權力を永久にせんと欲し、軍隊及政府の要路に腹心の士を置き、法皇に媚びて、僧侶の歡心を買ひ、勉めて、人民と國會とを分離し、一八五一年十二月二日、突然、國會の反對黨政治家を捕縛し、改正憲法の要領を公告して、以て、人民の一般投票に附し、多數の同意を得たり。新憲法に於ては、一切の國權を

(一)此新憲法に於ては、立法權も之を大統領に收めて、立法院は、あるも大統領に於て法律の發議、及裁可の權を取り、元老院は、大統領、其議員を指名し、憲法に關する問題を議決するの處と爲したり。

大統領に集めて、其任期を十年とし、一年の後、遂に、皇帝の位に登らんことを元老院より建議せしめ、再、國民の一般投票に附して、多數の同意を得たり。是より親王大統領は一躍して皇帝ナポレオン三世となれり。

二 東ヨーロッパと西ヨーロッパ 時に、西ヨーロッパに於ては、民主の氣運、昂まりつゝあるに反し、東に於ては、ニコラス帝、頑として之に反抗し、勇氣勃勃たりしかば、ナポレオン、帝位に登るも、常に輕蔑の意を表したり。而して、ナポレオン三世も、亦、内國の人心を收むるために、事を外國に構ふるの必要を感ぜしより、民主々義の公敵として、先、ロシアに當るの機會を俟てり。

三 クリム戦争の原因 イェルサレムに耶蘇の靈跡、數個あり。古來カソリック教會、ギリシア教會との間に保管の權を爭ひ

(二)其故は、トルコ國內には各地に耶蘇教民居住して同教地方官との間に紛議絶えざることなれば、ロシアが之を保護するの權を得んとするは、トルコの内政に干渉し、終に其國を奪はんとするものなればなり。

しが、トルコは、悉、其權を以てギリシア教會に附せしかば、ナボレオンは、僧侶の歡心を得るの必要より、其要請により、トルコと談判したり。然るに、ロシア帝は、トルコ國內に於けるギリシア教徒を保護するを名として、モルダビア、ワラキアを占領し、又、トルコの黒海艦隊を破砕したり。是、イギリス、フランスの默視すべからざる所なれば、一八五四年三月、聯合して、ロシアに宣戦したり。

節四 **セバストポルの役** セバストポルは、黒海に於けるロシア海軍の根據地なり。一八五四年、聯合軍、其背後に上陸して、之を陥れんとせしが、防禦堅牢にして拔き難く、時に陣中、惡疫起り、死者、萬を以て數へたり。翌年二月、サルヂニアの援兵到り、トルコも、亦、二萬を發し、ニコラス帝も憤死するに及びて、局面一變し、九月、セバストポル遂に陥れり。

節五 **パリ和約** 一八五六年三月、パリに公會を開きて、和約を議定し、(一)、トルコの獨立、及、領土保全を擔保し、孰の一國も、他の列國に謀らずして、トルコと戰爭するを得ざらしめ、(二)、各國軍艦の黒海に入るを禁じて、ロシアの此方面よりトルコを脅す路を塞ぎ、(三)、モルダビア、ワラキア、及、セルビアに自治の權を與へて、之を列國保護の下に置き、ロシアが、同教、又は、同人種の故を以て、此等地方を保護するの途を閉ぢ、(四)、トルコ國內の耶蘇教民は、之を列國に於て聯合保護し、獨、ロシアのみトルコの虐政を、干涉の口實となすことを得ざらしめたり。

節六 **六大強國** 此公會に於てロシア、イギリス、フランス、オーストリア、プロシア、サルヂニアの六國集まりて、トルコの處分を議せしより、ヨーロッパに大問題起る毎に、此六國の間に協議

(三)サルヂニアは、即後のイタリヤ王國なり。

を遂げ、果して、一致するときは、他の小國を顧みず、其決議を實行すること、自然の慣例となれり。故に、之をヨーロッパの六大強國と云ふ。

第五十九章
イタリア統一

第一 半島内部の状態　イタリヤ國民は、四分五裂せられ、北部のサルヂニアのみ獨立し、ロンバルヂア、ベネチアは、オーストリアに屬し、トスカナ、モデナ、バルマには、オーストリアの親族を封じ、中央に法皇の領國あり、南部は、ブルボン家のナポリ王國にして、人民、皆、專制政治に苦みたり。

第二 統一の困難　イタリア國民の振はざるは、一に此分裂に原因することなれば、憂國の士は、皆統一に志せしも、極めて困難なる原因、多々ありき。即ち（一）、オーストリアは、常に、兵

又ナボリ王國は、
又南シチリア王國と
云ふなり。シチリア
王國と云へるは、
シチリア島のみな
ナイター島の半島
の南に併呑せし
南部に併呑せし
に至りてシチリア
十三世紀の末に
は叛て獨立し、
發れる南イタリア
通常はナボリ王
國と呼びしも、
又シチリア王國と
も云へり。されば
シチリア王國との
合併せし時には、
シチリア王國と呼
しなり。

力を以て現状の紛更に反對し、(二)法皇は、外國、就中、フランスの兵力に依頼して、自國を防禦し、(三)統一論者の間に將來の政體につき、議論一致せざりき。

第三 **サルヂニア王國** イタリア數國の中、獨、サルヂニアのみイ
タリア土著のサボヤ家を君主に戴きたれば、統一は、此王國
を中心とするに如かず。由て、サルヂニアの名士カブールは、
王に勧めて立憲政體を立て、人民の權利自由を保護せし
めたるより、サルヂニアに靡く者、漸く多く、ガリバルヂーは、又、義
勇兵團を作りて、統一主義の爲に奔走したり。

第四節 **プロンビール密約** サルヂニアは、元貧弱の一小國なり。既に、一八四八年よりカロロアルベルト王、兵を出してオーストリア軍と戦ふと雖、常に敗れて功を奏せず。オーストリアに當るは、他強國の援助を得るに非ざれば能はざるなり。カ

(三)ガリバルデーは、共和主義を採りし爲國に至りては、南アメリカに至り、牧牛に従事したりしが、サルビアニアの憲政體を立つるに至り、許されて歸國せり。其兵其貴、南アメリカ牧牛の故にて赤衣衣を著す。

(四) ナポレオン三世の故にナポレオン一世の弟にして、ウエストフリア王子たりしセロニアの子をひて親王として、各國の帝王は其素性を疑ふて之に嫁するものなし故に此約あり
(五) ニース、サボヤはフランスに接する所なり

ブル此に見る所ありて、クリム戦争に兵を出だし聯合軍を助け、又、バリ公會の席に於て、オーストリア干涉の非を訴へたり。後、又、ナポレオン三世と、プロンビエールに會し、密約するに二事を以てす。曰、サルデニア王ビクトリオ・エマヌエロ二世の女をゼローム親王に配すること、曰、戦勝の後、サルデニアは、ロンバルディア、ベネチアを合併するに代へて、ニース、サボヤの地をフランスに譲ること是なり。然れども、極めて、之を秘密にせり。

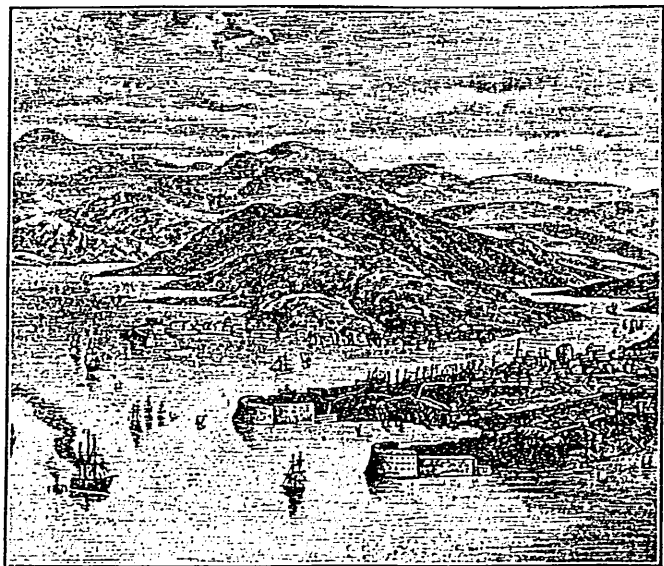
節五 一八五九年のオーストリア、イタリア戦争 一八五九年一月、マチルダ、ゼロームに嫁し、サルデニア、戦闘準備を爲せしかば、オーストリアは、之に解兵を迫り、其承諾せざるを見て、先、兵を擧ぐ。是に於て、フランス、サルデニア聯合して、オーストリアに宣戦し、六月四日、マジンタの戦にフランスのマクマホン

第三十八圖



ナポレオン三世

ニコラ一世

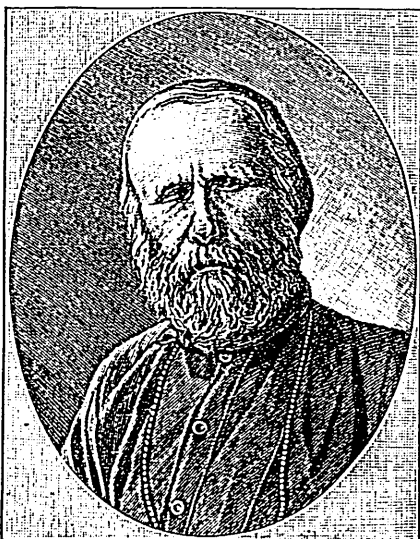


セバストポール

第三十九圖



ピクトル・オマエ・ヌエロ二世



ガリバリデ



カルー

將軍、大勝を得、續て、二十四日、ソルフリノの大戦に、三國君主出でて戦ひ、聯合軍、勝を制し、死傷、頗多し。時にナポレオン三世は、プロシアのオーストリアを援けんことを恐れ、オーストリア帝と和を議して、ロンバルディアのみをサルデニアに合し、トスカナ、モデナ、バルマの三國を、其舊主に返すことの條件を立て、ビクトリオ・エマヌエロをして之を承諾せしめ、後はニース、サボヤを併せたり。

六 **イタリア王國創業**　されど、イタリア人民は、皆、サルデニア王を戴て半島を統一せん事を願ひ、ガリバルディーは、シチリア島より起りて、ナポリ王を逐ひ、カプールは、サルデニア王に説きて、先、法皇領國を占領し、ナポリ、及、法皇領國人民の一般投票に問ひて、サルデニア王國に合併せんことを決せしめ、又、大に、法皇の領土を縮小し、僅に、ローマ府、及、近郊を残

したり。是に於て、イタリア半島中、ザルデニアに屬せざるものは、ベネチアとローマ府とあるのみ。一八六一年三月、全國より國會議員を召集し、ビクトリオ・エマヌエロ二世イタリア王の位に登れり。

第六十章 北アメリカ合衆國の經濟と

南北戦争 メキシコ、フランスの交渉

一節 北アメリカ合衆國の發達 北アメリカ合衆國は、買収、又は戦争によりて、次第に、其領土を擴張し、又、有利なる歸化條件を設けて、人民の移住を促し、ワシントンの遺訓に依り、ヨーロッパの外交事件に干渉することを避けて、海陸軍備の必要を減じ、人民の負擔を軽くし、其自由競争に依りて、無限の富源を開發せしめしかば、忽にして、世界の

強國となれり。

二節 南北事情の相違 北方の人民は、大抵、通商に従事せし

(一)英國は、長子相続にして、第二子以下は、自生計を求むるの必要あり

(二)初人口に割付けて、國會議員を選出するの數を定むるとき、奴隷には選舉を許さずといへど、之を人口中へど算し、故に南方は比較的に多く議員を出したり

が、イギリスの貴族子弟の來りて、大農を起さんとする者は、皆南方の氣候溫暖なる地を選び、奴隷を驅使して棉花、珈琲の培養に従事したり。而して、南方人は、通商に馴れざるが故に、北方人の手に由り、之をヨーロッパに輸出し、其坐らにして巨利を博するを見て、不快に堪へず。又、北方人は、南方人が、比較的多數の議員を國會に出だし、北方人の立法上の志望を妨害するを以て、南方人を怨みたり。恰、イギリスは、奴隷の耶蘇敎の德義に背くを主張し、各國、又、皆、之を廢したる後なれば、合衆國も之に倣ふべしとの議は、北方人の間に、益、勢力を得たり。

三節 南北戦争 奴隷廢止論は、久く行はれざりしが、一八六

○年、北方廢止論者の推す所のリンカーン大統領に當選したるに因り、南方の十一州は、袖を連ねて合衆國より分離し、別に聯合政府をリチモンドに立て、ジェファーソン・デービスを大統領に選みたり。是より四年間、南北戦争と爲り、互に勝敗あり。一八六五年、リンカーン、刺客に斃されたるも、北軍全勝ち、憲法を改正して、奴隸を廢し、黑人にも選舉權を有せしめたり。

四 **ナポレオン三世の南アメリカ政策** ナポレオン三世は、合衆國の内亂を利用して、南アメリカにフランスの權力を扶植せんとし、之が爲に、先、中アメリカの一國に據りて北アメリカ人の南侵に備へ、以て、南アメリカに對するフランスの勢力を大にすべしとなせり。

五 **メキシコ帝國** 中アメリカのメキシコ、財政困難に陥り、ヨ

ーロバの債權者に對し、公債の義務を果すことを得ざりしかば、一八六一年、イギリス、フランス、イスパニアは、兵を送りて辨償を強制せしが、事終るの後も、獨、フランスのみ、其兵を撤せず、益、之を進めて、首府を占領し、共和政府を倒して帝國を立て、オーストリア帝の弟、マキシミアンを、其位に即け、フランス兵をして、之を守護せしめたり。然るに、幾もなく、南北戦争、終結し、合衆國は、フランス兵の撤兵を求めければ、ナポレオンは、一八六七年、已むなく、之を容れ、メキシコ共和軍は、是に於て、忽、蜂起してマキシミアン帝を擒にし、之を銃殺したり。

第六十一章 シュレスウヒ、ホルスタイン

事件 ドイツ、オーストリアの戦争

節一 二州の土地人民 シレスウヒ、ホルスタインの二公國は、中古よりデンマルク王、其君位を兼ねるも、其住民の多分は、ドイツ人なり。而して、デンマルク王は、ホルスタイン公の資格を以てドイツ聯邦に加はりたり。

節二 デンマルク繼嗣問題 二州のドイツ人は、人種獨立運動の盛なるにつれて、獨立せんと欲したる外に、特別の原因ありて、デンマルクに服することを拒みたり。即、ドイツ民族の古法は、女系の相續を認めざるに、デンマルクの習慣は、之を認め、其王フレデリキ七世、男子なきより、女系のクリスチアン親王をして位を繼がしめんとしたること、是なり。

節三 二州の分離運動 是を以て、二州のドイツ人は、一八四八年以來、屢、デンマルクと戦ひ、プロシアは、之を助けたるも、オーストリアの爲に妨げられて、其目的を果すことを得ざ

りき。然れども、デンマルク王は、ドイツ聯邦に向ひ、決して、二州をデンマルクに合併せず、別國として、特に、憲法を作ることを誓へり。

節四 ウルレム一世 一八六一年、ウルレム一世、プロシア王の位を繼ぐ。王、若年より隊伍に在り、頗、軍事に長ず。プロシアの曩に、オルミツに於て、屈辱し、近ごろ、又、シレスウヒ、ホルスタイン事件に於て、オーストリアに凌駕せられたるを見て、憤慨に堪へず、早く、軍備を擴張して、此恥を雪がんとせり。

節五 ビスマルク、モルトケ、ローン ウルレム一世、軍備を擴張せんとするも、議會、其經費支出に反對して、如何ともすべからず。是に於て、保守黨の名士、ビスマルクを外交官中に擧げて、宰相とし、又參謀總長にモルトケを擧げ、陸軍大臣にローンを擧げて、畫策せしめたり。

(一) 第五十八章第六節終焉

第六 ドイツ聯邦改造 既にして、ドイツ聯邦改造の論また起る。ビスマルク、議會に斷言して曰、今日の急務は、オーストリアをして聯邦以外に退かしむるに在り。是、談判の能くする所に非ず。唯鐵血あるのみと。是に於て、鐵血宰相の名あり。卽、議會の協賛を俟たずして、軍備擴張を決行し、プロシアの威、大に振ふ。

節ヒ 一八六四年デンマルク戦争 一八六三年、クリスチアン九世、新に、デンマルク王となり、シレスウヒ州を全く、デンマルクに合併したり。是に於て、オーストリ、アプロシアはドイツ聯邦の名に於て宣戦し、共に、デンマルクを討破り、一八六四年のウーシ和約に於て、シレスウヒ、ホルスタインを二國に割取したり。

節八 オーストリア排斥の外交 此戰に於て、プロシア陸軍の

優勢は、證明せられ、國會、亦、擴張に同意せしかば、ビスマルクは、二州の處分問題を以て、オーストリアと分離せんことを企て、先、オーストリアと、プロシアに於て、一州を共有するの約を立てたるに、果せる哉、オーストリアは、此約に背きて、二州を獨立せしめ、自、其保護者たらんとしたり。是に於て、プロシアは、オーストリアと、開戦するの口實を得たり。

第九節 開戦前の外交　ビスマルクは、外交上に於ても、緻密に畫策し、既にポーランド事件に於て、ロシアの同情を買ひたれば、更にナポレオン三世と會見し、利を以て之を誘ひて、中立を諾せしめ、イタリヤと同盟して、與に、オーストリアを伐ち、ベネチアをオーストリアより割きて、イタリヤに與へんとせり。

(二)一八六三年、ポ
ランドに最後の叛
亂あり、オーストリ
アは、陰に之を援
け、nシアは鎮定に
苦みし時、ピスマル
ク兵を、nシア、ポ
ランドの國境に出
だして、nシアに應
援したり。

一八六六年のオーストリア・プロシア戦争

月、プロシア先、北ドイツに於て、プロシアを中心とする聯邦に不忠なる、ハンノフル、クルヘッセン、サクソニアを占領し、急に軍を進めてボヘミアに入り、七月三日、サドワ大戰に全勝を得たり。時に、開戦の後、僅に八日なり。

^{十一} **ブラーグ和約及ベルリン談判** 八月二十三日、ブラーグの和約に於て、オーストリアは、舊來のドイツ聯邦を解散して、新聯合以外に退く事、並に、シレスウヒ、ホルスタインを、プロシアに合併することを承諾したり。又、プロシアは、此戰に於て、オーストリアを援けたる南ドイツの諸國と、ベルリンに於て、談判し、償金を收め、土地を割き、全く、ハンノフル、及、クルヘッセンを合併し、サクソニアの領土を削れり。イタリアは、海陸に於て、オーストリア軍に敗られたるに拘はらず、又、新に、ベネチアを併すことを得たり。

^{十二} **北ドイツ聯邦、並、國稅、及、軍事同盟** 一八六七年七月、北ドイツの二十二個國は、北ドイツ聯邦を組織し、プロシア國王を以て、聯邦盟主とし、ベルリンに聯邦會議、及、ドイツ國會を開き、ビスマルクを聯邦宰相に指名したり。南ドイツのバワリア、ウルテンベルヒ、バーデンも、亦、北ドイツ聯邦と、關稅同盟を結び、又、軍事規約を設けて、戰時には、プロシア國王を全同盟軍の統率者と仰ぎ、其計畫に依り作戰することを承諾したり。

^{十三} **オーストリア、ハンガリア君主國** オーストリアは、此戰敗の結果に因り、一大改革を行ふの必要に迫り、一八六七年、ハンガリアの分立を認めて、獨立の王國と爲し、オーストリア帝、其王位を兼ね、軍事、外交、其他兩國共通の政務は、聯合政府に於て、之を處理する事となせり。

第六十二章 ドイツ、フランスの確執

ドイツ帝國

節一 ナポレオン三世の逆境 ナポレオン三世が、一八六六年の戦争に中立し、徒に、プロシアをして、ドイツの最強國たらしめたるより、彼の意は、復、ヨーロッパに行はれず、且、彼は、ビスマルクに、其約する所の報酬を要求して、之を得ること能はず、加ふるに、メキシコに於ける不首尾^三ありて、内外の威信、頓に墜ち、頗、逆境に沈みたり。

節二 ルクセンブルグ事件 ベルギーの東南なるルクセンブルグは、オランダ王、其君位を兼ねるも、ドイツ聯邦に屬し、プロシア兵を以て、之を守備せしが、ナポレオン三世は、人望を恢復する爲、其地をオランダ王より買取するの約を爲せり。然る

(一)此約束の内容は、歴史に傳はらず。ナポレオン三世は、プロシアの保護を執るか、又は、ベルギーをフランスに合併することと承諾するかの、一なりしことなり。
(二)第六十一章七八節參照

に、ビスマルクは、一個人として、之に賛成しながら、プロシア政府の名を以て、反對を唱へしより、一大紛議を生じ、外國の仲裁に依り、プロシアの兵を撤し、ルクセンブルグを永久中立とするに至れり。是に於て、ナポレオン三世のビスマルクを怨むこと、益、甚し。

節三 プロシア、フランス戦争の近因 ナポレオン三世は、フランス陸軍の優勢を信じ、又、オーストリア、イタリアの應援に依頼して、プロシアと一戦するの機會を俟ちぬ。時に、イスパニアに革命あり、新政府は、プロシアの親戚なるホーヘンツォーレルン家のレオボルトを迎へて、王とせんとせしより、ナポレオン三世は、之を嫉み、議會を煽動して、戰意を起さしめ、又、プロシア駐劄の大使に命じ、レオボルトの承諾取消をプロシア王に要求したり。時に、プロシア王は、エムス溫泉場に

七 **ベルサイユ豫定和約** 一八七一年二月二十六日、フランスのベルサイユ宮中に於て、豫定和約に調印し、五月、之を議定す。之に依り、フランスは、エルサス、ロートリンゲンの二縣をドイツに譲り、三年内に五十億フランの償金を納むべきを諾したり。

(六) フレデリック王の位に即きしは、實に一八七〇年一月十八日、ベルサイユ宮中の大本營に在りて、ドイツ皇帝となりしは、之より百七十年の後に當る。

八 **ドイツ帝國** 是より先、一八七一年一月一日、北ドイツ聯邦と、南ドイツ各邦とを合し、一の帝國と爲すの條約成り、十八日、ウルレム一世、ベルサイユ宮中の大本營に在りて、ドイツ皇帝の位に即きぬ。三日、ベルリンに、帝國議會を召集し、帝國憲法を議定す。帝國は、全國二十六邦より其議員を選出す。ビスマルク、プロシアの内閣總理を以て、帝國宰相に任命せられ、ドイツ統一の事業、茲に完成せり。

九 **フランスの第三共和政府** フランスに於て、豫定和約を

批准する爲に、召集したる國民會議は、國民の主權を代表し、護國政府の任務を解きて、共和政體を立て、チエールを第一回大統領に選舉したり。之を現在第三共和政府とす。チエールは、刻苦經營、國力の回復に勉め、期に先ちて、ドイツの償金を辨済し、三年の後、職をマクマホンに譲れり。

十 **イタリア統一の完成** イタリアは、ローマを得て、此に都せんとしたるも、奈何せんフランス、法皇を保護し、ナポレオン三世の權勢ある間は、到底、動かし難かりしが、セダンの事あるや、イタリア人民は、直に、ローマを占領すべきことを強請したり。因りて、ビクトリオエマヌエロ王は、各國に意を通じ、其異議なきを見て、九月二十日、遂、之を占領し、後、都を此に遷し、イタリア統一の業を完成したり。

十一 **ローマ法皇の位地** 法皇は、故なく、領土を奪略された

(七) フランスは、曾、ローマ駐屯の兵を引くに當り、イタリアを占領せざるを約束せしめたり。

るを以て、決して之を承諾せず、盜賊を以て、イタリア王を目し、之と一切の交際を絶てり。イタリアは、法皇保護の法律を作りて、各國と獨立君主の交際を爲すを許せり。

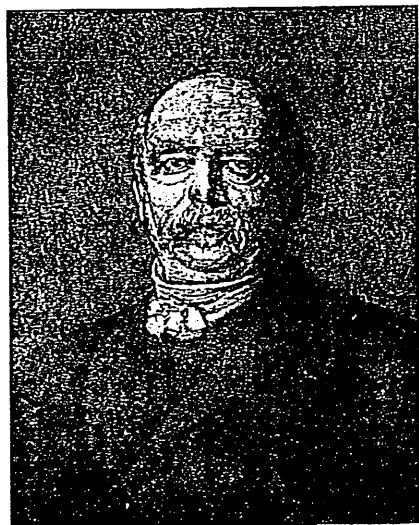
十二節 ロシアの黒海主權回復 イタリアのローマ占領の後、數日にして、ロシアは、各國に通牒し、パリ條約の中、其黒海に海軍を置くことを禁ずるの條項は、ロシアの主權を制限するが上に、ロシアを危険の地位に置くものなるを理由として、之が廢棄を申出でたり。而して、イギリスは、是、ロシアとプロシアとの提携に基くことを探知して、敢て、之に反對せざりき。是より、ロシアは、再、其バルカン半島に對する志望を行ふを得たり。

(八)各國の領海に、
自國の軍艦を置く
は、其主權に屬する
自由行為なり

第十四圖



世ームレリウ



クルマスビ



ケトルモ

第十四圖



ルプーフ・ルーユジ



ルーエチ



タッペンガ

(一)此時迄、農民は、
皆帝室又は貴族に
即地主の奴隸にし
て牛馬の如く使役
せられ、智力發達せ
ざりしが故に、大に
ロシアの文明進歩を
妨げたり

第六十三章 ロシアとバルカン半島

フランスのオニス占領 イギリスの

エジプト占領

節一 ロシアの收買主義 ロシアは、クリム戦争に國力を糜費して以來、ヨーロッパ中原の問題には、干涉せず、鵬翼を收めて、民力の休養に勉め、アレクサンドル二世は、一八六一年、詔を發して國中、四千五百萬の奴隸を解放したり。然れども、此の如きは、他日、大に雄飛せんが爲にして、同時にアジアに向ひて、膨脹を試みたるのみならず、バルカン半島に對しても、竊に、策略を施しつゝありき。

節二 パンスラウズム 近世に於て、各國のスラブ民族間に一種の運動あり。稱してパンスラウズムと云ふ。即ちヨーロッパ東部に

(二)ロシア人、ポーランド人、オホミア人等、皆スラフ民族に属し、就中バルカン半島の聖職教民はセルビア人、モンテネグロ人、アルバニア人、ブルガリア人、ボスニア人、ヘッセルン人等、皆此民族に属するなり。

ある、すべてのスブラ民族^(三)を團結して、一大勢力を作らんとするの主義を云ふ。初、ニコラス帝は、其運動を禁制せしが、アレクサンドル二世に至り、バルカン半島政策の爲に、却て之を利用せり。

三 **ロシアのバルカン政策** バリ條約は、全、ロシアのトルコに干涉する途を塞ぎたり。故に、敢て干涉するときは、列國の反對を招くと雖、若、バルカン半島のスラブ民族にして、自獨立し、別に一國を爲すときは、之を保護するは、バリ條約の違反に非ず。是を以て、ロシアは、バンスラウズム運動を獎勵して、ブルガリア人の爲に、寺院を建て、學校を開き、或はブルガリア少年を、ロシアに於て教育し、又、セルビアに軍人を派遣して、其軍隊を練習せしめたり。

四 **三帝同盟** ロシアの外務大臣ゴルヂコフは、バルカン政策

(三)三帝同盟に加はるは、バルカン半島の諸國に非ざりしと雖、之に同意なく唱ふるは、其バルカン加盟したるなり。

の實施を以て畢生の事業と爲し、ビスマルクと提携し、ロシアは、ビスマルクのドイツ聯邦改造を傍觀して、暗暗裡に之を賛くるに代へて、ビスマルクをして、先、黒海に於けるロシアの主權、回復に賛成せしめたり。然れども、ドイツにして、ロシアのバルカン政策を助くるときは、オーストリアの反對を買ひ、ドイツ帝國の守成に害あるが故に、ビスマルクは、戦後、方針を改め、一八七二年、ベルリンにドイツ、ロシア、オーストリアの三帝を會し、トルコ問題は、三國協議して、決定するの約を爲したり。是、ロシアの本志に非ず。ゴルヂコフは、より、ビスマルクを怨めり。

五 **バルカン半島動亂** 一八七五年、ボスニア、ヘルゼゴビナのスラブ人、トルコ地方官の虐政に堪へずして反し、セルビア人、モンテネグロ人、之に應援す。由て、三帝同盟は、トルコに行

政改良を勸告したるに、外國干涉を怒れるトルコ人は、却て激昂し、外國領事を狙撃し、數千のブルガリア人を虐殺して、頗る残酷を極めたり。是に於て、ロシアは、單獨に、兵を發してトルコを脅懾せんとする旨を各國に通じたるも、イギリスは、之を聽かず、爲に、談判滯滞せしが、一八七七年、ロシアのコンスタンチノブルを占領せず、スエズ運河の航通を妨げざるを條件として始めて同意したり。

六節 一八七七年、八年のロシア、トルコ戦争　ロシア軍、遂に一八七七年四月を以て、トルコに入る。トルコの名將オスマン・パシア、ブレブナの嶮に據りて能く防ぎ、ロシア軍をしてバルカン山を踰えしめざりしが、十二月、其陷るに及て、翌年一月、ロシア軍は、アドリアノブルに迫れり。是に於て、イギリスは艦隊をマルモラ海に容れ、コンスタンチノブルの防禦に備

(四) サンステフノはコンスタンチノブル郊外の海岸にある一小村なり。

えたり。

七節 サンステフノ和約　三月、ロシアは、イグナテフ將軍をして、トルコの請和使と、サンステフノ^(四)に會し、和約に調印せしむ。此條約に於て、ヨーロ、バ・トルコの十分の七、八を割きて、大ブルガリア國と爲し、ロシア、之に對して、保護の權を取り、又、ロマニア、セルビア、モンテネグロを獨立せしめて、其領土を増加したり。

八節 ベルリン公會　大ブルガリア國の建設は、殆どトルコをしてアジアに退縮せしむると同一なれば、イギリスの宰相デズレーリは斷じて、之に反對し、イギリス、ロシア將に、開戦せんとせしが、ビスマルク、仲裁を容れて七月、ベルリンに公會を開き、ブルガリア國を縮小して、バルカン山の北に於けるトルコの外藩とし、ロマニア、セルビア、モンテネグロの獨立を公認す

るも、其領土増加は、之を削減し、ボスニア、ヘルゼゴビナは、オーストリア、トルコに代りて、之を支配し、イギリスは、別約に依り、地中海のキプロス島を占有することゝなれり。

九 フランスのチュニス占領 イギリスのキプロス占有は、其地中海に於ける勢力を、大にするものなるが故に、フランス

(五) チュニスは、アフリカの北岸に於て、フランスの殖民地アルジェリアの東に在り。

は、不平なりしが、ドイツの斡旋に依りフランスも、チュニスを占領するの承諾を得、一八八一年、之を實行せり。

十 イギリスのエジプト占領 又、エジプトは、一八七五年以後、財政困難に陥り、外國の干渉を受け、イギリス人、フランス人をして、其財政を管理せしむるに至りしが、一八八二年、干渉を怒れる官吏兵士は、アラビヤを推して外人排斥の軍を起し、洋館を毀ち、外國商人を虐殺したり。是に於て、イギリスは、フランスの躊躇せるを見て、單獨、エジプトを占領

(六) イギリスのエジプトを占領せしは、其スエズ運河を領有するを以てイギリスの印度交通の爲に極めて重要なるに因る。

し、以て今日に至れり。

十一 一八八五年のブルガリア事件 一旦、建設せられたる

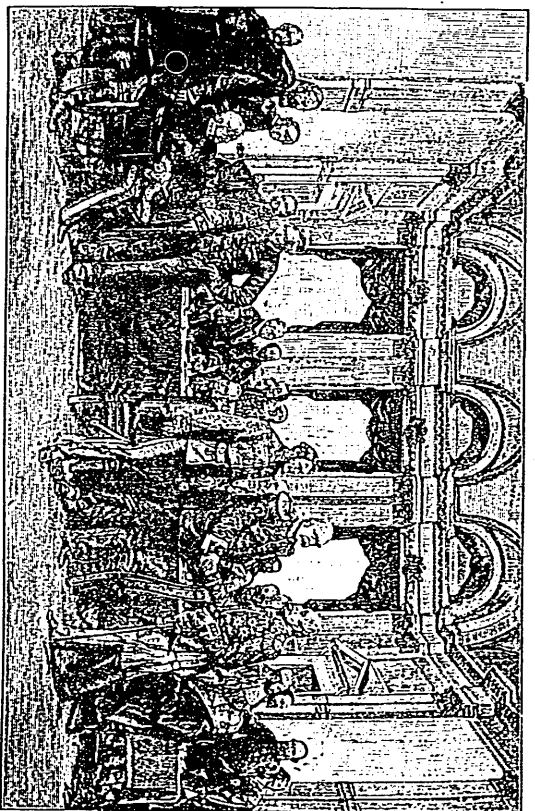
大ブルガリア國は、ベルリン公會に於て縮小せられしが、バルカン山の南にもブルガリア人多く、居るを以て、新ブルガリア國は、之を合併せんと欲し、一八八五年、トルコ、及、六大強國の同意を得ずして、合併を實行したり。而して、ロシアは、己の力に依るに非らずして、ブルガリアの膨脹するを欲せず、合併に反對せしが、イギリスは、ロシアの力に依らざるブルガリアの強大ならんことを願ひて、之に賛成せしより、一大紛議を起せしが、ドイツの仲裁に依り、バルカン山の南に、東ルメリアと稱する一地方を區畫し、ブルガリア公をして其知事を兼ねしめて落著せり。

十二 一八九六年トルコ、ギリシア戦争 ギリシアは、一八七五

年以來の變亂に乗じ、ギリシア種族の居住する近隣地方、及島嶼を占領せんと欲せしが、六大強國は、戰亂を限局する爲、之を制止し、約するに、他日、其領土を擴張すべきを以てし、ベルリン公會に於て、之を議事録に記入したり。然れども、トルコは、之を承諾せず、六大強國も、爲に、周旋せんとせざるに因り、ギリシアは、トルコ地方官の虐政に對し、同種民族を救ふを名とし、一八九六年、軍を起したり。然れども、戦利なく、列國の仲裁に依り、テサリアの土地を割き、トルコに償金を拂へり。

第三十回

命公バリスム



リーベス
ーシラドニア
クルマスビ
ニコラエ
フロリム

第 四 十 三 圖



デ ス レー



ゴ ル チ ャ フ



ア ド ラ シ

第六十四章 三國同盟と二國同盟

節一 **ロシアの不平** ゴルヂコフは、イギリスの故障の爲に、バルカン政策の半不成功に歸したるを見て、其罪をドイツ、オーストリアが、ベルリン公會に於て、ロシアに不實なりしに歸し、新聞紙をして陸軍部内を煽動せしめ、軍隊をドイツ、オーストリアの國境に集中し、又、フランスと結びてドイツに寇せんとするに至れり。

節二 **ドイツ、オーストリア同盟** ビスマルクは、之を機會として、一八七九年、オーストリア宰相、アンドラシーと、ガスタインに會見し、オーストリアが、ロシアの侵襲を受くるときは、ドイツは、オーストリアを援け、ドイツが、フランスの侵襲を受くときは、オーストリアは中立し、若、ロシアにしてフランスを援くると

きは、オーストリアは、進んで、ドイツを援くるの規約を締結したり。

節三 三國同盟 イタリアは、ローマ法皇の復讐を恐れて、常に、ドイツに心を寄せしが、一八八一年、フランスのチニスを占領するに至り、チニスは、イタリアの對岸にして、其國民の大に望を囑せし所なりければ、内外政治の爲に、孤立の甚、不利なるを悟りて、遂に、ドイツ、オーストリアの同盟に加入せり。是に於て、三國同盟成立す。

節四 ドイツ、ロシア中立密約 三國同盟の目ざす敵は、ロシアと、フランスなれば、此二國も、亦、同盟して、三國同盟に備ふべき理なれど、其直に、此に至らざりしは、國體を異にする、と、一八八一年、アレクサンドル二世、虛無黨の毒手に斃れ、アレクサンドル三世立つに至り、虛無黨鎮定の必要上よりド

(一)相互中立の秘密條約とは、二國の一方が他國と開戦するとき、他の一方、中立して外交上互に相助くべしとの條約を謂ふ。

(二)但フランス、ロシア同盟の條約は、尙秘密に屬す。

イツと、親むの主義を取り、ゴルチコフを斥けて、ギールスを外務大臣に擧げたるに因る。一八八四年、アフガニスタン國境問題に關し、イギリスと開戦の機、迫るに至り、ロシアは、六年を期限として、ドイツと相互中立の秘密條約を締結したり。

節五 二國同盟 一八九〇年、中立密約滿期に至り、ビスマルクも辭職したるが、ロシアは、バルカン政策の到底、急速に行はれず、又、印度洋に出でんと欲せば、イギリスと戦はざるべからざるを思ひ、其方略を一轉して、シベリアに鐵道を布設し、大平洋に出づるの大計畫を定め、此爲、經濟上に於て、フランスの助力を得るの必要あるより、遂に、ロシア、フランスの同盟を結ぶに決し、一八九一年、フランス艦隊のクロンスタト訪問を以て之を世界に公表したり。

第六十五章 ヨーロッパの膨脹

(一) 征服(又は合併)とは他國の主權に屬する土地を奪略するの謂にして、分給は、一部分の征服なり、殖民とは、未開の土地に強國の人民を移住せしめて、之を開拓するを謂ひ、居留とは、通商の爲に自國人民の居住地を設くるを云ふ。占領とは、君主ある土地に強國の軍隊を置き、之を支配するを謂ひ、保護とは、強國弱國を隔れて保護の名義の下に其命を受けしむるを云ふ。

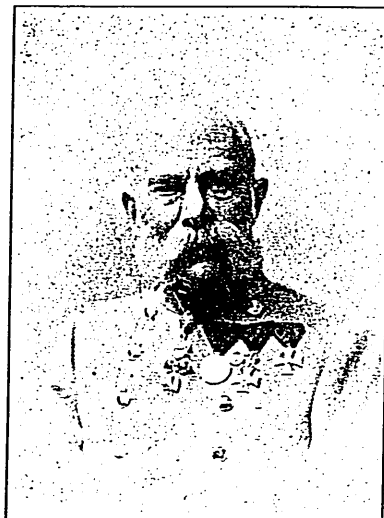
(二) 此時迄地中海より紅海に出づるには、驢馬に頼ちて、アレキサンドリアよりスエズに出でしなり。

一 膨脹の意味及方法 近世の歴史に於て、ヨーロッパの各強國が、漸次、力をヨーロッパ以外の國に及ぼして、之を其權下に取入れんとするの行爲を、其膨張と云ふ。膨張に種々の方法あり。曰、征服、分割、曰、殖民、居留、曰、占領、保護是なり。

二 スエズ運河開鑿 アフリカ回航の航路發見は、第十五世紀以後に於ける、各國の海外膨脹に、重大の關係を及ぼせしが、スエズ運河の開鑿は、ヨーロッパをして更に重大なる膨脹の便を得せしめたり。スエズ運河は、フランス人レセブスが會社を起し、エジプトの地を借りて、開鑿せし所にして、工事に十年を費し、一八六九年に峻工せり。

三 各國のアフリカ殖民 アフリカは、喜望峯回航々路の發

第四十四圖



帝フセヨ・ツンラフ



皇女アリトクビ



世三ルドンサクレア



世二ルドンサクレア

(三)一八九八年の
フランス事件は、此
兩箇の衝突に起れ
り。即ちフランスは
アフリカ四岸の殖民

見以來、ポルトガル、オランダ、フランス、イギリス、其海岸に殖民
し、革命の亂に、イギリスは、喜望峯殖民地をオランダより奪
ひて、之を擴張し、フランスは、ルイフリブの時、アルジェリアを征
服したり。又、近時に至りて、イギリスは、エジプトを占領し、フ
ランスは、チュニスを保護せり。第十九世紀の中頃、スモトランド
の宣教師、リビングストン、アフリカ内地に入りて、數年探檢に
従事し、其所見をヨーロッパに報道せしより、ヨーロッパは、初て、
内地の状態を知り、スタンレー、亦、リビングストンの跡を追ひ
て、三度、アフリカに往來し、コンゴ、及、ニル水源の良地を探檢
して、無盡藏の富源をヨーロッパに紹介せり。爲に、一八八三年
以後、各強國の間にアフリカ殖民熱、勃興し、イギリスは、ニル
河流に沿ひて、アフリカ縦斷の策を取り、フランスは、其中部
を横斷するの策を取り、ベルギーは、コンゴ河盃に永久中立

地と東岸の植民地とを連結する爲、メルシアン大尉をしてフランスを占領せしめたるに、イギリス抗議を唱へ、堅く取り戻さず、殆ど戦せんとして、フランス遂に譲歩したり。

のコンゴ自由國を開けり。一八九五年に、フランスは、マダガスカルを保護國としたり。

四 イギリスの南アフリカ二共和國征服 初、イギリスが南アフリカに於けるオランダの植民地を合併するや、其住民の一部分は、イギリスの治に服せず、北遷してトランスバール、オランジの二共和國を開きしが、後、其地に金鑛、及、金剛石を發見したりしかば、イギリス人盛に、此に移住し、富源を開發して、國稅の大半を負擔するに至りたり。然るに、政權は、少數の土著人、之を專有し、外來のイギリス人に分與せざりしより、爭、起り、イギリスは、一九〇二年、遂に、之を征服したり。

五 イギリスの印度政策及其征服 イギリスの印度各地の

(四) 第四十六章 第三
第四節 第五節 參看

上に保護權を振ふに至りし歴史は、前に述べたり。一八五

七年に、印度土人の叛亂ありしを以て、政府は、激戰の末、遂に之を鎮定し、東印度會社を廢し、一八九八年、印度總督府を置けり。ヂスレーリ、宰相となるに及び、大に、印度政策に重きを置き、印度人をして、イギリスの強大を感知せしむる爲、皇太子をして行列を盛にして印度を巡廻し、土著諸侯の朝覲を受けしめたり。又、一八七六年には、議會の決議を経て、印度皇帝の尊號をビクトリア女皇に上り、降て、一八八五年に緬甸を討て、之を合併したり。

六 イギリスのアフガニスタン遠征 陸路、ヨーロッパより印度に出づるは、中央アジアのメルフ(木鹿)より、アフガニスタンのヘラト(也里)に出で、カンダハル、カブール(高附)を経て印度の國境に達するを順路とす。されば、イギリスのアフガニスタンを保有するは、印度の安全を保護する爲、欲くべからざるの

(五) 古來大軍が率ゐて東西せる者、アレクサンドル王の如き、成吉思汗の如き、皆、此通路を採りたり。

要件なるが故に、夙に其征服を企て、一八三八年、ドストマホメドをカブールに伐ちて、之を降せしが、一八四一年、カブール人、反て、在留のイギリス人に撤退を強迫し、數多のイギリス人は、山道に於て、敵襲に遭ひ、饑寒の爲に悉死しければ、イギリス兵、之に復讐し、再、カブールを陥れたり。是より、ドストマホメド、死に至るまでイギリスに忠實なりしが、子、セール・アリ・カンに至り、ロシアに好を通ぜしかば、イギリスは、一八七八年に、第二のアフガニスタン遠征軍を起し、ロバート將軍をしてカブールを占領せしむ。セール・アリ・カンの死後、アブダラー・マン・カンをアフガニスタンの君位に上し、爾來年々、一定の軍用金と、兵器とを送り、アフガニスタン人をして、自、其國防に備へしむるの主義を取れり。

七節 フランスの安南東京保護 フランスは、一七八七年に安

南の化南港^{ホムド}に居留地を置くの權を得しが、後、外國人反對運動起りて、中絶せしを、ナポレオン三世に至り、再興し、一八五八年、安南を征して、翌年、柴棍^{チャク}を占領したり。フランスは、又第三共和國に至り、一八七四年、紅河を溯りて清國に入るの商路を開かんと欲し、其河口の河内^{ヘン}、海防^{ハイフン}を開かしめしが、安南政府、條約を實行せず、却て、之を取消さんとせしより、數年に渉る葛藤を生じ、フランスは、東京^{トウキョウ}に遠征軍を派し、一八八三年、艦隊を以て安南の都に迫り、安南をして、フランスの保護に據るの條約を締結せしめたり。然るに、清國は、安南を己の外藩なりとして、此條約を認めざるより、一八八四年の戦争と爲り、フランスの艦隊は清國の南洋艦隊を破碎し、臺灣に上陸せんとしたり。翌年六月、約、成り、清國も遂にフランスの安南保護を認めたり。

八 節 ロシアの中央アジア征服

ロシアは、クリム戦争以後、ヨーロッパに於てこそ、收翼主義を取りたれ、中央アジアを征服して、支那、印度に出づるの策は中止せず。一八六一年以後、北部トルキスタンを征して、タシケント、ホーデンド(俱戰提、サマルカンド)颯棘建を陥れ、一八七三年には、ヒバを征服し、一八七六年には、コーカン(敖罕)を併して、遂に、フルガナ(怛提)の良地に由り、支那に通ずるの途を得たり。一八七八年、トルコ戦争の後、南部トルキスタンの征服に力を傾け、一八八〇年、スコベレフ將軍をして、裏海東岸より進み、行く行く、鐵道を布設して、一八八四年には遂にメルフ(木鹿)を占領したり。是、アフガニスタンを危くし、延て、印度に及ぼすものなれば、イギリスの輿論は、いたく政府の無能を責め、グラッドストーン宰相は、ロシアと協商して兩國の委員を派遣し、實地踏

査を以て、アフガニスタンの國境を畫定せしめしが、中途にしてロシア軍、アフガニスタン内地の一要害地を占領したるより、二國の平和、殆、破れんとし、一八九五年、境界線、漸に確定したり。

九 節 各國の極東膨脹

支那は、一八四〇年の阿片戦争以來、ヨーロッパの各國、及、北アメリカ合衆國と修好條約を結び、日本は、一八五三年、ペリ來り、翌年、又合衆國と修好條約を結びし以來、之を他の各國にも許すに至れり。朝鮮は一八七五年、江華灣事件に起因し、日本より之に迫りて、修好條約を結ばしめしが、ヨーロッパの各國も亦、之に倣へり。初、日清韓の三國に對するヨーロッパ各國の膨脹政策は、征服分割を主とせず、大抵、通商の爲に港津を開きて、外人の居留を許さしむる主義を取りたりしに、一八九四年より一八九

（六）極東とは日本支那朝鮮ないふ第十世紀以來、ヨーロッパ人の極東に往來せし事は第四十三章に於て述べたり。

五年に於ける日清戦争に至り、支那の抵抗力なきを證明し、且、日本、先、臺灣を合併したるより、ヨーロッパの各國も先を争ひて支那を分割せんとし、租借を名として、其土地を割かんとするに至れり。是に於て、所謂極東問題起れり。

第十節 ロシアのシベリア政策 又ロシアは一六八九年、ネルチンスク條約を以てシベリアと清國との國境を定め、降て、ニコラス一世に至り、ムラビエフを拔擢して、シベリア經營に當らしめ、ムラビエフ、一八五〇年を以て黒龍口にニコライエブスクの軍港を開き、一八五八年の愛琿條約を以て清國より黒龍江地方を得たり。後、二年、イギリス、フランス聯合軍の北京を陥るゝ時、ロシアは、イグナチフ將軍をして仲裁の勞を取らしめ、其報酬として清國より烏蘇里江を境として、日本海に達する多くの地を得たり。因て、一八七二年、ニコライエブ

スクの軍港をウラヂポストクに移し、千島を以て日本の樺太と交換したり。而して、アレクサンドル三世に至り、シベリア鐵道を延長して、ウラヂポストクに達せしむるの大計畫を起し、日清戦争の後、ドイツ、フランスと與に清國の爲に干涉して日本に迫り、遼東半島を還附せしめ、ロシア、自、之を租借してシベリア鐵道を此に延長したり。

第十一節 北アメリカ合衆國の國是變更と大平洋 北アメリカ合衆國は、國土廣漠にして地を他に求むるの必要なく、且、他の領土を得んとするときは、陸海の軍備を盛大にせざるべからずして、之を盛大にするときは、共和政體を危くするの虞あり、又、多く不生産的の支出を要するを以て、従てアメリカ大陸以外に膨脹を試みざるの國是を取りしが、近年に至り極東は、將來各國産業の爲に重要の大市場た

ること明瞭なるに至り、合衆國獨退守するときは、徒に、他の列國をして此好市場を占有せしむるの形勢、逼迫せるに因り、合衆國も、亦遂に一八九七年、ハワイを合併し、翌年、キューバの獨立戰爭に干涉し、イスパニアと戦ひて、遂に、フリピン諸島を合併するに至れり。

第六十六章 第十九世紀の文明及

思潮 世界に於ける日本の地位

一節 フランス革命の主旨 第十九世紀に於けるヨーロッパ、アメリカの大變動は、フランスの革命、其機端を爲したること、亦争ふべからざる事實なり。革命の事、多く言ふに忍びざるものありと雖、亦、人世發達の一大關節として、深遠の旨趣あり。即、他なし、君主專斷の意志を以て人民の發達を謀

ることを止め、各個人民をして、自、其發達に備へしむるの主義を採り、總べて、此發達の自由を妨ぐる舊來の制度を排除するに勉めたる事、是なり。

二節 立憲主義 革命の第一結果として、起りたるものを立憲主義とす。其要は、個々人民の發達を自由にするの要件たる人權を保護し、人民をして、其發達を目的とする國家の立法に參與するの權を得せしむるに在り。此主義は、革命以前、既に、北アメリカ合衆國の獨立により實行せられ、ナポレオン一世の時、ヨーロッパの各國に傳へられ、反動時代に於て、一旦、閉塞したるも、西ヨーロッパに於ては、屢々乎として進み、フランスの第二、第三革命を経て、遂に東ヨーロッパに波及したるものなり。今日に至りて、未、立憲政體を立てざるものは、東洋諸國を除きては、唯、ロシアとモンテネグロと

(一)トルコは、一八七七年に憲法を發布したり、唯之を實行せざるのみ。

あるのみ。

三 國民主義

革命の第二結果として起りたるものは、國民主義なり。其要は、國家は人民の意思を容れて其發達に備ふるの機關なれば、其人民と歴史、宗教、言語、風俗を一にする者に非ざれば、之を組織するに適當なるべからず、故に、異種民族に支配せらるゝの人民は、分立して、人種獨立を完うすべしと云ふに在り。夫のウーン公會の決議は、聯合四國の間に、權衡を維持するを目的としたるより、邦國の分合、往々にして、國民主義に戻るもの多かりしが、此主義はギリシア、ベルギーの獨立より始まりて、終、一般の思潮となりたること、爾後の事實の示す所なり。

四 殖産主義

革命の第三結果として起りたるものは、殖産主義なり。殖産主義とは、個々人民をして、其經濟上の發

(二)ナポレオン三世は、此主義を以て、イタリヤの統一を助け、又、メキシコの保護を企て、ドイツは此主義を以て、シラレスウヒ、ホルスタインの爲に戦ひたり。又彼のロシアは、

イランドの獨立を許さざるに於て、此主義に反對するに拘はらず、此主義を以て、バルカン半島に干渉を試み、ホンガリア人は、既に、此主義を以てオーストリアより分立し、アイルランド人も、此主義を唱へて、常にイギリスより離れんとせり。

達を遂げしむるを以て、國家最大の業務とするを云ひ、各立憲國は、此主義を以て民法を作りて、財産を保護し、刑法を布きて、非違を戒め、學校を設けて、子弟の教育に備へ、其他百般の制度を設けて、運輸、通信、交通、貿易の便を計れり。此主義の最盛に行はるゝ處を、イギリス、及、北アメリカ合衆國とし、フランス、ドイツ之に次ぐ。

五 膨脹主義

前章に述べたる膨脹主義は、畢竟、革命の間接の結果のみ。何となれば、人民の發達に際限なしと雖、各國の領土に、限界あれば、既に内國の富源を開發して、餘すなきの國は、將來の人口増加に對し、新に領土を擴むるの必要あり。然りと雖、ヨーロッパに於ては、國民主義の盛なるが爲に、一國を以て他國を合併すること到底行はれ難きが故に、列強、先を爭ひてヨーロッパ以外の大陸に征服、分割

(三)ヨーロッパ各國に奪取せられざる爲合衆國も、亦此主義を取れり。

(四)平和手段とは、周旋調停、仲裁等々判等ない。

殖民、居留、占領、保護を企つるものなり。^三

六 **平和主義** 以上數件の成果として、最近時に顯れ來れる一種の風潮を平和主義とす。即、ヨーロッパ、アメリカ列國の間に於て、戰爭するは、互に、其國民の發達に不利なれば、個々の紛議は、平和手段^四に依り、之を裁決し、軍備を減少して、其餘力を海外膨脹事業に轉用せんとする是なり。戰爭に代ふるに、仲裁々判を以てせんことを主張する團體は、ヨーロッパ、到る處に在り。ロシアは、未、立憲主義を採らずと雖、其國土の瘠薄なるが故に、膨脹主義に、最、熱心し、一八九九年、各國の代表者をオランダに召集して、萬國平和會議を開き、國際紛議和解條約を締結したり。

七 **日本の立憲主義** 前章に述べたる所を以て見れば、アジア、アフリカは、一般にヨーロッパ、アメリカ膨脹の犠牲に供せ

られんとするの時に當り、獨、自、立憲主義を取りて、その膨脹に對抗せんとするものは、日本なり。君主專制の國、必しも其臣民の發達を計らざるに非ずと雖、之を人々、自由の奮勵に因り、發達したる國民に比して、必、一步を輸するの實理を洞觀し、此國に、立憲政體を立つるを以て、國威發揚の唯一手段と爲し給ひしは、今上陛下の英明なる恩賜にして、日本國民のいかに感謝するも及ばざる所なり。

八 **日本帝國臣民の義務** 此の如く、立憲政體の本旨は、個個人民をして、奮勵し、自、發達せしむるに在れば、此政體を今上陛下より賜はりたる國民は、之を善用し、之に依り、其能力の發達に勉むるの義務あり。果して、能、之を善用し、人々發達せば、日本の富強は、東アジアに冠たるべく、之を

以て或は隣邦を誘導して、同じく立憲の道に入らしむるも、或は、之を以て、日本膨脹の範圍と爲すと雖、我の自由に屬せん。然れども、若、之を善用することを知らず、却て、之が爲に進歩を害するが如きあらば、内 今上陛下の鴻恩を空くし、外、列國の嗤を受け、日本も、遂に、ヨーロッパ、アメリカ膨脹の犠牲に供せられんとす。世界歴史の教指する所、此の如し。警めざるべけんや。

西洋史教科書 終

V2202

明治三十七年十二月四日印刷
明治三十七年十二月八日發行

—定價金九拾錢—
西洋史教科書附

著 作 者 有 賀 長 雄

印 發 者 兼 刷 行 者 龜 井 忠 一

東京市神田區裏神保町一番地



印 刷 所 三省堂印刷部

東京市神田區三崎河岸第十二號地

發 行 所 三省堂書店

東京市神田區裏神保町一番地

V227-369



